

十二月 大盡 丁丑朔

二日、寅内裏清凉殿ニ放火アリ、

〔小右記〕 ○前田 家本 十二月

三日、己卯、○中 略頭中將來、(藤原賴通)傳關白命云、去夜裏火置黒戸下・陣屋上、左少將實基・右少

將實康見之、吉上相共打滅、昨諸陣直(官カ)□人等可令問者、○中 略日來風病發動、不能參内、召

他上可被仰由相示之了、非仰下官、(藤原實資)只内々所談也、

四日、庚辰、去二日夜直諸官人可注進之事、仰大外記文義朝臣、(小野)々々々申云、可加注佐

乎、佐亦有□可注由仰之、

十二日、戊子、今明物忌、閉門固慎、○藤原實資第ノ怪異ノコト、大外記文義朝臣來門外云、

諸陣直官人勘文持參者、仰過物忌可持來之由、密々令申云、明後日可登山者、○藤原道長、

テ受成スルコト、本月十四日ノ條ニ見ユ、仍召取令籠宿、明且可見、預師重退去者、(朝任)

十九日、乙未、○中 略去二日直諸衛官人勘文、今朝付左頭、

六日、壬右近衛中將藤原公成ヲ藏人頭ニ補ス、

〔小右記〕 ○前田 家本 十二月

寛仁四年十二月二日 六日

火ヲ裏ミテ  
黒戸ノ下陣  
舍ノ上ニ置  
ク陣直ノ官人  
ヲ勘問セシム  
勘文ニ佐ヲ  
モ加フ

勘文ヲ藏人  
頭ニ付ス



六日、壬午、○中略今日以右中將公成被補藏人頭云々、○藏人頭藤原定頼ヲ參議ニ任ズルコト、十一月二十九日ノ條ニ見ユ、

〔公卿補任〕七 參議正四位下藤公成、廿八、〔寛七〕同四十二五補藏人頭、

〔職事補任〕後一條院藏人頭 右近中將正四位下藤公成 寛仁四十二六補、春宮權亮、

〔二代要記〕後一條天皇藏人頭 藤公成 正四下、右中將、寛仁四年十二月二日補、〔六カ〕二十二、兼春

宮權亮、○歷代皇紀同ジ、

九日、乙酉入道前太政大臣藤原道長、枇杷第ノ造作ヲ巡見ス、

〔小右記〕○前田家本 十二月

九日、乙酉、參入道殿之間、〔東カ〕仍留車、關白下枇杷殿、或云、

入道殿可坐枇杷殿者、〔藤原實資〕下官參枇杷殿之間、入道殿即來坐、被廻見造作、左大將教通・中納

言兼隆・道方・右兵衛督公信等參會、入道殿小時歸給、關白及卿相同從彼御共、余亦追從、

○中略、藤原實資、道長ニ、藤原實平ノ任官ニツキテ申スコトニカ、ル、十一月二十九日ノ條ニ收ム、即退出、

○道長、枇杷第ノ造作ヲ始ムルコト、三年二月二日ノ條ニ、皇太后、〔藤原〕新造枇杷殿

ニ遷御ノコト、治安二年四月二十八日ノ條ニ見ユ、

十日、丙戌權大納言藤原行成著座ス、

藤原頼通以下ノ公卿參會ス

源經頼等ノ結政所初參行成先ヅ宜陽殿ニ次デ陣座ニ著ス

經頼著座ニ當リテ方違ス

著座ノ儀ヲ雜人ヲ拂フ宜旨ニ依ル著座

官掌使部等隨從ス

祿ヲ給ハズ

未明ニ朝廳ニ著ス

〔左經記〕 十二月

十日、丙戌、晴、參結政所、〔藤原朝經・同定頼〕轉任之後、今日始參、〔源經頼〕無政、事畢余參陣、源中納言、

權大納言今日被著陣座并宜陽殿云々、〔藤原實資〕先著宜陽殿、次著陣座、〔藤原實信〕○行成ヲ權大納言、余并右中辨・左

少辨相共著南所、食了各退出了、

廿六日、壬寅、晴天、○中略余明日依仰可著座、爲避方忌、〔藤原實信〕自住宅官司當西方、仍近來大將軍遊

廿七日、癸卯、降雨、辰三刻著八省東廊、休幕所司儲之云々、出門之間并泰賢門中令掃往

還雜人等、但途中不制止、依宣旨著座之時不致重慎故也、有頃右中辨 章信、右少辨 頼明、

參會、有頃打已二刻、入自官西門、於廊下著靴、行自壇上、入自西廳西面北戸、經立蔀北

妻并少辨兀子後、著兀子、座席不溫之間、起揖、自本道退出、歸室町、次歸高倉、官官掌

并使部五六輩陪從、雖然依宣旨著座之時不給物云々、〔不脱カ〕仍給之、明日可著朝廳之由、仰下部

等、令催供奉所司等、

廿八日、甲辰、晴、未明參官司、著靴、著西廊床子、〔西上〕所司具了、史先著座、〔入自西面南戸〕

次余著座、次右中辨著座、民部錄經南門前屏東、進立版位申云々、堂上作法如例、事了起

座、出立畢、各退出、次參關白殿、頃之歸宅、



○二十七日、權左中辨源經賴著座ノコト、便宜合敘ス、

十三日、己右衛門府ノ倉燒亡ス、

〔小右記〕○前田 家本 十二月

米百餘石ヲ  
納ム所行  
盜賊ノ所行

十四日、庚寅、○中去夜右衛門府倉燒亡、件倉納米百餘石、盜所爲云々、

十四日、庚寅入道前太政大臣藤原道長、延曆寺ニ於テ廻心菩薩戒ヲ

受ク、尋デ、山上ニ七佛藥師法ヲ修ス、

〔小右記〕○京都御所東 山御文庫本 九月

御惱ニ依リ  
テ延引ス

廿八日、丙子、○中人々云、來月五日御受戒依御藥事延引、○御惱ノコト、九月十三日ノ條  
及ビ十月五日ノ第三條ニ見ユ、未

有改定之日、大略十二月、若明春歟、○藤原道長彼命也云々、

〔小右記〕○前田 家本 十二月

九日、乙酉、○中略、道長、枇杷殿ノ造作ヲ巡見ス、  
ルコトニカ、ル、本月九日ノ條ニ收ム、入道殿小時歸給、○藤原賴通關白及卿相同從彼御共、

余亦追從、左將軍申參從由、即有可相逢之命、仍奉謁、○中略、藤原實資、道長ニ、藤原資平ノ  
兼官ニツキテ申スコトニカ、ル、十一月

二十九日ノ條ニ收ム、又申不可參受戒由、即退出、

十二日、戊子、今明物忌、閉門固慎、○年末雜載、社  
會ノ條參看、大外記文義朝臣來門外云、○中密々令

申云、明後日可登山者、

十三日、己丑、請產穢假七箇日、

宰相兼官後○十一月二十  
九日ノ條參看、未參内、今日宜日、仍先參入、即罷出登山云々、今曉入道相府

登山、明日受戒、回心、諸卿追從、早朝四條大納言被示送云、或云、或人山上可用劔・笏

云々、爲之如何者、余報云、勅使外山上劔・笏未知事也、有時議歟、被隨身笏・劔、被進

止何事之有、○平歟但先年円融院・華山院御受戒、○永延二年十月二十九日ノ第一條  
及ビ寛和二年十月是月ノ條參看、把笏・帶劔之事

不覺而已、

十四日、庚寅、○中略

今日入道相府受戒後、宰相早可下山者、仍申剋許遣迎馬於坂下、戊剋許將歸云、下山雜人

云、臨昏事未了、亦雨脚不止、不可下云々、仍將來者、

十五日、辛卯、巳時許宰相下山云、昨日御受戒、雨脚不止、山上雲滿不異暗夜、卿相已下

衣裳如泥、不把笏・帶劔、如下官案、被修諷誦諸堂、從内裏以左少將顯基○源四位、有勞問、

亦宮々有御使、皆被物云々、從今日於中堂被行七佛藥師法、○頭書壇所中堂、一依目不見給、○二十年  
八月ノ條參看、

所被行之善歟、一七壇阿闍梨、○座主法印院源・大僧都慶命・前大僧都心譽・少  
僧都文慶・律師叡効・阿闍梨覺超・阿闍梨覺空、亦於中堂被

道長ノ登山  
山上ノ帶劔  
把笏ノ可否  
勅使ノ外例  
ヲ聞カズ

受戒ノ儀夜  
ニ入ル

降雨

内裏及ビ諸  
宮ノ御使  
中堂食堂ニ  
於テ七佛藥  
師法ヲ修ス  
眼病ニ依ル



中堂ニ不斷  
藥師經讀經  
ヲ修ス  
藤原賴通徒  
步登山ス

良圓公任等  
ノ儲ヲ營ム  
賴通ノ歸京

道虛日  
結政所ニ於  
テ度緣ニ請  
印ス

度緣千枚  
道長ノ下山  
公卿等西坂  
本ニ迎フ

寬仁四年十二月十四日

一七八

行不斷藥師經讀經、參上卿相大納言齊信・公任・教通・致仕俊賢・中納言賴宗・經房・兼  
隆・道方・參議公信・經通・廣業・資業・定賴、今曉入道殿登山、坂下持迎手輦、然而不  
乘、著藁履參上云々、  
四條大納言・帥中納言・宰相三人儲、內供良円所營、太豐贍、不可言、又云、今朝關白登山、  
十七日、癸巳、關白一昨從東坂登山、今朝被歸云々、內供自山示送云、相親人々云、入道  
殿坐山之間、不參入可無便者、何爲、不可必參、可隨示者、報云、〔有カ〕職人不參如何、云合  
法性寺座主、可從彼教諭、但可參、會彼座主、相共參入宜歟、明日道空、〔虛カ〕明後日可參入、  
十九日、乙未、早朝宰相來云、資平又云、今日於結政所可請印度緣、依入道殿命、申時已  
前可奉天台者、〔延曆寺〕從內有召、依結政所請印事歟者、ルハ、ソノ要無カルベシ、  
廿日、丙申、宰相來云、明旦入道殿下、卿相騎馬、關白被參云々、隨身於馬可參向西坂  
下者、又云、昨日於結政所令請印度緣千枚、今日藏人辨章信持登山云々、  
廿一日、丁酉、資平申剋許宰相來云、入道殿從西坂下給、關白殿・新大納言行成乘車、自餘卿  
相參會坂下、致仕大納言俊賢候御車後者、大納言教通・中納言賴宗・經房・能信・兼隆・  
實成・參議通任・公信・經通・廣業・資平・定賴皆騎馬、

山上ノ道長  
スノ房ヲ修理

座主院源受  
戒具十八種  
ヲ道長ニ贈  
戒壇  
誦經

中堂ニ至リ  
テ誦經ス  
讀經ノ請僧  
二十一口

〔左經記〕 三年八月

十六日、庚子、登山、爲令修理入道殿御房、先於御房召工等、令支度、  
四年九月

廿八日、丙子、天晴、來月五日御受戒可延引之由、自入道殿有仰、依内御惱不  
怠御也云々、  
十二月

十三日、己丑、雨雪、丑剋入道殿令登山給、上達部・殿上人或御共登、或追々參會、上達  
部・

十四日、庚寅、降雨、早旦山座主令權少僧都實誓奉受戒具十八種、或相傳物  
等云々、召實誓給御裝束一襲、又座主奉仕御儲、次有所々御使、内・東宮・大宮、  
大后宮・中宮、各給被物、白掛一重、不  
別四位・五位、次令渡戒壇給、威儀僧候廊中、上達部候南中門、敷臺、殿  
上人候東廊外南砌、諸大夫候西廊外砌、御受戒了、御座講堂有御誦經、二百倍乃端云々、  
二百倍乃乃四字、當  
二信乃五百ニ作ルベシ、次

御座主房令拜給、次還御々々房、此間甚雨、又始自今夜七ケ日、於中堂并食堂被行藥師法并  
讀經、一壇於中堂被行、六壇於食堂被行、  
請經於中堂被行、不斷藥師經、入夜令參中宮堂給、被行誦經、又始修法・讀經等云々、

御修法阿闍梨、山座主院源、番僧十五口、權大僧都慶命、番僧六口、少僧都文慶、番僧六口、前  
僧都心譽、番僧六口、權律師叔効、番僧六口、覺超、番僧六口、  
六字ヲ脱スルカ、御讀經  
廿一口、本願藥師經、僧綱  
三口、凡僧十八口、

寬仁四年十二月十四日

一七九



頼通中堂ニ  
誦經ヲ修ス  
中堂久住者  
ニ布ヲ給ス

講堂二千僧  
讀經ヲ修ス

道長ノ歸京  
ヲ見物スル  
者多シ

十五日、辛卯、時々降雨、關白殿登山給、於中堂有誦經、實誓僧都奉仕御儲之、  
十七日、癸巳、晴、關白殿以絹賜御修法・御讀經等僧并番僧等、又以手作給中堂久住者等、  
合下給之、

十八日、甲午、延曆寺千僧集於講堂、爲殿御行藥師經御經、〔讀脱カ〕座主并導師・咒願等  
給被物、綾掛各一重、

廿一日、丁酉、晴、賜御修法・讀經僧并延曆寺所司中宮堂各住者等布施・祿等、有差、及  
午剋、令歸京給、關白殿率上達部令參西坂本給、及未剋入京給、〔久カ〕中納言以下皆乘馬供  
奉、見物車夾路繁多、

〔日本紀略〕後一條院 三年十二月

十三日、乙未、〔道長〕○中略、荷前使ヲ定ムルコトニカ、今日、入道前太政大臣於天台山受廻心菩薩  
戒、○今日以下ノ文ハ、四年ニ  
係クベキヲ誤レルナラン、

四年十二月

廿一日、丁酉、入道前太政大臣自台山歸京、去十三日爲受廻心戒登山、七箇日間被修七佛  
藥師法也、

〔三十五文集〕〔道長〕後入道殿御戒牒 延曆、

蓋聞、雖歷相國之崇宰、不能期佛位、雖居戚里之重寄、不能化法界、其唯携木刃、以爲菩

戒牒

作者藤原義  
忠

提之力、守戸羅、以爲濟度之縁、行覺早遁槐路之塵、偏仰蓮臺之月、其誠普矣、何徒催飛  
華落葉之觀哉、其誓弘焉、猶須信上求下化之心也、是以去年於東大寺受聲聞戒、今契寛仁  
四年十二月十四日、於此延曆寺大乘戒壇院、廻心向大、爰受菩薩別解脱戒、伏願、大慈照  
此素誠、稽首和南、謹疏、

寛仁四年十二月十四日

比丘

謹疏

作者義忠〔藤原〕

清書

〔榮花物語〕

十五 うたかひ  
○梅澤義一氏所藏三條西本

○上略、道長、東大寺ニ於テ、受戒スルコ  
トニカ、ル、三年九月二十九日ノ條ニ收ム、やまには、ら

〔今鏡〕

一 すへらきの上  
くもる

〔寛仁四年〕  
十月には入道のおとゝひえにのほり給て、〔廻〕惠心とかいひて、御  
かいかさねてうけさせ給、

〔阿娑縛抄〕

二百十五 諸法要略抄  
七佛藥師法

寛治四年十二月日、大入道殿登山受戒之次、被修七佛藥師法、阿闍梨七人、

中堂一壇、西方院座主  
法印院源、

食堂六壇、慶命・覺  
超等也、

寛仁四年十二月十四日

一八一



修法結願ノ  
日千僧供ヲ  
行フ

〔天台座主記〕

〇青蓮院所藏 第廿六法印院源院西方 治山八年、〇中 略

(寬仁四年) 十二月十三日入道前太相國登山、同十四日廻心受戒、即日被行七佛藥師法并藥師經不斷經、於講堂以千口僧被行藥師經讀經、各給度緣一枚、廿日、御修法結願之日、令引千僧供、於三津濱(頭書) 令行之、

入道太相國登山廻心受戒事、此御受戒寬仁或三年、或四年、記錄不同也、而以外記々等勘見之處、四年定也、

〔扶桑略記〕

二十八 十月日、入道大相國於天台山延曆寺廻心受戒、〇百練抄 異事ナシ、

〔歷代皇紀〕

後一條 四年十月廿日、入道大臣於台嶽大乘戒壇廻心受戒、時座主院源法印、

〇道長、出家スルコト、三年三月二十一日ノ條ニ、東大寺ニ於テ受戒スルコト、同年九月二十九日ノ條ニ見ユ、

十八日、甲午、疫癘ニ依リテ、大極殿ニ於テ、臨時仁王會ヲ行フ、又、六齋日ノ殺生ヲ禁ジ、輕犯者ヲ免ズ、

〔小右記〕

〇前田 十一月

廿一日、戊辰、〇中略、安倍吉平、雷鳴ノ占異ヲ奏スルコトニカ、ル、十一月二十一日ノ條ニ收ム、近日往々時行發起云々、或合家死亡、

全郷罹病ス  
ルモノアリ

藤原頼通四  
角四堺祭ヲ  
行ハントス

仁王會定  
檢校

行事所廻文

或一郷悉煩云々、

十二月

三日、己卯、〇中 頭中將來、(藤原頼通) 傳關白命云、〇中略、内裏清涼殿ノ放火ノコトニカ、ル、本月二日ノ條ニ收ム、又云、疫癘往々有

聞、仍可被行四角四堺祭者、〇四角四堺祭ヲ行ハントスルコト、便宜合斂ス、

十三日、己丑、請産穢假七箇日、〇中 略

今日左大臣定仁王會事云々、檢校中納言經房・參、(藤原) 公信、

十四日、庚寅、昨日仁王會定、而宰相不參、仍右中辨章信書五位、云々、(仁王會日事、取案内於左府邊、即相府被)

十六日、壬辰、此度仁王會於大極殿可被行歟、觸穢人不可加供、亦依例於諸堂・門等可被

行歟云々、召遣行事史信賢問案内、申云、於大極殿可被行也、令仰云、觸穢人不可加供、然而公家爲攘疫癘殊所被行、以不穢物可行加供、不可除廻文也、俸祿太厚、素飡多恐、仍所仰也、信賢云、檢校帥中納言經房・右兵衛督公信者、左府所示頗相違、被思誤歟、從仁王會行事所廻文持來、



藤原實資觸穢ヲ押シテ加供ヲ行フテ當日ノ闕請六十人ニ及朝講ヲ夕刻ニ始ム内侍宣

十八日、甲午、○中略  
宰相來、即參大極殿、々々々立百高座、被行仁王會、令加供、僧綱一口、僧六口、  
十九日、乙未、早朝宰相來云、昨參内、依仰參大極殿、當日闕請及六十人、仍僅臨薄暮始朝講、夕講如不行、惣不讀經、無感應歟、又云、六齋日不可致生之宣旨下、新大納言行成（藤原）卿奉之、輕犯者被免、別當公信奉仰令勘申、若依内侍宣被原免歟、

〔左經記〕 十二月

十九日、乙未、晴、風聞、昨於大極殿被行仁王會、御前院宮如常、及當日辭退輩冊口許、之依疫病也  
仍補闕請之間、已及晚景被始、入夜事了、僧已不足云々、又今日依上卿仰有出居云々、納言、少一代一度會日有出居、時臨會無出居、上卿被行之旨未知其意、○中略又賜六齋日可禁殺生官符於諸國、又可免輕犯者之、（脱アラン）被仰別當云々、

〔日本紀略〕 後一條院 十二月

十六日、壬辰、於八省院東廊大祓、依仁王會也、  
十八日、甲午、臨時仁王會、未斷輕犯之輩被免之、

〔榮花物語〕

十五、うたかひ  
○梅澤義一氏所藏三條西本

大祓

例ヲ破リテ出居ヲ置ク殺生停止ノ官符

（藤原道長）とのの御まへよをしりそめさせたまひてのち、みかとは三代にならせたまふ、○中略かのわか御みひとつにて、三代のみかとの世のノ三字アリ、御うしろみ○富岡本、次ニまつり事ノ四字アリ、をせさせたまふに、六十よこくの致生を六齋の日○殺生以下七字、富岡本、六齋日のせつ生をニ作ル、とめさせ給、よきことをはすゝめ、あしきことをはとめさせたまふ、○富岡本ヲ以テ校ス、

○疫癘ニ依リテ、仁王經御讀經ヲ行フコト、閏十二月二十五日ノ第一條ニ見ユ、

入道前太政大臣藤原道長ノ申請ニ依リテ、無量壽院ニ阿闍梨六口ヲ置キ、封三百五十戸ヲ寄進ス、

〔小右記〕

○前田家本 十二月

十九日、乙未、早朝宰相來云、昨參内、○中略、臨時仁王會ノコトニカ、ル、本日ノ第一條ニ收ム、又无量壽院置阿闍梨六人、又被寄封之宣旨左大臣奉之、分入道相符封三百戸被寄者、

〔左經記〕 十二月

十四日、庚寅、降雨、○中略今日無量壽院可置阿闍梨並所司之御申文被奏之、  
十九日、乙未、晴、風聞、昨○中略、臨時仁王會ノコトニカ、ル、本日ノ第一條ニ收ム、又被下無量壽院阿闍梨宣旨、（圓仁）慈覺大師門徒三人、貞圓・桓舜・攝源、智證大師門徒三人、舞世・念算・最命、

道長ノ封戸ヲ割キ充ツトノ三百戸ノ説  
申文ヲ奏ス  
兩門々徒各三人



〔日本紀略〕後一條院 十二月

十八日、甲午、○中略、臨時仁王會ノコトニカ、ル、本日ノ第一條ニ收ム、以入道前太政大臣給封三百五十戸、永宛給無量壽院、

〔僧綱補任〕乾長元八年 彰考館本

律師桓舜 寛仁四年十二月、依彼院座主僧正院源奏、爲無量壽院最初阿闍梨、

〔天台座主記〕二 青蓮院所藏 僧正 西方 治山八年、○中略

同月十八日、放法成寺阿闍梨三口解文、

〔歷代皇紀〕後一條天皇 裏書 院源 寛仁四年十二月十八日、給法成寺阿闍梨三人、

○道長、無量壽院ヲ供養スルコト、三月二十二日ノ條ニ見ユ、

二十二日、戊官奏、陣申文、位記請印、

〔左經記〕 十二月

鑑文  
大糧申文

廿二日、戊戌、晴、參内、有官奏、(源經頼) 余候奏、鑑文三 (藤原顯光) 左府於陣令申大糧文給、 (藤原定頼) 右大辨被候、 (藤原實資) 次權

二十四日、庚子季御讀經、

大納言於陣被行位記請印、

〔小右記〕○前田 家本 十二月

廿日、丙申、○中略 召使申云、廿四日季御讀經始者、

廿四日、庚子、今日季御讀經、仍參入、宰相乘車尻、帥中納言經房・源中納言道方・式部

大輔廣業在陣座、左大臣參上了者、仍參上殿上、此間出居著座、次左大臣・余・中宮大夫

齊信・權大納言公任・新大納言行成・修理大夫資平候御前、行香、侍臣二人相加、酉剋退

下、即罷出、右大辨定頼云、經房・道方等卿候南在、廣業不候南殿退出、依新任歟、(原廣)

業ヲ參議ニ任ズルコト、十一月二十九日ノ條ニ見ユ、公任卿云、然者只不可參歟者、右大辨候南殿者、

廿七日、癸卯、○中略、小一條院王子御著袴ノコトニカ、ル、本月二十七日ノ第一條ニ收ム、今日御讀經結願、先參内可參入、極寒降

雨之日、一身兩所之事、可無爲術、(資平) 匠作參内及院訖、

廿八日、甲辰、匠作云、昨日御讀經秉燭結願、無陣饗、違前例、亦中納言兼隆・道方・參

議公信・經通・廣業・資平・定頼等參入、

〔左經記〕 十二月

廿二日、戊戌、晴、參内、○中略 次被補御讀經闕請、(雖一任) 右大辨執筆、右大辨隆被候、參議之後、

○藤原定頼ヲ參議ニ任ズルコト、十一月二十九日ノ條ニ見ユ、未書定文、初書僧名○中略 等文、頗可有憚者、仍辨書之、

御前ノ行香  
藤原廣業新  
任ノ參議ナ  
ルヲ以テ南  
殿ニ候セズ

結願

陣饗ナシ

闕請ヲ補ス  
初メテ定文  
ヲ書スルニ  
僧名ノ文ヲ  
避ク



〔日本紀略〕後一條院 十二月

廿四日、庚子、季御讀經始、

廿七日、癸卯、結願、

○太皇太后宮・皇太后宮及ビ中宮季御讀經ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔小右記〕○前田家本 十二月

太皇太后宮御讀經

廿九日、乙巳、太皇太后・東宮屬等來云、明日御讀經始、可參入者、答所勞由了、

卅日、丙午、今日射場始、○本月三十日ノ第一條參看、并事定等、 有所勞不參入事、付匠作令

披露、又太皇太后宮御讀經發願不參事、可觸女房由同相含訖、

閏十二月

一日、丁未、○中略 匠作云、昨太皇太后宮并中宮御讀經始、先卿相參入、（敦良親王） 次射場始、

十六日、壬戌、匠作來云、昨日依召冒雨參内、○中略、臨時仁王會僧名定ノコトニカ、 左右大辨

不參、仍所召也、但右大辨定頼申物忌由、候皇太后后御讀經、甚奇恠也者、

〔左經記〕 十二月

卅日、丙午、晴、參内、大宮・中宮御讀經始、秋季、

中宮御讀經  
東宮御讀經  
ヲ停ム  
皇太后宮御讀經

秋季

二十六日、壬政、

〔左經記〕 十二月

廿六日、壬寅、晴天、參結政所、有政、（藤原教通） 政畢上不著南所、

物忌、入内、五位辨出納如例、上一揖、辨・少納言・外記・史一同答揖之、官掌歸本座、

申上卿御出之由、了左中辨并余次第起座、到出立辨前一揖、五位辨者上卿入内之後、列立左衛門陣北架戸前、外記・史等者列立屏前、

辨・少納言先立所也、辨・史・外記一同答揖、了次第入内、著腋床子、

故中務卿具平親王々子師房御元服ノ儀アリ、仍リテ、源朝臣ノ姓ヲ賜

フ、

〔小右記〕○前田家本 十二月

廿五日、辛丑、入夜敦親朝臣來云、關白御消息云、明日聊有經營、若無殊障來哉者、夜間

無障者、報以可參趣、

廿六日、壬寅、○中略 西時許參關白殿、匠作乘車、謂關白殿是上東院、（門脱カ） 藤原頼通、上東門第西

ノ第二條、今日故中務卿親王々子師房三、加首服、於西對南廂有此事、新大納言行成暫在南

廊、余亦在其處、以右頭中將公成被示云、只今參入者、秉燭後主人出居南廊、卿相參入、

十三歲  
藤原頼通ノ  
上東門第西  
對ニ於テ行

上卿藤原教  
通安和以後  
上卿一人政ヲ  
行フ例ナシ  
南所物忌



理髮源濟政  
加冠藤原實資

冠者位袍ヲ著ス  
朗詠  
牽出物

參内

頼通ノ養子

蹙清談、其後主人示案内、先著座、次下官并彼是次第著座、殿上人著座、南又、上達部饌預居、殿上人又同、盃酌等事如例、亥剋敷円座二枚、上達部冠者著座、自西方經殿上人座前、次雲上人取理髮具、置冠者前、冠者未著座之前可置敷、將修理權大夫濟政隨催著円座、理髮、右少將隆國・良頼等執脂燭進居左右、理髮了入巾子退居、主人再三勸、下官起座、進自座上、依主人命所進也、坐円座、指入冠於巾子、取髮騷理髮、復本座、濟政進而理髮、了退出、次冠者退入如出儀、次撤理髮雜具・円座等、次敷加冠座、疊・上敷・茵等次居前物、高坏十二枚・打敷等理髮座敷殿上人座上、濟政著座、依主人催著彼座、大納言三人勸盃、齊信・公任・行成余立箸、了復本座、冠者著座袍、入自西中門拜禮、五品秉燭、滿座朗詠、一兩巡、其後被物、上達部・殿上人・理髮等、上達部女裝束、加冠加織物掛、理髮綾掛袴敷、不憚見、次有牽出物、馬一疋、即罷出、鶴毛廿八日、甲辰、藤原藏人右中辨章信朝臣持來宣旨次云、昨夕新冠師房朝臣先日賜源氏姓云々、參内、○下略、源師房ニ昇殿ヲ聽スコトニカカル、本月二十七日ノ第二條ニ收ム、

〔左經記〕 十二月

廿六日、壬寅、晴天、○中略、政ノコトニカ、ル、本日ノ第一條ニ收ム、次參關白殿、故中務卿宮二男元服、關白殿養子也、今日改名字并給經、主客著座、盃酌兩三巡了、及剋限、亥云敷冠者・理髮座等、菅圓座、冠者地下四位取之、理髮地下五位取之、次

理髮具

師房藤原道長ノ許ニ參ル

本名資定

藤原實資連  
夜ノ祝儀ニ  
堪ヘズシテ  
參列ヲ辭ス

冠者著座、直衣束帶、次置調度等、冠入柳管置右方、泔坏入柳管置同方、櫛巾并本結・紙・刀等入管蓋一合、置左方、五位三人各取之、次理髮著座、大皇太后宮亮濟政政朝、次指燭者二人進居、殿上五位二人、次理髮云々如例、先指燭者立、次冠者、撤調度、次撤圓座、實資、右大將次居加冠、高坏、地下五位陪膳、居理髮前物、机二、加冠・理髮著座、此間冠者改、衣進庭拜之、三环畢歸本座、一兩巡之後、被物有差、次牽出物、馬、事畢冠者被參御堂、人々退出、村上天皇〔公卿補任〕七萬壽元年、非參議從三位源師房、十五敷、寛仁四正五從四位下、二世、天曆御後、年十一、三十九十二月廿六日賜源朝臣姓、元服日、本名資定、同日改名、

○師房、昇殿ヲ聽サル、コト、本月二十七日ノ第二條ニ見ユ、

二十七日、癸卯、小一條院王子著袴ノ御儀アリ、

〔小右記〕○前田家本 十二月

廿六日、壬寅、○中略、小一條院以判官代永信朝臣被仰云、明日可參入王子著袴者、敦明廿七日、癸卯、○中略

今夜院王子著袴、須參入、而老者連夜奔營、更不可堪、○藤原實資、源師房元服ノ儀ニ參入ス、ルコト、本月二十六日ノ第二條ニ見ユ、就中今日御讀經結願、○本月二十四日ノ條參看、先參内可參入、極寒降雨之日、一身兩所之事、可無爲術、仍有所勞、痔病、不參入之由、便以匠作令觸左衛門督、匠作參内及院訖、藤原資平



藤原頼通腰ヲ結ブ  
管絃

源師房ニ昇殿ヲ聽ス  
御格ノ子ノ間祿ヲ給フ儀  
師房小敷敷ノ前ニ於テ拜舞ス  
朝餉ノ壺ニ於テ拜舞ス  
藤原廣業同定頼ニモ昇殿ヲ聽ス

寛仁四年十二月二十七日 二十八日

一九二

廿八日、甲辰、匠作云、昨日御讀經秉燭結願、○中 事了參院皇子著袴、先是關白・大納言(藤原) 教通・中納言頼宗・經房・參議通任參入、關白結腰、引出物馬二疋、亦贈物、無御祿、有管絃、上達部・殿上人・伶人祿有差、殿上人・伶人疋絹、但藏人頭縫物、 權中納言源道方等二昇殿ヲ聽ス、

〔小右記〕 ○前田 十二月

廿八日、甲辰、○中 藏人右中辨章信朝臣持來宣旨次云、昨夕新冠師房朝臣先日賜源氏姓云々、○本月二十 六日ノ第 二條參看、參內、被聽昇殿、又給祿、依下格子、(間カ) 間六位一兩、不知其儀、無爲術、自御手水間給之、師房就傳者等說、於小板敷前拜舞云々、未聞事也者、於朝餉方賜御衣之時、下壺地拜舞之例也、

〔左經記〕 十二月

廿九日、乙巳、晴、不他行、或人云、去七日源中納言(二十七) 式部大輔(藤原廣業) 右大辨(藤原定頼) 大夫君 師房、被聽昇殿、入夜大夫君被參、即召朝干飯方賜御衣、下隔子 後自人々聞此事云、朝干飯方給祿人、下御前壺拜舞、未聞出侍方拜之由云々、  
二十八日、甲 辰、內侍所御神樂、

召人十六人  
賢所御前物

饗

祿

御惱ニ依リテ延引ス

〔左經記〕 十二月

廿八日、甲辰、晴、○中 今夜有內侍所御神樂云々、召人十六人、地下・殿上人 近衛司者七人、人長在 此中、內侍二人、一人典侍、 博士十二人、(マ) 關司六人、女官十六人、下四人、賢所御前物十二菓子四、干物四、飯四、已上物本自有御前、居八足机、御酒召酒殿 盃、用之、 內侍陪膳、博士取御盤云々、御幣十帖納柳櫃奉之、先例四帖云々、 饗、內侍二人前、衝重各二 物、博士十二人、同前、關司并女官等、各衝重一合、 召・近衛司等、衝重各二合、 可然人々祿殿上人取之、祿典侍、白褂 掌侍、白單衣 博士二人、命婦白單重一領、 女官疋絹、下手作各一端、以所布給之、召人、白單衣 各一領、近衛司者疋絹、

三十日、丙 午、射場始、

〔日本紀略〕 後一 十二月

卅日、丙午、弓場始、

〔小右記〕 ○前田 十二月

廿九日、乙巳、○中 內豎來云、明日射場始、可參入者、令申承由、但明日可令觸故障頭藏人許、例弓場始十月上旬、而因御藥延引歟、○御惱ノコト、九月十三日、 經時剋、內豎重來云、(藤原) 章信朝臣傳仰云、關白殿御消息云、明日可有定、○本日ノ第 亦可有射場初、可早參者、此

寛仁四年十二月三十日

一九三



藤原實資所  
掌作法ヲ  
同章信ニ示  
ス

度令申有所勞不可參由了、

資平○藤

卅日、丙午、今日射場始并事定等、有所勞不參入事、付匠作令披露、○中略所掌作法依章信

閏十二月

一日、丁未、○中略匠作云、昨（藤原彰子）太皇太后宮并中宮御讀經始、○本月二十四日ノ條參看先卿相參入、○注

次射場始、（藤原賴通）關白（藤原顯光）左大臣（藤原賴通）大納言（藤原齊信）行成（藤原賴宗）中納言（藤原賴宗）經房（藤原兼隆）道方（藤原道隆）參議公

信（藤原經通）・經通（藤原廣業）・廣業（藤原定賴）・資一（藤原資一）、前々關白候御後、而今日候上達部座、中宮獻懸物、（マ）五度了、

所掌右近（藤原少將良賴）、（マ）獻り給フ

參入ノ公卿  
藤原賴通公  
卿座ニ候ス  
中宮懸物ヲ  
獻リ給フ

〔左經記〕 十二月

卅日、丙午、晴、參内、○中略弓庭始、上達部著座之後、關白殿自御後下著壁下座了、（マ）三度、

〔年中行事秘抄〕 （裏書） ○前田家本 休日弓場始例

寛仁四十二卅、

〔樗囊抄〕 （年中行事） 弓場始（十月五日） 延引

寛仁四十二卅、（有閏十二月）

休日

寛仁四十二卅、

僧綱召、内侍司除目、

〔小右記〕 （前田家本） ○前田（十月） □□

廿八日、乙巳、藏人辨章信示送云、今日御讀經結願後、○御惱ニ依リテ、御讀經ヲ修スルコト、十月八日ノ條ニ見ユ、可補諸

寺別當、必可參入者、（藤原賴通）關白命也者、令申可參由、○中略宰相同車參内、參上殿上、以章信朝

臣令（申カ）參入由、御讀經結願後有可被仰事者、○中略、御讀經結願ノコトニカ、ル、十月八日ノ條ニ收ム、及秉燭行香、（藤原實資）余（中納言）房（源房）・參議道方（源房）・朝經（源房）・經（源房）・資平（源房）・○中略、同上、余候殿上之間、章信傳關白命云、於鬼間可相逢者、即參謁、命云、

可定諸寺別當、而諸卿數少、雖然可定歟如何者、申云、上達部數少之上、今日没日、最忌

日也、神事之後、○春日祭ノコト、十一月一日ノ條ニ見ユ、宜日被定宜歟、（白許カ）關（白許カ）□□諾、此間帥中納言行成參入、依

召參入云々、大納言□□同召、依此定事也云々、（藤原）公任卿不參、

閏十二月

一日、丁未、○中略匠作云、昨（資平）○中略、射場始ノコトニカ、於仗座任僧綱・大威儀師・威儀師三

人・阿闍梨・諸寺司等、（資平）僧正深覺、轉任、權僧正院源、權律師觀眞、（資平）大威儀師觀峯、阿闍梨云々、威儀師云々、

寛仁四年十二月三十日

没日ノ定ヲ  
避ク



藤原頼通辨  
ヲシテ女官  
除目ヲ書セ  
シムル例ノ  
有無ヲ藤原  
行成ニ問フ

諸寺別當  
威儀師  
阿闍梨  
典侍ヲ任ズ

藤原顯光僧  
綱召ノ宣命  
ハズシテ退  
出ス

宣命使綱所  
ニ向フ

四日、庚戌、○中  
匠作來云、今日參殿、○中 權僧正院源參殿、被羞饌志馬云々、

〔左經記〕 十二月

廿二日、戊戌、晴、參内、○中略、藤原行成、位記請印ヲ行フコトニカ、ル、本月二十二日ノ條ニ收ム、關白殿被仰云、令辨書女官除目之例有無之由、可問權大納言者、臨陣方傳仰旨、被申云、爲輔中納言爲中辨之時、書男官除目云々、女官除目書否只今不覺者、以此由令申、過今夜可行之由被仰之、

卅日、丙午、晴、參内、○中略、射場始ノコトニカ、事了上達部歸著陣座、關白殿不著、有僧綱召、僧正深覺、權僧正院源、權律師觀眞、被補諸寺別當、元慶寺實言、天王寺定基、西大寺憐因、法隆寺延幹、東大寺朝徳、○以上五字、當ニ小字ニ作ルベシ、任威儀師、大觀峯一人、鴻助・運空・慶範、被下阿闍梨宣旨、惣持院平燈、惣持寺運慶、藥師寺信源、法性寺智圓、勝蓮華院日源、被補典侍、菅原子、

閏十二月 一日、丁未、晴、○中 關白殿被仰云、夜部僧綱召、左大臣被奉行、而不仰宣命事退出云々、頗不決事也者、大夫外記文義申云、夜部内記示候之、宰相早以退出、仍昨日召内記、可送里第之由、有左府命、仍今朝可參之由、遣仰内記許了者、及晚帥中納言被參、被奏僧綱召宣命草、左府被申故障故也、右兵衛督・少納言信通等可向綱云々、

〔日本紀略〕 後一條院 十二月

卅日、丙午、○中 略 今日、任僧綱并諸寺別當・阿闍梨、又内侍除目、

〔僧綱補任〕 三 ○興福寺本

權僧正深覺 十二月卅日轉正、〔法務、六十六、〕

法 印院源 十二月卅日轉任權僧正、〔七十、〕

權律師觀眞 十二月卅日任、花嚴宗、東大寺、已講勞、光智大僧都入室、〔七十二、〕大和國人、

國人、

〔僧綱補任〕 乾 ○彰考館本

僧 正深覺 十二月卅日轉正、法務、六十六、

權僧正院源 十二月廿日任權僧正、

律 師觀眞 華嚴宗、東大寺、〔三〕 閏十二月卅日任、〔三會勞、年六十四、〕 寬弘八一講師、光智大僧都弟子、

〔正倉院文書〕 東南院文書 壹櫃第五卷

太政官牒東大寺

應補任別當權僧正法印和尚位深覺辭退替事

寛仁四年十二月三十日

太政官牒

僧正深覺

權僧正院源

權律師觀眞



東大寺別當  
朝晴

寬仁四年十二月三十日

一九八

傳燈大法師位朝晴

凡僧別當  
深覺辭退  
替

右、得彼朝晴去八月九日解狀傳、謹案舊例、寺家者是天下第一之伽藍、朝中無二之御願也、至于別當者、自爾以來、不依舊次、只被簡任僧綱・凡僧之中、已經數代也、近則大法師寬救依自解被任、大僧都法眼和尚位脫之光智為寺家五師之時、以衆解補任、律師法橋上人位法緣為三會已講、依大僧都法眼和尚位觀理之讓被任、大法師平崇以衆解被任、權僧正法印和尚位深覺為內供奉十禪師之時、雖無解狀、暗以被任、已上五人、皆為凡僧被任別當之例也、今朝晴為常住伽藍之三會已講、年藹共積、奉公年尚矣、運之已至、不可不言、望請、特蒙天恩、早任舊例、被恤任權僧正法印和尚位深覺辭退之替、且致興隆佛法修治堂舍之勤、兼仰常住伽藍奉公勞積之貴者、左大臣宣、奉勅依請者、寺宜承知、依宣行之、牒到准狀、故牒、

寬仁四年十二月卅日

正五位下行左大史但波朝臣自署下同シ「奉親」牒

正五位下守右中辨兼右衛門權佐藤原承傳「朝臣」  
(以下別筆)奉行

治安元年三月三日

別當僧正

都維那法師

權別當大法師

少別當大法師

權上座威儀師「鴻助」

上座大法師「安鑿」

寺主威儀師「慶範」

權寺主大法師(念秀)「衡」

〔東寺文書〕

甲號外  
二十八

西大寺別當次第

蓮胤寬仁四、治七、東大寺

法隆寺別當次第

延幹寬仁、治四、東大寺

天王寺別當次第

三井僧都  
定基寬仁四十二廿九、治十四、

安樂寺別當次第

寬仁四年十二月三十日

一九九

西大寺別當  
蓮胤

法隆寺別當  
延幹

天王寺別當  
定基



安樂寺別當  
增守

寛仁四年十二月三十日

増守 寛仁四補、

長谷寺別當  
扶公

長谷寺別當次第  
興、東妻室、  
法印權大僧都扶公、寛仁、

〔天台座主記〕<sup>二</sup>

○青蓮院所藏

第廿六、法印院源

院<sup>西方</sup>

治山八年、

○中略

法印ヨリ僧  
正ニ任セラ  
ル、初例

同卅日、任僧正、自平法印任僧正之初例也、

〔初例抄〕<sup>上</sup> 自平法印任僧正例

院源 寛仁三年十二月日任權僧正、<sup>自平法印</sup>  
任僧正、

〔東大寺別當次第〕<sup>六十</sup>

傳燈大法師朝晴 已講、

寛仁四年十二月卅日符、

三論宗、本寺東南院、大和國添下郡人、  
深覺辭退替、禪徵僧都資、○中略

寺務三月、

寛仁五年  
正二・三、

同年四月一

日卒、

不補別當二年、<sup>治安元・二、○東</sup>  
大寺要録異事ナシ、

〔法隆寺別當次第〕 延幹君

治四年、東大寺分、在京、寛仁四年 庚申、十二月廿七日宣旨任之、次年 辛酉、治安元年八

東大寺俗別  
當藤原顯光  
同源經頼

月拜堂、

〔東大寺別當次第〕<sup>五十九</sup>

權大僧都深覺

俗別當左大臣 藤原頼通、寛仁四  
年十二月十三日符、

從四位上行左中辨兼内藏頭近江守源朝臣經頼 符、<sup>同日</sup>

〔東大寺要録〕<sup>五</sup>

別當章七

大僧都深覺

長和五年五月任、依大  
衆申請任之、清壽死替、

寺務五年 同五・寛仁元・二・三・四、

○中略

俗別當<sup>權脱</sup>左中辨源經頼 寛仁四年十二月十三日符、

左大臣 同年同日符、

〔慶延記〕<sup>三</sup>

下醍醐雜事記一

一、俗別當

○中略

最末官符中納言兼宮内卿源朝臣道方、

寛仁四年閏三月廿三日符、

○東大寺及醍醐寺俗別  
當ノコト、便宜附載ス、

寛仁四年十二月三十日

醍醐寺俗別  
當源道方



寛仁四年閏十二月一日 五日

閏十二月 大盡 丁未朔

一日、丁未、官奏、

〔左經記〕 閏十二月

一日、丁未、晴、參結政、無政、事了參陣、〔藤原定頼〕右大辨被參、有官奏、〔源經頼〕候力〔藏脱力〕

十六日、壬戌、有敷甚官奏、〔藤原章信〕辨奏申、〔藤原章信〕

廿日、丙寅、降雨、午後有奏、〔候力〕余修、文、御覽文之間已秉燭、是依左大辨遲參也、〔藤原朝經〕

廿六日、壬申、天晴、〔中略〕政ノコトニカ、〔中略〕本月八日ノ條ニ收ム、事畢上以下入内、及午後有奏、〔余候〕之、

○十六日・二十日及ビ二十六日、官奏ノコト、便宜合致ス、

五日、壬子、新任國司等ノ申請ノコトヲ定ム、

〔小右記〕 〔前田〕十二月

廿九日、乙巳、〔中略〕藤原實資、射場始等ノ催ニ所勞ヲ稱ス、〔顯光〕ルコトニカ、ル、十二月三十日ノ第一條ニ收ム、晚景召使令申云、明日可有定、可

參入之由、左府御消息者、同答所勞又了、

卅日、丙午、今日射場始并事定等、有所勞不參入事、付匠作令披露、〔資平〕藤原

閏十二月

上卿藤原顯光

文十二枚

四箇國ノ申請ノ執筆藤原定頼

大和國ヲシテ春日社ヲ造進セシム物ヲ社司ニ渡ス

攝津守源長經ノ申文ヲ繼ガシム

春日社ハ社家造替ストノ説

四日、庚戌、召使云、明日左大臣有可被定申事、可參入者、稱所勞、〔顯光〕

五日、壬子、匠作云、昨左右丞相及已次卿相等多參、被定四个國新任司等申請事、右大辨定頼書之、〔藤原〕

十四日、庚申、〔中略〕藏人右中辨章信來仰云、〔藤原〕○中略、内裏諸門等修築ノコトニカ、又仰云、造春日

社事猶可令當國司造進、〔大和國〕○春日社行幸ノコト、治安、元年十月十七日ノ條ニ見ユ、但至防河事者、以新物度社司可令勤者、〔實茂社カ〕

○防鴨河ノ定ノコト、五、仰同辨了、

十七日、癸亥、〔中略〕從藏人辨章信持來宣旨、〔源〕攝津守長經申文、仰可令續文之由、有可定仰、仍先下

所司令續耳、

〔千鳥文書〕 二

注 當社造替并臨時御遷宮役人事

○上

略

一、治安年中、〔御遷宮役人〕是忠、〔神宮預〕同、

略

已上、以大和國添上・山邊兩郡、社家造替之、

寛仁四年閏十二月五日



○春日社造營及ビ防河ノコトニツキテ指示スルコト及ビ攝津守源長經ノ申文ヲ定メントスルコト等、便宜合斂ス、

八日、甲寅、政、

〔左經記〕 閏十二月

八日、甲寅、晴、〔參脱カ〕結政所、有政、〔藤原教通〕上左大將一人、自餘上・宰相不被參、事了被著南所之間、〔藤原實成〕右衛門督被參著、作法如例、及晚參關白殿、入夜歸宅、

十一日、丁巳、晴、參結政所、有政、〔藤原能信〕左兵衛督、〔藤原實成〕右衛門督、請印了著南所、依上卿仰申不與狀二卷、

十七日、癸亥、晴、參結政所、依政、左大將雖被參左衛門陣、他宰相不被參、仍無政、〔源經賴〕余候宿云々、

十九日、晴、依召參關白殿、次參結政所、〔藤原實成〕有政、〔藤原實成〕左大將、畢著南之間余參著、申文如例、〔藤原實成〕依上卿不與狀二卷之、

廿六日、壬申、天晴、〔參脱カ〕結政所、有政、〔藤原實成〕上左大將、南申文如例、事畢上以下入内、

廿七日、癸酉、晴、參結政、有政、〔藤原實成〕上左大將、請印了著南、有三番申文、〔藤原實成〕例有廿九日、而廿八日依爲外記物忌、今被行也、上宣、

上卿一人

請印南所申文

三番申文  
外記物忌ニ依リ日ヲ改

○春日社造營及ビ防河ノコトニツキテ指示スルコト及ビ攝津守源長經ノ申文ヲ定メントスルコト等、便宜合斂ス、

十日、丙辰、位記召給、

〔左經記〕 閏十二月

十日、丙辰、晴、〔藤原教通〕左大將、〔藤原能信〕左兵衛督被聽被行位記召給事、依不參大辨无申文、先請印了、

先外記 次内記奉宣命、次外記奉式之、次賜宣命、授使辨、々著兀子、上召々使、令召二省、々々參立南庭床子前、〔藤原實成〕式東、〔藤原實成〕辨下中階立南腋、左兵衛督下西階立東腋、左大將下中階立東腋、辨進立北版宣制、二段、了歸立本所、〔藤原實成〕下上階、〔藤原實成〕進歸版之間、皆揖、惣揖十一度、次上歸著本座、次武衛著本座、〔藤原實成〕下上階之間皆揖、惣五度、次辨歸入、兀子、次二省召給位記、了退出、上下分散、〔藤原實成〕余今朝不知可有位記召給之由、著襲參關白殿、〔藤原實成〕其後聞此由、歸里亭著染下襲、著巡方參官司之、

十四日、庚申、荷前、

〔小右記〕 〔藤原實成〕○前田 閏十二月 家本

四日、庚戌、召使云、〔藤原實成〕○中 又申十四日荷前使可勤之由、仰所勞若宜者可勤仕由訖、

十二日、戊午、召使申云、可行十四日荷前事之由、外記長國令申者、仰有所勞、不可勤使

寛仁四年閏十二月十日 十四日

二〇五

不與廿四卷令申、一番二卷、事畢上以下入内、〔藤原實成〕○中 及丑剋歸宅、

○十一日・十九日・二十六日及ビ二十七日、政ノコト、便宜合斂ス、

位記請印

宣命

揖十一度

源經賴衣服ヲ更メテ參入ス

藤原實資故障ヲ申ス



役訖〔由脱カ〕

資平○藤

十四日、庚申、匠作來云、可勤荷前使者、○中略

今日被立荷前使、余稱障不參、

十五日、辛酉、奉荷前使、畜蕃允惟光、○中略

昨荷前使致仕大納言俊賢・中納言兼隆・參議經通・通經・某、班幣參議公信、〔藤原〕左大辨朝經申障替、公信初

實資私幣ヲ奉ル  
源俊賢使ヲ勤ム

也、故障人大納言下官・公任・中納言賴宗、

〔左經記〕 十二月

定

廿二日、戊戌、晴、參内、○中次被定荷前使・元日侍從等、〔源經類〕〔藤原定類〕雖イ〔任イ〕余執筆、右大辨隆被候、參議之

後、○十一月二十未書定文、初書○中荷前等文、頗可有憚者、仍辨書之、

閏十二月

十四日、庚申、參内、入夜著荷前所、以宜陽殿西廊爲御在所、〔後賢〕御裝束如常、長樂外廊爲使上達部

以下座、〔兼隆〕納言雖在座上、新中納言被行雜事、門東辨・少納言以下北大夫南並西上使・大外記・史

使發遣ノ儀  
上萬俊賢致仕ナルニ依リ藤原兼隆雜事ヲ行フ

等、〔兼隆〕座、○門東以下史等ニ至ルマデ、辨〔次官カ〕所司差酒饌、使上達部次第次官・内舍人相共持幣物入長樂門、

經廊中立春興殿西廊、〔兼隆〕幣、兼使人退出、又昇立兼所幣、立隱春興殿南廊之後、次第進昇出幣案、

出御ナシ

臨向當所、〔次官〕内舍人同相從、今夜無御出、事了上官散去、余奉仕朝夕陪膳、歸宅、

〔日本紀略〕〔後一〕條院 十二月

廿二日、戊戌、荷前使定、

閏十二月

十四日、庚申、發遣荷前使、

大工常道茂安ヲ以テ、造内裏門大垣等大工ト爲ス、

〔小右記〕○前田 閏十二月

十四日、庚申、○中藏人右中辨章信來仰云、大工茂安宿禰可爲造門大垣等大工之由、可宣

下者、即仰同辨、

○陣定ヲ行ヒ、造皇嘉門及ビ大垣ノ諸國ヲ定ムルコト、三年九月二日ノ第二條ニ、内

裏大垣ノ修築ヲ始ムルコト、同年十月十四日ノ條ニ、大風ニ依リテ、内裏所々ノ門舍

等破壊スルコト、本年八月二十二日ノ條ニ、内裏諸門造營ノ諸國ヲ定ムルコト、九月

二十二日ノ條ニ、内裏西面ノ大垣修築ヲ諸國ニ課スルコト、治安二年四月三日ノ條ニ

見ユ、

寛仁四年閏十二月十四日



十八日、甲子、小一條院王子御名、御誕生、尋デ、夭折シ給フ、

〔小右記〕○前田 家本 閏十二月

廿日、丙寅、一昨院（小一條院敦明）御息所誕生皇子、去夜天云々、

無量壽院ノ附近ニ火アリ、

〔小右記〕○前田 家本 閏十二月

十八日、甲子、戌始許良方有焼亡、男等云、當無量壽院方云々、相通騎馬馳遣、未歸來

之間、隨身扶武馳來云、無量壽院北小宅焼亡者、仍參入道殿、關白・諸卿向北僧房方、被

行防火事、此間火漸滅、即被歸御室、余退出之間、以左將軍有可相逢之命、仍參入、關白

及諸卿同在御前、命云、北風猛烈、火焰欲移、火付處々、亦付西院（謂上東門院）、馬場殿、僅以撲

滅者、彼是未出之間、余早出、匠作云、上達部（藤原資平）、參（藤原彰子）太皇太后宮說經、○本月二十日 第一條參看、事了

退出間、有火事○中略者、

二十日、丙寅、御佛名、

〔小右記〕○前田 家本 閏十二月

十九日、乙丑、内豎來云、明日御佛名始、而御物忌、可參籠者、令申所勞由、

北邊ノ小宅  
燒クノ僧房以  
藤原頼通防  
下北ノ僧房  
ニ赴キテ防  
火ニ努ム  
北風烈シム  
上東門ノ飛  
馬場殿ニ飛  
火場ス

御導師  
次第僧

廿日、丙寅、○中略内御佛名始云々、  
廿三日、己巳、匠作來云、昨日○中略、藤原道長、慈德寺ニ於テ、佛事ヲ修ス、事了入道殿被參内、  
御佛名也、

〔左經記〕 閏十二月

廿日、丙寅、降雨、○中略御佛名始也、次第僧一人有障不參、召其替之間、以五人導師三人、次第一人、二カ被始行、事了退出云々、

○太皇太后宮・皇太后宮・中宮御佛名及ビ太皇太后宮御說經・頼通家讀經ノコト等、便宜左ニ合敘ス、

〔小右記〕○前田 家本 閏十二月

十八日、甲子、戌始許、良方有焼亡、○中略、無量壽院附近ノ火災ノコトニ匠作云、上達部參關（藤原資平）白御讀經結願、次參太皇太后宮說經、事了退出間、有火事、又今夜皇太后宮御佛名者、

廿六日、壬申、匠作云、○中略、臨時仁王會ノコトニカ、關白及諸卿參内、太皇太后宮御佛名、事未始之間、入道殿出居上達部座、弘徽殿 東片庇、被清談、

廿八日、甲戌、匠作來云、昨○中略、郡司讀奏ノコトニカ、大納言行成已下彼是參入云々、

寛仁四年閏十二月二十日

藤原頼通家  
讀經結願宮  
太皇太后宮  
御說經御  
皇太后宮  
佛名  
太皇太后宮  
御佛名



寬仁四年閏十二月二十日 二十一日

有中宮御佛名、或在宜陽殿、或候御佛名者、

〔左經記〕 閏十二月

廿五日、辛未、晴、○中略、臨時仁王會ノコトニカ、及秉燭、關白殿率諸卿○中暫著殿上、次

參（彰子）太宮御方、今夜御佛名也、及剋事了、先此關白殿退出、

廿七日、癸酉、晴、○中今日○中又中宮御佛名、及丑剋歸宅、

右近衛府射場始、

〔小右記〕 ○前田 閏十二月

廿一日、丁卯、給隨身衣服如例、但近衛（下毛野）公利（六人部）・信武恪勤勝輩、仍加給一疋、就中信武不論

晝夜、仍更給狩袴料細布、○中昨府射場始、今日府生（清井）正武持來矢數、的不過五、

○二十一日、右近衛大將藤原實資、隨身ニ衣服ヲ給スルコト、便宜合敘ス、

二十一日、卯、公卿分配ヲ定ム、

〔小右記〕 ○前田 閏十二月

廿二日、戊辰、○中匠作（藤原資平）云、昨日無直物、○本月二十三日依御衰日、左大臣於陣只被定上達

部分配、此定間卿相解頤云々、定太如泥者、

藤原顯光ノ  
定ムル所  
諸卿ソノ失  
儀ヲ笑フ

藤原實資隨  
身ニ衣服ヲ  
給ス  
精勤者ヲ抽  
賞ス  
矢數

二十二日、辰、入道前太政大臣藤原道長、故東三條院藤原詮子ノ御忌日ナ  
ルニ依リ、慈德寺ニ於テ、佛事ヲ修ス、

〔小右記〕 ○前田 閏十二月

廿二日、戊辰、早朝雨、宰相來云、即參入道殿、今日於慈德寺、入道相府奉爲故女院被修

佛事、圖佛寫經、今日女院御忌日、閏十二月廿二日崩、○長保三年閏十二月今年有閏、仍殊所被修

歎、入道殿被參慈德寺、上達部皆騎馬候御共云々、仍京地（兆）・匠作（資平）隨身馬參入、

廿三日、己巳、匠作來云、昨日入道殿被參慈德寺、關白（兆）・大納言四人・致仕大納言及中納

言已下多參、被供養極樂淨土并法華經、奉爲女院、入道殿齋食、關白已下食了、山座主院

源同齋、即爲講師、事了入道殿被參內、御佛名也、○本月二十日ノ第一條參看、

二十三日、巳、直物、小除日、殿上所充、

〔小右記〕 ○前田 閏十二月

八日、甲寅、次官事恐喜申由、以長官（源）光清朝臣令申、小時歸來云、可奉名簿者、明後日可

奉由了、

十日、丙辰、藤原相通名簿以齋院長官光清朝臣奉院、可被任次官者也、從彼院可被奏也、

寬仁四年閏十二月二十二日 二十三日

藤原實資同  
相通ノ名簿  
ルヲ齋院ニ上

圖佛寫經  
閏十二月ノ  
正忌ナルニ  
依リ特ニ修  
ス  
藤原頼通以  
下參集ス  
極樂淨土ノ  
供養  
講師院源



御衰日ナル  
ニ依リテ直  
物ヲ延引ス  
相通ヲ齋院  
次官ニ任ズ

官奏ヲ停ム  
關白ノ直廬  
ニ於テ行フ  
史ヲシテ別  
當ノ關ヲ勘  
ヘシム  
定文ヲ下ス

皇太后宮大  
夫源道方

寛仁四年閏十二月二十三日

二二二

廿一日、丁卯、○中直物云々、李部・匠作等所言、(藤原廣業)(藤原資平)

廿二日、戊辰、○中匠作云、昨日無直物、依御衰日○寛仁五年正月節、四年閏十二月十六日ナリ、中略者、

廿四日、庚午、昨直物、次有小除目、以藤原相通被任齋院次官、(藤原實資)下官所申也、但小除目注助通、有誤歟、招長官光清朝臣令申恐由于院、

〔左經記〕 閏十二月

廿三日、己巳、晴、有召參關白殿・内、頃之關白殿令參給、有奏可有仰、仍於陣腋見奏文

之、(藤原顯光)左府被參、(藤原章信)藏人辨共云、可有殿上所充事、仍今日停止者、仍文見畢下史留畢、左府依

御消息被參御宿所、(藤原章信)藏人辨承仰著膝、(マ、)右大辨同參、被定殿上所充、(先此辨承仰、々史令勘所々別當關儲候、藏人儲硯・筆・續紙等、各

依召、定了藏人辨章信、給定文下史、次於左仗座有直物、此次有小除目、事畢及子剋歸宅、

〔日本紀略〕 後一條院 閏十二月

廿三日、己巳、直物、小除目、

〔公卿補任〕 七

權中納言從二位源道方、(權イナシ)五十、閏十二月廿三日兼皇太后宮權大夫、

皇太后宮權  
大夫藤原通  
任  
侍從源師房  
文章博士藤  
原義忠

藤原頼通等  
モ聽聞ス

寂源自筆ノ  
法華經五箇  
日請僧口

參 議從三位同通任、(藤)四十、閏十二月廿三日兼皇太后宮大夫、(權脱カ)

〔公卿補任〕 七 萬壽元年 非參議從三位源師房、(十七、)閏十二月廿三日侍從、(式部)

〔辨官補任〕 後一條院 左少辨從五位上藤義忠 閏十二月廿三日兼文章博士、停少輔、

〔柳原家記録〕 六十 辨官兼文章博士例

左少辨從五位上同義忠 同四後十二廿二兼文章博士、(三)

故左大臣源雅信ノ男入道寂源、大原ニ於テ、講説ヲ行フ、仍リテ、入道前太政大臣藤原道長、之ニ臨ム、

〔小右記〕 ○前田 閏十二月

廿四日、庚午、○中又李部云、昨入道殿坐大原入道少將許、民部卿(源)俊賢、同車、爲聽講説、

夜部歸給、今朝關白・四條大納言(藤原)公任、左大將(藤原)教通、被參入道殿、即被向大原者、

〔左經記〕 閏十二月

廿四日、庚午、晴、參大原、關白殿・四條大納言・左大將同令詣給、是入道少將日來被行

講説爲見聞也、○中昨入道殿御座云々、入夜令歸京、(少將自書泥法花經一部、請五口僧、五个日被講説也、覺空・覺超・日助・遍救・攝源闍梨

也、

寛仁四年閏十二月二十三日

二二三



寛仁四年閏十二月二十五日

二二四

○寂源、大原勝林院ヲ創立スルコト、長和二年是歳ノ條ニ、寂スルコト、萬壽元年三月二日ノ條ニ見ユ、

二十五日、辛未、疫癘ニ依リテ、大極殿ニ於テ、仁王經御讀經ヲ行フ、

〔小右記〕○前田 家本 閏十二月

僧名定

十六日、壬戌、匠作來云、昨日依召冒雨參内、中宮大夫齊信、定御讀經僧名、於大極殿可被修也、請僧百口、

左右大辨不參、仍所召也、但右大辨定頼申物忌由、候皇太后后御讀經○十二月二十四日ノ條參看、甚奇恠也者、又關白命云、可撰定堪能僧者、然而雖臨時御讀經、至百口猶有請用寺々僧、仍如前例定申、亦可被修之日廿五日當明年御衰日、○寛仁五年正月節ハ、本月十六日ニ在リ、追可被一定者、

廿五日、辛未、今日大極殿仁王經御讀經始、三個爲攘疫癘、殊所被修也、發願・結願并中間日々上達部可參、又關白同可被參云々、爲令致請僧勤也云々、近日京畿外國疫死者衆、民命可盡、嗟乎悲哉、

廿六日、壬申、匠作云、大極殿御讀經始、關白被參、其外大納言已下參入、八十口參入、今二十口不參、

關白及諸卿參内、

廿七日、癸酉、匠作云、今朝參關白殿、風病發給云々、大極殿御讀經日々可被參由、前日

藤原頼通以下參入ス、僧二十口不參、

頼通諸卿ニ日々參ルベキ由ヲ命ズ

三箇日 疫死スル者多數

御衰日ヲ避クベキカ

請僧百口

僧名定

〔左經記〕 閏十二月

十五日、辛酉、終日降雨、不他行、傳聞、中宮大夫於左仗被定奏御讀經僧名并日時云々、

是爲除時行、請百口僧於大極殿、三個日可被轉讀仁王經也、可被始來廿五日云々、

廿三日、己巳、晴、○中略、殿上所充等ノコトニカ、ル、本月二十三日ノ第一條ニ收ム、又今夜中宮大夫於内御書所被補御讀經闕請云々、〔被補カ〕 中辨 補被御讀經闕請云

廿四日、庚午、晴、○中略、執筆左中辨、々、執筆右

廿五日、辛未、晴、參内、次關白殿御共參八省、大極殿北壇上并渡殿敷疊、引軟障、立屏風爲御在所、始自今日、爲除疫病、請百口僧、三個日被轉讀仁王經、上中宮大夫、行事 辨藏人辨、章信關白殿暫御座北御在所、及未剋鐘、諸卿入堂、關白殿同 著佛前座、諸衆入堂、東西相 分云々、事畢行香、東上達部、關白殿同立此列、西 辨・少納言・堂童子大夫等、及秉燭關白殿率諸卿、經右兵衛陣入内、暫著殿上、次參太宮御方、〔藤原彰子〕今夜御佛名也、○本月二十日ノ第一條參看、

〔日本紀略〕後一條院 閏十二月

廿八日、甲戌、晴、御讀經結願、度者云々、

寛仁四年閏十二月二十五日

二二五

有命、然而不被參入者、諸卿必不參歟、

廿九日、乙亥、匠作來云、昨日大極殿御讀經結願、大納言齊信卿爲上首者、

〔左經記〕 閏十二月

十五日、辛酉、終日降雨、不他行、傳聞、中宮大夫於左仗被定奏御讀經僧名并日時云々、

是爲除時行、請百口僧於大極殿、三個日可被轉讀仁王經也、可被始來廿五日云々、

廿三日、己巳、晴、○中略、殿上所充等ノコトニカ、ル、本月二十三日ノ第一條ニ收ム、又今夜中宮大夫於内御書所被補御讀經闕請云々、〔被補カ〕 中辨 補被御讀經闕請云

廿四日、庚午、晴、○中略、執筆左中辨、々、執筆右

廿五日、辛未、晴、參内、次關白殿御共參八省、大極殿北壇上并渡殿敷疊、引軟障、立屏風爲御在所、始自今日、爲除疫病、請百口僧、三個日被轉讀仁王經、上中宮大夫、行事 辨藏人辨、章信關白殿暫御座北御在所、及未剋鐘、諸卿入堂、關白殿同 著佛前座、諸衆入堂、東西相 分云々、事畢行香、東上達部、關白殿同立此列、西 辨・少納言・堂童子大夫等、及秉燭關白殿率諸卿、經右兵衛陣入内、暫著殿上、次參太宮御方、〔藤原彰子〕今夜御佛名也、○本月二十日ノ第一條參看、

〔日本紀略〕後一條院 閏十二月

廿八日、甲戌、晴、御讀經結願、度者云々、

寛仁四年閏十二月二十五日

二二五

有命、然而不被參入者、諸卿必不參歟、

廿九日、乙亥、匠作來云、昨日大極殿御讀經結願、大納言齊信卿爲上首者、

〔左經記〕 閏十二月

十五日、辛酉、終日降雨、不他行、傳聞、中宮大夫於左仗被定奏御讀經僧名并日時云々、



寛仁四年閏十二月二十五日

廿五日、辛未、臨時仁王會、

○疫癘ニ依リテ、臨時仁王會ヲ行フコト、十二月十八日ノ第一條及ビ治安元年正月二十八日ノ條ニ見ユ、

前加賀守源政職、群盜ノ爲メニ殺害セラル、

〔小右記〕○前田家本 閏十二月

廿六日、壬申、○中略

去夜群盜入前加賀守政職宅、搜取宅内物、以鉾指致政職、々々郎等射致盜一人云々、

〔尊卑分脈〕源光孝源氏

國盛正四下、播磨守、

爲親掃部頭、從五下、

正職加賀守、從五下、

貞亮土佐守、從四上、金葉作者、母式部大輔國元女、

藏爲善備前守、從四上、後拾八作者、

女子源氏信卿母、後拾・續古等作者、

鉾ヲ以テ刺  
殺ス一人  
郎等射致  
ヲ射ス  
政職ノ事蹟  
世系

加賀守内親  
王禎子封物  
ヲ家進セズ  
ヲ辨進少將  
妻掌侍檢封  
セラ宅ヲ檢封

式信盛相摸守、從五下、

〔御堂關白記〕○陽明文庫本 長和四年七月

廿三日、庚午、比女宮依惱氣御、參太内、退出、依掌侍少將愁、召部少輔爲忠、聞事ハ加

賀守正職件宮御封物未辨、妾女宅被封事也、可免由有御返事、即令啓宮、

廿五日、壬申、○中略 入夜風吹、宮被者、彼少將家可免云、而未開云々、猶有氣色宮也、

○政職、敦道親王ノ御使トシテ、藤原行成ノ許ニ參ルコト、寛弘二年九月二十六日ノ條ニ、加賀ノ百姓ニ非法三十二箇條ヲ舉ゲテ愁訴セラル、コト及ビ召問ノ上、無實ト定メラル、コト、長和元年九月二十二日ノ第一條及ビ同年十二月九日ノ條ニ、敦明親王ニ拘致セラル、コト、同三年六月十六日ノ條ニ、賀茂齋院禊祭料ノ未進ノコト、同四年四月二十一日ノ第一條ニ見ユ、

二十六日、壬申、散位平爲幹ヲ檢非違使廳ニ召問ス、

〔小右記〕○前田家本 閏十二月

八日、甲寅、○中略 召在常陸國爲幹朝臣之使、左衛門案主紀貞光去月廿八日書狀云、爲幹朝臣罷會伊豆與駿河國、爰爲幹申云、命婦上道、而當國關送越侍可還向也者、而爲幹身隨身

左衛門府案  
主紀貞光ヲ  
使トシテ常  
陸ヨリ召上  
ス

寛仁四年閏十二月二十六日



貞光途ニ爲  
幹ト逢ヒテ  
コレヲ連行  
シテ入京ス

宣旨

爲幹ヲ一時  
平維時ノ許  
ニ預ク  
太皇太后宮  
御使モ入京  
ス  
檢非違使爲  
幹ヲ受取リ  
左衛門府射  
場ニ拘禁ス  
故常陸介惟  
通ノ母ノ訴  
ニ依ル  
爲幹病ト稱  
シテ召問ニ  
應ゼズ

寛仁四年閏十二月二十六日

二一八

參上、但入京之日先可將參所、(但波奉親)大夫史許所申上侍也、若爲幹在所未定之間、本府邊欲將參侍、令經案內給、其由密々可被仰下者也者、送師重許之書狀也、子細仰遣了、從美乃國馳上敷、脚力不來、從妻許傳進也、件宣旨(藤原公任)四條大納言奉之、

十三日、己未、漏闌召爲幹朝臣之使貞光密々來云、爲幹入京、可令候之處事、示遣史奉親朝臣所、未仰左右、仍密々預前常陸介維時朝臣、明曉罷向隨身爲幹、借小人宅令候、可待宣旨者、(藤原實資)是余指示也、彼奪取命婦、(藤原彰子)太皇太后御使相共同入京者、十五日、辛酉、(中)略

貞光云、今曉依宣旨使官人等來、受取爲幹朝臣、將向左衛門射場、貞光帶弓箭相從者、

〔左經記〕 閏十二月

廿六日、壬申、天晴、(中)略 故常陸守惟通朝臣妻強奸彼國住人散位從五位下平朝臣爲幹、緣惟通母愁被召、日來候弓場、而今日於檢非違使廳爲問之令召、而稱病由不出向云々、

○爲幹ヲ原免スルコト、治安元年十二月二十六日ノ條ニ見ニ、常陸介惟通(姓關)卒スルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔小記目錄〕

十七 臨時七 濫行事(付強)  
○京都御所東山御文庫本

惟通任國ニ  
卒ス

四位ニ敘ス

惟通ノ女子

群盜舊妻ノ  
宅ヲ燒ク  
女子燒死ス

〔寛仁〕同四年七月三日、常陸介惟通妻子爲維幹(爲幹)息被取事、(平)於任國卒去時、

〔小右記〕

○前田 家本 寛仁三年七月

十三日、戊辰、(中)略

子剋許宰相自内退出云、直物次、有敘位・除書等、(中)惟通(四品、惟通任常陸者、敘一階若然歟、)

〔尊卑分脈〕

藤原氏  
長良流

式元範(從四下、刑部大輔、式部少輔、)  
册母和泉守源致明女、康平八十二廿五卒、

國綱(勸解由判官、刑部大輔、)  
母常陸介惟通女、

〔小右記〕

○前田 家本 寛仁三年四月

五日、壬辰、(中)略 又去月晦比雨夜、四條小人宅燒亡、常陸介惟通舊妻宅群盜付火、惟通女被燒斃、

〔參考〕

〔常陸誌料〕

世族譜平氏上 爲幹敘從五位下、(分脈、左)歷常陸大掾・陸奥守・鎮守府將軍、(多氣氏)

古今 系圖、寛仁中藤原惟通爲常陸介卒于官、其家留在常陸、四年十二月、惟通母訴爲幹強奸其寡婦、被逮赴京師、在都稱病不就問、(左經記、按)後事不詳、

寛仁四年閏十二月二十六日

二一九



二十七日、酉、癸郡司讀奏、

〔小右記〕○前田家本 閏十二月

廿七日、癸酉、○中略

今日郡司讀奏云々、而不申諸卿云々、太背前例、只大納言齊信卿仰可行由云々、傾奇而已、  
廿八日、甲戌、匠作來云、昨被供養無量壽院十齋堂、○本日ノ第一條參看了卿相參内、郡司讀奏、大納言齊信卿行之、大輔通直・丞一人參入、依有一人例、懋所行云々、大納言行成已下彼是參入云々、有中宮御佛名、○本月二十日第一條參看或在宜陽殿、或候御佛名者、

〔左經記〕 閏十二月

前例ニ背キ  
テ諸卿ニ觸  
レズ  
上卿藤原齊  
信  
式部丞一人  
ニテ行フ

廿七日、癸酉、晴、○中略今日中宮大夫被申行郡司讀奏、式部丞多申障不參、仍以少丞定親一人被行、先例間々有此例云々、上卿進弓場殿、便令定親奏擬文、定親藏人、於少板敷下脫靴、置笏進朝于飯方奏之、入筥、文留御所、上歸本座、定親取硯筥自上卿左方置之、乍立龜置之、右廻退出、又文筥同自左置之退出、先例以文筥置右方云々、次上令外記召式部輔、權大輔通直朝臣取擬文、入敷政門、著膝突、有仰、兼敷之也、云々了上進弓場、令定親奏擬文、付定文也、返給歸本座云々、

入道前太政大臣藤原道長、無量壽院二十齋堂及ビ三昧堂ヲ建立ス、

十齋佛造立

是日、十齋堂供養ヲ行フ、

〔御堂關白記〕○陽明文庫所藏 六月

廿九日、己酉、○中略十齋佛未作、三躰作了、奉立堂、

〔小右記〕○前田家本 閏十二月

廿八日、甲戌、匠作來云、昨被供養無量壽院十齋堂、了卿相參内、○下略、郡司讀奏ノコトニカ、ル、本日ノ第一條ニ收ム、

〔左經記〕 四月

廿八日、己酉、○中略、季御讀經ノコトニカ、ル、四月二十八日ノ第一條ニ收ム、事了上達部被參入道殿、藤原道長今日被始十齋并三昧堂等事、十齋堂申剋、三昧堂子剋、

閏十二月

廿七日、癸酉、晴、○中略今日无量壽院十齋堂被供養云々、

〔小記目錄〕九佛事上造寺事 付覆勘・修造・顛倒・鑄鐘・改名號事

〔扶桑略記〕二十八後一條天皇 三月三日、○中略同日、入道大相國供養無量壽院、其詞云、○中略

〔扶桑略記〕二十八後一條天皇 三月三日、○中略同日、入道大相國供養無量壽院、其詞云、○中略

作事始

發願



寛仁四年閏十二月二十七日

二二三

此外亦於堂々所企種々、法花三昧之衆侶、行業分時、滿月十齋之諸尊、相好列座、○下略、全文ハ三  
月二十二日、ノ條ニ收ム、

〔榮花物語〕

十五 うたかひ  
○梅澤義一氏所藏三條西本

（道長）

との、御まへよをしりそめさせたまひてのち、みかとは三代にならせたまふ、○中 わか御  
てらわか御との、うちにせさせ給こと、まねひつくすへきかたなし、○中 又は十齋の  
佛を等身につくらせ給、○中 これらみな滅罪生善のためとおほしめす、

〔榮花物語〕

十八 たまのうてな  
○梅澤義一氏所藏三條西本

にしの中門のみなみのかたにひわたふきのさ、や  
かなる御堂あり、かれは三昧堂そかし、いさまいらんとてゆけは、御みあかしのひかりほ  
のかにみえて、轉法輪の座に僧るたり、普賢いとさ、やかにて、象にのりてた、せ給へる  
も、いかめしくおはしますほとけよりも、かくひと、ころた、せ給へるも、あらはれ給へ  
らんすかた思やられ、めてたくみえさせ給、○上下略、全文ハ治安二  
年七月十四日ノ條ニ收ム、

〔陰陽博士安倍孝重勘進記〕

下

堂塔供養日例

○上  
略

等身十齋佛  
三昧堂ノ光  
景  
檜皮葺ノ小  
堂

癸酉日例

○中

略

同年閏十二月廿七日、癸酉、（法成寺）同寺十齋堂供養、

○三昧堂供養ノ日、詳ナラズ、道長、無量壽院ノ落慶供養ヲ行フコト、三月二十二日  
ノ條ニ、無量壽院金堂上棟ノコト、治安元年七月十五日ノ條ニ見ユ、

二十九日、乙亥、大宰府、南蠻賊徒ノ、薩摩ニ來リテ、人民ヲ虜掠スル  
由ヲ報ズ、

〔左經記〕 閏十二月

廿九日、晴、大夫奉親朝臣持來大宰府解云、（藤原朝經・同定頼）左右大辨共有所勞不被仕、仍令申事由於左

府之處、被仰云、令汝申者、仍所持來也者、南蠻賊徒到來薩摩國、虜掠人民等之由也、即

參左府申事由、次參關白殿令覽府解、次爲御使參御寺申此由、仰云、改年之後、慥可追討

之由、可賜官符於大宰府、

○官符ヲ下スコト、詳ナラズ、大宰府、女眞賊ノ來寇ヲ報ズルコト、三年四月十七日  
ノ第二條ニ見ユ、

寛仁四年閏十二月二十九日

二二三

大宰府解  
藤原頼通同  
道長ノ指示  
ヲ仰グ  
改年後追討  
ノ官符ヲ下  
スベシ



三十日、丙子申文、

〔左經記〕 閏十二月

藤原頼通ノ  
指示ニ依ル  
阿波班符國  
解大辨無ク  
申辨ヲシム  
文二枚

卅日、丙子、陰、不雨、參關白殿、有召、被仰云、阿波守邦經朝臣爲令勘任中公文、進官

班符國解、而兩大辨有勞不參間、不得申上云々、無大辨之時、中辨令申文之例間々有云々、

令參追儼上卿下彼班符者、余蒙仰參内、而右大辨兼被參、仍余不申行件申文、入夜帥中納

言被參、右大辨申行申文如例、阿波班符解文、阿波班符解文、合二枚、事了中納言退出、右大辨稱所勞不宜之由、同

退出、

武藏立野勅旨駒牽、

〔小右記〕 ○前田 閏十二月

卅日、丙子、○中略

立野御馬牽、不分配、中分給左右馬寮、大納言行成承行之云々、

〔左經記〕 閏十二月

卅日、丙子、陰、不雨、○中略、申文ノコトニカ、權大納言被參、 ○中略、内大臣藤原頼通ニ勅答ヲ

賜フコトニカ、ル、七月十九日ノ 次大納言進弓場、令藏人良任奏御馬解文、仰云、令左右男馬寮分以者、大納言歸

左右馬寮ニ  
中分ス  
上卿藤原行  
成  
御馬解文

藤原資平外  
記物忌ヲ破  
リテ參入ス  
藤原實資家  
解除奉幣  
追儼ノ上卿  
藤原行成

中務丞不參  
陰陽寮弓矢  
ヲ頒ツ

本座、令外記仰可分取之由於兩寮、

追儼、是日、權大納言藤原行成ニ帶劍ヲ聽ス、

〔小右記〕 ○前田 閏十二月

卅日、丙子、○中 略 （藤原資平） 晚頭匠作來云、今明外記物忌、年相當、雖非著座人、猶可忌慎、然而相

當追儼分配、若不參入、必有事咎歟、仍愁以可參入者、○中 略

入夜解除、亦奉幣諸神云々、

子時許追儼如恒、權大納言行成行追儼事、今夕被聽勅授云々、

〔左經記〕 閏十二月

卅日、丙子、陰、不雨、○中略、武藏立野勅旨駒牽ノコト、次大納言并修理大夫出自敷政門、經

中重著追儼所、（源經賴） 外記申代官、（資平） 云々了上卿率辨・史・外記等、立承明門

外催雜事、陰陽寮桃弓・葦矢等分奉上卿以下、上笏挿腰取弓矢、（資平） 次開門、聞司著

座云々、上・宰相渡御前之間、撒弓矢把笏云々、

〔公卿補任〕 七 權大納言正二位同行成、（藤） 十二月卅日勅授帶劍、



是歲、前權律師蓮海寂ス、

〔僧綱補任〕三 ○興福寺本

前律師蓮海 寛仁四年「月日入滅、」(宋書、下同)

〔僧綱補任〕乾 ○彰考館本

前律師蓮海 長和四年、七十八、寛仁四年月日卒、○長和四年ノ年齢ニ據リテ推算スレバ八十三歳ナリ、

〔僧綱補任〕乾 ○彰考館本

前律師蓮海 寛仁三年、或本下向鎮西卒云々、

〔僧綱補任〕三 ○興福寺本

權律師蓮海 長和三年十月廿八日任、天台宗、延曆寺、御持僧勞、將軍(源)信孝子、公忠辨孫、(源)

「觀命律師入室、」寛仁二年辭退了、同四年「月日入滅、」

〔僧綱補任〕乾 ○彰考館本

律師蓮海 天台宗、延曆寺、長和三年十月廿八日任、將軍源信孝子、公忠辨孫、慈念僧正(延昌)

弟子、天慶八年得度受戒、永祚元年六月依檢校權僧正尋禪奏、爲惠心院最初阿闍梨、長和

四年、七十八、寛仁二年月日辭退、下鎮西、同三年、或本下向鎮西卒云々、同四年月日卒、

世壽

寛仁三年鎮西ニ於テ寂ストノ説

官歴

天台宗延曆寺

辭退

得度惠心院阿闍梨鎮西ニ下向ス

四天王寺別當

世系

平等坊

〔御堂關白記〕

○陽明文庫本 長和元年九月

廿二日、丁亥、○中 其次寺々司被任、○中 四天王寺蓮海、

〔法中補任〕

天王寺別當次第 蓮海律師 寛弘九年三月三日任、治五年、○寺門高僧記同ジ、法家相承次第、補任ノ日ヲ三月廿

日ニ作ル、

〔尊卑分脈〕

光孝源氏

信孝(守イ) 但馬介、從五上、鎮守府將軍、母、號小松將軍、

兼澄(介イ) 加賀守、從五上、歌人、母、

蓮海(山) 權律師、天王寺別當、平等坊、母、

○蓮海、一條天皇七々日御法事ノ百僧ノ中ニ加ヘラル、コト、寛弘八年六月二十五日ノ條ニ、三條天皇御眼病御祈ノ七佛藥師法修法ヲ勤仕スルコト、長和四年五月一日ノ第一條ニ見ユ、



年末雜載

社會

〔小右記〕 ○前田 家本 閏十二月

十七日、癸亥、○中略

皇后宮亮爲任女懷任已及十七箇月、種々祈禱無驗、而籠清水寺修善之間、去夕平安產女、

〔東寺文書〕 甲號外二十八 樂所右一者次第 承和以後、多氏、

○山城 樂所右一者次第 承和以後、多氏、

〔系圖纂要〕 九十五 號外十一 多朝臣姓

脩正 一者十四年、外從五下、將監、康保三年卒、

公用 一者廿年、外從五下、右將監、伯耆介、寛和二年卒、

公高一者二年、

〔武文〕 一者四年、右將監、寛仁四年死、

〔武好玄蕃允、

〔權記〕 長保五年四月

藤原爲任ノ女子生ル懷妊十七箇月ヲ定ム樂所右一者多正方正方

多武文死ス

官歴

右近衛將曹

左近衛將監 競馬ノ上手

樂所右一者

寛仁元年七十六歳老イテ尙壯者ノ如シ

藤原實資家司

年末雜載

社會

〔小右記〕 ○前田 家本 閏十二月

十七日、癸亥、○中略

皇后宮亮爲任女懷任已及十七箇月、種々祈禱無驗、而籠清水寺修善之間、去夕平安產女、

〔東寺文書〕 甲號外二十八 樂所右一者次第 承和以後、多氏、

○山城 樂所右一者次第 承和以後、多氏、

〔系圖纂要〕 九十五 號外十一 多朝臣姓

脩正 一者十四年、外從五下、將監、康保三年卒、

公用 一者廿年、外從五下、右將監、伯耆介、寛和二年卒、

公高一者二年、

〔武文〕 一者四年、右將監、寛仁四年死、

〔武好玄蕃允、

〔權記〕 長保五年四月

右近衛將曹

左近衛將監 競馬ノ上手

樂所右一者

寛仁元年七十六歳老イテ尙壯者ノ如シ

藤原實資家司

廿一日、庚辰、○中略、藤原道長ノ賀茂社參詣ノコトニカ裏書云、左、一鹿毛、右將監播萬保信、持、

一番、右、黒毛、右將曹多武文、

〔御堂關白記〕 寛弘三年九月

十四日、癸丑、有除書、右近衛將曹多武文任左近將監、○中 是等競馬任者等也、

〔東寺文書〕 甲號外二十八 樂所右一者次第 承和以後、多氏、

武文 長和元年任、治八、

〔左經記〕 寛仁元年九月

廿三日、戊午、○中略、道長ノ石清水詣ノコトニカ、次有競馬事、○中

一番、左勝、武文、年雖及七十六、騎馬之體宛如壯年、鼓仁勝也、

○武文、花山法皇ノ上東門第御幸ニ際シ、競馬ノ騎手ト爲ルコト、寛弘元年五月二十七日ノ條ニ、三條天皇ノ同第行幸ニ際シ、同ジク騎手ト爲ルコト、長和二年九月十六日ノ條及ビ同三年五月十六日ノ條ニ、中宮藤原彰子ノ大原野社行啓ノ警固ニツキテ、右近衛大將藤原實資ニ報ズルコト、寛弘二年三月八日ノ第一條ニ、位記請印ニ候スルコト、同六年十二月二十六日ノ第三條ニ、相撲召合ニ奏文ヲ進ムルコト、長和二年七月二十九日ノ條ニ見ユ、

〔小右記〕 ○京都御所東 七月

廿六日、乙亥、早朝宰相資平來、玄蕃允守孝爲家司、

寛仁四年雜載



平理義高田  
牧司ノコト  
ニツキテ藤  
原資平ニ書  
狀ヲ送ル

〔小右記〕 ○前田 十一月  
一日、戊申、○中 一日筑前守理義送宰相書狀云々、依信遠事頗有悔屬詞、今日可送返事之由、示宰相了、  
(宗形)  
(高田牧司)

實資藤原顯  
光ニ笏木ヲ  
贈ル

廿五日、辛丑、○中  
笏木三枚奉左府、依昨被示也、  
(藤原顯光)

群盜阿闍梨  
日増ノ房ヲ  
襲フ  
被刀傷ヲ

廿八日、丙子、○中  
齊信卿云、○中 一夜阿闍梨日増房群盜入來、以大刀打損日増并弟子、搜取房中物云々、仍今日遣消息、被疵等事已實也、不可存命者、  
(藤原)  
○東北院供僧日増死闕ノ替ヲ補スルコト、宗教ノ條ニ見ユ、

實資第ノ釜  
鳴ル  
安倍吉平等  
ヲシテ占セ  
シム

〔小右記〕 ○前田 十二月  
六日、壬午、○中  
午時釜鳴、吉平・文高・守道等占云、卦遇九醜、可重慎、亦卯・酉年如可慎者、吉平云、惟日以後卅五日内戊・己日可慎者、文高等云、九醜惟期三箇年内可忌慎者、守道占云、惟

九醜ノ卦ハ  
最モ重シ

能ク慎ム時  
ハ卻ツテ慶  
アルベキカ

日以後卅五日内、明年五・六・十月節、(中脱之)戊・己日者、  
十一日、丁亥、呼吉平朝臣問釜鳴惟占、云、九醜卦尤重、而用・傳帶吉神、多依用・傳推之、偏依卦者、不可取用・傳、々々・卦等相合、有推條、用・傳有吉神、不取遠期、仍取近期、至文高・守道等只守九醜卦、取遠期、不可然、猶推件占者可申無咎、若能慎給還可有慶とも可申、但依重令慎給者、又有何事乎者、  
閏十二月

實資ノ物忌

二日、戊申、今明物忌、閉門殊慎、

〔小右記〕

○前田 十一月  
家本

二日、己卯、今日乳服了、清食間爲得氣力、

實資乳ヲ服  
ス  
實資第ノ庭  
ニ野猪アリ  
くさひなき

廿九日、丙午、早旦庭雜人猥雜聲、令問案内、申、(南池カ)邊山吹中有野猪、くさひなき、童部見付告男等、隨身等遂出、走登松樹、此間見之、野猪墮入池水、指南岸行之、昇岸之間、執獲持來、放遣朱雀院、使仕丁男歸來云、放冷泉院山者、

〔小記目錄〕

十六 臨時六 怪異事  
○九條家本

同廿九日、南池邊山吹中有野猪事、  
(寛仁四年十月)  
クサヒナキ



經濟、

〔慶延記〕

十四 醍醐寺雜事紀十四

注進

醍醐寺寶藏文書櫃目錄事 上

合玖合内

略○中

一、河内庄文書櫃一合納、

略○中

志紀・南澁川・若江三个庄檢田帳一卷十一枚 寛仁四年十二月十五日、

略○中

已上河内庄文書櫃納、

略○中

文治二年四月八日

上座前從儀師(花押)  
(寅云、慶延判也、仍模寫了、  
(義演)

〔慶延記〕

十五 醍醐寺雜事紀十五

寶藏文書櫃目錄事 下

醍醐寺領河内志紀莊帳檢田帳等

醍醐寺三味堂供料

略○中

一、醍醐寺雜文書櫃一合納、

略○中

三味供祈文書六通内

略○中

(石本寺) 同寺領書一枚 寛仁四年十二月十二日、

略○中

已上醍醐雜文書櫃納、

略○中

文治二年四月八日

三寶院上座禪忠  
上座前從儀師(花押)  
寅云、爲後代子透寫之、

宗教、

〔小右記〕

○前田 十一月

八日、乙卯、法性寺座主慶命僧都來談次、云合東北院供僧事、阿闍梨日増死闕替以阿闍梨賴壽爲供僧之事、以雅樂頭爲成、(清原)令書仰書、遣彼院別當慶命僧都許、賴壽阿闍梨來、且含

東北院供僧ヲ補ス 阿闍梨日増死闕ノ替 賴壽



藤原實資ノ  
仰書

此由了、仰書、注裏、  
阿闍梨賴壽

阿闍梨日増死闕替、○日増、群盜ニ襲ハレテ負傷  
スルコト、社會ノ條ニ見ユ、  
右被仰云、件賴壽宜爲東北院供僧者、

寛仁四年十一月八日

雅樂頭清〔原爲成奉カ〕

〔小記目錄〕

十六、臨時六、出家事、付受  
九條家本

同四年四月廿二日、内舍人季良依誤害後子、夫妻共出家事、○藤原季良、襲ハレテ負傷スルコト、  
二年々末雜載、社會ノ條ニ見ユ、

〔東寺長者補任〕

長者大僧正濟信、十一月廿三日、灌頂行之、○後七日御修法、  
阿闍梨名帳同ジ、

〔小右記〕

○京都御所東、  
山御文庫本、八月

十八日、丁酉、去今兩年祇蘭仁王經讀經始、

〔小右記〕

○前田、  
家本、〔十月〕

八日、乙酉、春日御社讀經卷□□權別當僧都扶公童子也、給手作布一端、

十二月

實資ノ春日  
社讀經

實資ノ祇園  
仁王經讀經

東寺灌頂

内舍人藤原  
季良夫妻共  
ニ出家ス

藤原實資ノ  
仰書

實資ノ賀茂  
社奉幣  
祇園百箇日  
諷誦

藤原道長ノ  
無量壽院釋  
經念佛

道長家月例  
念佛

公卿多數參  
會ス

實資家冬季  
仁王講

内供良圓護  
摩ヲ始ム

十八日、甲午、當年賀茂御幣、自正月迄、閏十二月、差運好師奉之、從今日百个日修諷誦祇蘭、日別用、  
幣一帖、  
消除物恠爲息災延命也、○藤原實資第ノ怪異ノ  
コト、社會ノ條ニ見ユ、

〔小記目錄〕

九、佛事上、諸家讀經事  
九條家本

寛仁四年七月十五日、入道相國於無量壽院有釋經念佛事、

〔小右記〕

○前田、  
家本、〔十月〕

十五日、壬辰、○中、宰相來、小時退去、入夜來云、參内、次參入道殿、被行例念佛、諸卿  
多參、

十一月

十五日、壬戌、資平宰相參入道殿、夜深歸來云、依例被行念佛、諸卿雲集、每月十五日上午可  
參入者、

〔小右記〕

○前田、  
家本、〔十月〕

十七日、甲午、今日當季仁王講始、盛筭阿闍梨、  
念賢・運好、供養四部、加閏  
月新、  
十二月

〔小右記〕

○京都御所東、  
山御文庫本、八月

廿五日、甲辰、今日内供良圓始自護摩、於天台、  
房始行、

寛仁四年雜載



〔小右記〕○前田家本 十二月

卅日、丙午、○中略

今日去秋季聖天供、三日、年來住鏡阿闍梨住越後國、仍弟子奉供、而近會歸山如元奉供、故覺慶座主數年奉供、彼座主以住鏡令供、亦年序多移、

〔左經記〕 十月

十七日、甲午、○中略 次參仁和寺、三昧堂

〔小右記〕○前田家本 十一月

二日、己酉、○中略 今日爲故增暹、於普門寺圖佛寫經令修法事、病間封衣積一懸送之、令傳言云、死後可修善事者、仍所令行也、件衣積內納綾二疋・絹冊餘疋・縑一疋、(實資) 余細手作布六端・法服二具、□ 同法興照大德令行、請僧彼定云々、

○增暹、一條院法華御八講ニ、延曆寺僧トシテ、聽衆ト爲ルコト、長保四年十月二十二日ノ條ニ、三條天皇ノ奉爲ニ、陀羅尼等ヲ誦シ奉ルコト、寬弘八年十一月二十七日ノ條ニ、藤原實資家ノ讀經・釋經・忌日法事・石塔供養等ノ修善ニ從事スルコト、同年々末雜載、諸家ノ條・長和元年五月二十三日ノ第一條・同年・同二年・同三年々末雜載、諸家ノ條・同四年・同五年・寬仁元年々末雜載、宗教ノ條・同二年五月十八日ノ條・同月二十四日ノ第二條・同年々末雜載、宗教ノ條・同三年十二月二十一日ノ第二條及ビ同年々末雜載、宗教ノ條ニ、一代一度大仁王會ノ闕請ニ補セラル、コト、同元年十月八日ノ第一條ニ見ユ、

〔小右記〕○前田家本 十一月

實資秋季聖天供ヲ修ス

源經頼仁和寺ニ詣ス

實資故增暹ノ爲ニ法事ヲ修ス  
遺言ニ依ル

藤原齊敏室忌日  
實資ノ諷誦

實資石塔ヲ供養ス

狂女比叡山ニ登ル諸僧之ヲ追下ス  
古老山王ノ咎ナシト歎息ス

〔小右記〕○前田家本 十二月

卅日、丙午、○中略

今日去秋季聖天供、三日、年來住鏡阿闍梨住越後國、仍弟子奉供、而近會歸山如元奉供、故覺慶座主數年奉供、彼座主以住鏡令供、亦年序多移、

〔左經記〕 十月

十七日、甲午、○中略 次參仁和寺、三昧堂

〔小右記〕○前田家本 十一月

二日、己酉、○中略 今日爲故增暹、於普門寺圖佛寫經令修法事、病間封衣積一懸送之、令傳言云、死後可修善事者、仍所令行也、件衣積內納綾二疋・絹冊餘疋・縑一疋、(實資) 余細手作布六端・法服二具、□ 同法興照大德令行、請僧彼定云々、

○增暹、一條院法華御八講ニ、延曆寺僧トシテ、聽衆ト爲ルコト、長保四年十月二十二日ノ條ニ、三條天皇ノ奉爲ニ、陀羅尼等ヲ誦シ奉ルコト、寬弘八年十一月二十七日ノ條ニ、藤原實資家ノ讀經・釋經・忌日法事・石塔供養等ノ修善ニ從事スルコト、同年々末雜載、諸家ノ條・長和元年五月二十三日ノ第一條・同年・同二年・同三年々末雜載、諸家ノ條・同四年・同五年・寬仁元年々末雜載、宗教ノ條・同二年五月十八日ノ條・同月二十四日ノ第二條・同年々末雜載、宗教ノ條・同三年十二月二十一日ノ第二條及ビ同年々末雜載、宗教ノ條ニ、一代一度大仁王會ノ闕請ニ補セラル、コト、同元年十月八日ノ第一條ニ見ユ、

〔小右記〕○前田家本 十一月

十三日、庚申、(藤原齊敏室) 仍修諷誦道澄寺、以念賢令齋、余不齋食、奉令講演法華經・心經等、施袈裟例也、僧前不令調備、只以其新頒施三僧、

廿六日、癸酉、修諷誦清水寺、又令打金鼓、

十二月

一日、丁丑、石塔如例、

閏十二月

一日、丁未、石塔、

〔左經記〕 九月

九日、丁巳、登山、人々語云、狂女登山、在惣持院步廊下、仍諸僧等打縛追下云々、古老僧等歎云、我山建立之後、未聞如此之事、先年迷路女登大武邊、忽雷雨殊甚、天氣不例、

是山王被咎登山女也、而今日不雷雨、是山王靈滅亡歎云、(不脱カ) 不被咎非常之事、寺山上可滅亡歎、

〔古事談〕

五 神社佛寺

寬仁四年九月比、狂女一人登叡山、在惣持院廊下云々、仍諸僧等毆

縛追下畢、古老僧等歎息云々、我山建立以後、未聞如此事、昔迷路之女登大嵩邊、忽風雨殊

甚、天氣動搖、是山王被咎登山之女也、而今日无風雨、是山王靈驗滅亡歎、可悲事也云々、



大友爲泰新  
羅明神ノ託  
宣ヲ受クト  
ノ說

寬仁四年雜載

二三八

〔新羅明神記〕下 雅樂寮爲泰者明神應當人也、寬仁四年三月八日、刷衣冠入內陣、拱云、何爲今生於生死之終々、須爲當來於解脫之始々、于時有神勅曰、從今時至終焉、莫忘莫怠云々、其文曰、所謂諸法、如是相、如是性、如是體、如是力、如是作、如是因、如是緣、如是果、如是報、如是本末究竟等、觀一切法空、如實相、不顛倒不動不退不轉、如虛空无所有性、一切語言道斷、不生不出不起、无名无相實无所有、无量无边无礙无障、但因緣有、從顛倒生、无有生死若退若出、亦无在世及滅度者、非實非虛非如非異、不如三界見於三界、如斯之事、如來明見无有錯謬、念々勿生疑、觀世淨聖、〔音脱〕於苦惱死厄、能爲作依怙、具一切功德、慈眼視衆生、福聚海无量、是故應頂禮云々、

學藝、

〔攝州四天王寺庚申緣起〕

抑倭國弘通於佛法權輿者、恭上宮太子所發揮也、爾已還不知歸依三寶道理、尙更不辨有因果也、偏齊禽獸之交、因茲欲興隆三寶、愛愍一切衆生、篤發弘願、然用明二年夏、天皇不豫、太子不解衣帶、日夜侍病、天皇一飯、太子一飯、天皇再飯、太子再飯、擊香爐、祈請音不絕響、詔群臣曰、朕思欲歸三寶、卿等宜量也、物部守屋大連・中臣勝海連曰、何背國

僧慈連四天  
王寺庚申緣  
起ヲ作ル

四天王寺ノ  
草創

神敬陀神、由來不議若此事矣、〔識カ〕藉我大臣隨詔、遂引豐國法師、入於內裏、太子甚悅、握大臣手曰、邪見成覺、人不識三寶妙理、汝既歸心福田、率師祈壽、兒意大歡、廻悲成喜、大臣伏而曰、賴殿下聖德、興隆三寶、臣之死日、復生年矣、大連橫睨大怒、〔イ〕紛然爲魔軍、太子、〔日脱カ〕嗚呼迷因果、亦復難免、秋七月、大臣與諸皇子、率軍討大連、既而兩軍又禦戈、大連之軍弘盛、〔強カ〕皇軍三廻却還、太子隨大軍後、自忖曰、非願難濟、乃命軍允秦造川勝、取白膠木、刻作四天王像、置於頂髮、而發願曰、今使我勝敵、必奉爲護世四天王、起立寺塔、素願不差、故曰四天王寺、本願緣起曰、以丁未歲、始建玉造岸上、改點此地、鎮祭青龍、癸丑歲壞移荒陵東、斯處昔釋迦如來轉法輪所、爾時生長者身、供養如來、助護佛法、以是因緣、起立寺塔矣、扶桑最初之名藍、良有所以乎、時推古元年、癸丑、從此時、歲逮一百五年也、大寶元年辛丑、正月初七日、自帝釋宮垂妙應降臨青面金剛之濫觴者、是亦本朝最初之洪基也、世人悉從日、〔音カ〕以青面金剛稱庚申、所以然何乎、吾寺之住侶僧都豪範、幼少時稟性絕倫、于世稱民部僧都、道譽廣無隱、常信佛陀、外嚴淨毘尼、內端坐三密、修法無絕於道場、雖交衆對譚、密唱明咒、三昧念非放肆、信心勇猛之偉人也、或時不知何許來、忽然總角童子過範之室、夫姿體靈美、而面貌甚端嚴也、愕然範言、公從何來、誰人乎、童子對曰、吾

寬仁四年雜載

二二九



庚申ノ辨

是自帝釋宮來使者也、今告汝、諦聽諦聽、閻浮州日本中、雖多蘭若、就中此所者、前佛爲化身上宮太子、立本地眞因鑒靈地、佛法闡暢勝地也、恃汝篤信、徹三十三天、諸天知之、努力努力、汝爲增進信心、或爲除末世衆生之殃過、庚申日可授有慎之法、帝釋依愍勸告勅、來于此、以無礙辨、童子明說之、範肅然<sup>〔低力〕</sup>抵頭合掌、恭敬聽聞告勅、亦童子<sup>〔日脫力〕</sup>爲庚申日、下界衆生不知之、受橫死災難病患苦惱、凡於人身有五臟・九宮・十二室・四支・五體・三焦・九竅・百八十機關・三百六十骨節、依之三萬六千神、常隨其所而居之、<sup>〔陽魂力〕</sup>魂陽以精爲根、陰魄以目爲尸、三魂可均七魄可制、庚申日伏尸言人過、本命日天曹計人行、三尸一日三朝、上尸青姑代人眼、中尸白姑代人五臟、下尸血姑代人胃命、亦曰玄靈、又曰、一居人頭中、令人多思欲好車馬、其色黑、一居人腹、令人好飲食恚怒、其色青、一居人足、令人好色喜殺、七守庚申三尸滅、三守庚申三尸伏、以此因緣故、三彭每庚申日乘人睡、以其過惡陳之上帝、而記鐵牒、克果業因再不許、衆生多受災難橫死、不守庚申故也、今汝修此法、弘通令衆生教之、利樂有情之第一也、鮮告也、範心神銘肝、生敬信、向童子拜三、童子重<sup>〔日脫力〕</sup>此是屬汝庚申靈神也、具足三目・四臂、凡人體二手・兩足、自本分所定常也、今二手上但現四臂、二手隱、有機現無機隱、其實六臂具足全體也、若有善男善女、庚申日晝夜除眠信輩、

青面金剛ノ垂迹

再爲免六趣之苦患、令離苦得樂、示現於六手也、可尊可崇、自阿字本宮、垂迹顯青面金剛、而說偈曰、

此金剛童子、從我三昧生、成辦一切事、忿怒王大力、卽我金剛手、調伏難調者、能滅除諸罪、暴惡諸藥叉、及諸羅刹衆、惱害修行者、令彼速除滅、梵天及帝釋、水天諸天王、及餘威德者、刹那令滅壞、受持者應當、入忿怒王定、威德如金剛、能災難調者、悉皆令順伏、如是說訖、而銷然歸本空、範深起信、入三摩地見之、化童子在冥空中現其身、所謂形像、獨身從海漏出、<sup>〔湧力〕</sup>如吠瑠璃色、身有六臂、臂膊臍停相貌充滿、面有三目、其目赤色、首戴寶冠、中有鬮髻、狗牙上出、口齧下脣、顰眉威怒、又於海中畫一寶山、<sup>〔以力〕</sup>川左足踏於寶山、山上有妙蓮華、以承其足、右足在海水中立、沒其半膝、右第一手持底里賞俱金剛杵、作直勢、第二手持母娑羅棒、謂棒一頭如鐵杵形、第三手勢<sup>〔執力〕</sup>鉞斧、左第一手把棒、第二手如擬勢、作金剛拳舒頭指、第三手持劍、以大蛇於身上角絡繫、又以一切毒蛇<sup>〔作腕力〕</sup>膊臂釧・腰條・瓔珞及耳璫繫髮、又以一大蛇遶腰三匝、<sup>〔背力〕</sup>身皆圓光火焰圍遶、於火焰外有其雲電、以相輔翼、是則範觀見三摩耶形也、經曰、閉目卽見、開目卽失矣、此謂乎、雖然童子付囑本尊者、澆季衆生



正善寺

欲親拜、隨機應現爲身相現四臂也、範之所見、與衆生所拜、豈亦同之耶、依之事營佛閣、號正善寺、安置於本尊、欲修供養法、刷莊嚴儀式、其莊觀者、先坤方構三重棚、謂三界諸天來臨影嚮壇場也、美味之獻饗膳、設七種華菓及五穀洗米等、是則七難即滅、七福即生、一切衆生五住之雲晴、令爲金剛妙身表相也、香華燈明曜〔耀カ〕當前除无明眠、常住以天眼鑒之、則惡病疫鬼無近付標幟也、然範調三業、齋戒淨潔、期鷄鳴安然念一心、倩奉觀本尊之身相、廣大慈悲之尊容也、大日如來爲變作迹金剛藥叉示形、以吠瑠璃青色現空大色、示心中無礙德、具足六臂者、右第一手執金剛、窺眠令惱一切衆生降伏三尸誓相也、第二手把母娑羅棒、免盜賊難守護也、第三手執鐵斧、碎惡鬼邪神祟、左第一手把棒、對治咒咀怨敵爲義、第二手〔剛脱カ〕作金拳舒頭指、怖魔印破四種魔軍、第三手持釵、斷四百四病之根源利釵也、載髑髏、死後成白骨、顯法性之深義也、絡身大蛇、邪正一如之示觀也、後示圓光火焰、燒無始積重三道薪、誠以廣大慈悲身相也、誰不賴此尊耶、一心恭敬禮拜輩、所願速成就、藥叉如走於虛空、若疑之、定被碎金剛杵、驚此靈驗、四方爲千日勤、以十八度爲一坐、此時始也、於吾寺來祈所願老若男女、大地難負之蒙利益者不知數、至聚落村邑安置本尊者、或來而範受示蒙免許、在在處處爲本寺、偏吾寺眉目也、是則汲流尋源謂乎、以夫三世諸佛常住不滅、唯

衆生以濁惡眼故不見之、既範如斯擬信心、雖今日感應道交預利益、必然無疑、若疑之者無奈何、唯自招殃禍、至不如意所、欲傳來由于末代、粗記之而已、

寬仁四 庚申歲正月七日

慈運〔運カ〕記焉

〔弘法大師傳裏書大須本〕

太政官符讚岐國萬農池○弘法大師行化記所收弘仁十二年五月廿七日ノ太政官符ナラン、裏書

萬農池後碑文○以下、續群書類從所收讚岐國萬農池後碑文ニ同ジ、

○本文略ス、

寬仁四年歲次 庚申、

〔成唯識論〕

○石山寺所藏

寬仁四年七月十四日、於東大寺東北院北坊讀了、

僧□□

師五師平□

〔小右記〕

○前田家本 十一月

三日、庚戌、○中左衛門督〔藤原〕賴宗、使師通朝臣返文集葉文一帖、又借二帖、第五・六、□□卷、

讚岐國萬農池後碑文ノ書寫

東大寺僧成唯識論ヲ讀ム

藤原實資同賴宗ニ白氏文集ヲ貸與ス



寬仁年中

雜載

社會

〔康富記〕 寶德二年八月

九日、庚辰、晴、○中

給事中令語給云、（清原業忠）去月廿三日七條西洞院邊棄兒、人見及分馬之形也云々、依之賀三品在貞

卿尋問先蹤之間、披見諸道勘文、注出先例一通遣之云々、草案拜見了、○中寬仁年中○中略

等有例、

異形ノ人アリ

治安元年辛酉

正月 丁丑朔

一日、丁丑御藥ヲ供ズ、小朝拜、節會、

〔小右記〕 ○前田 正月

一日、丁丑、四方拜云々、○中略、藤原道長家并ニ同頼通家拜禮ノ日傾參内、匠作相從、無人陣

座、參上殿上、關白被候、卿相等候、此間供御藥、事了關白退下、於射場以左頭中將朝任被

奏事之由、有小朝拜、關白・大納言齊信・公任・教通・中納言頼宗・經房・能信・兼殿上人列立之間、

右大臣參入、然而不能加列、下官及以次向陣、而右大臣參殿上、未知其由、卿相候陣之間、

右大臣著仗座、談余云、關白云、可奉仕内辨者、左大臣未參、猶奉仰事可奉仕歟者、余答

云、關白面被關、有何疑乎、但先被問左府參不如何、即大外記文義朝臣而左府障、申云、

不參者、已及黃昏、至今有何事、仍被問所司奏、文義申云、皆具候者、余已下出外辨之間、

大納言行成參入、太懈怠也、黃昏著外辨座、召外記祐基問所司奏事、申云、被付内侍所了

者、又問大舍人・中務・侍從等事、申云、大舍人候、侍從文高一人參入者、小時開門、大

舍人稱唯、少納言信通參入、余起座、次々起座、列立座兵衛陣頭、少納言傳召、余參進、

治安元年正月一日

參内ノ公卿

節會ノ内辨  
藤原公季

所司奏  
外辨藤原實  
資



御曆ノ案ヲ  
撤シテ道ヲ  
開ク

謝座謝酒  
御膳ヲ供ズ  
東宮御座ノ  
設置ヲ怠ル

裝束司ノ失  
ヲ責メテ過  
狀ヲ進メシ  
ム

奏樂ノ前ニ  
還御アリ

擬侍從ヲ定  
ム

治安元年正月二日

二四六

御敷  
作曆奏案立承明門外、召仰事由、欲令撤、所司未候、仍先以召使令撤却、依塞參列之道也、  
諸卿同進就標、侍從二人參入、一人歸出、未知其由、若不著靴敷、諸卿驚奇耳、余爲貫首、  
謝座・謝酒儀如恒、次第參上、內膳供御膳、諸卿座興、次諸卿粉熟座、下御箸、卿相舊、  
震儀〔八九〕給、余稱警蹕、即復御之所稱、小時余退下、觸障由於大外記文義朝臣退出、今日不  
立皇太子座、裝束司失也、後日藏人右中辨章信云、裝束司左中辨重尹重服、〔藤原〕  
御敷○藤原重尹ノ父  
ト、寛仁四年十一月、不可從事、史奉親朝臣一人行候裝束事、不立皇太子座事、召問其由、  
一日ノ第二條ニ見ユ、  
可令進過狀者、亦頭中將朝任爲裝束司、計之引及敷者、  
二日、戊寅、匠作來談云、昨節會之樂以前、主上還御、

〔左經記〕 寛仁四年十二月

廿二日、戊戌、晴、參内、有官奏、〔源經賴〕  
○寛仁四年十二月二十  
二日ノ條參看、中略、左府於陣令申大糧文給、〔中略〕  
同上、次

被定〔中略〕 元日侍從等、〔源經賴〕  
筆、

二日、戊寅、二宮大饗、太皇太后宮拜禮、

〔小右記〕 〔藤原賴通〕 正月

二日、戊寅、〔中略〕 參關白殿、〔藤原賴通〕 參關白殿、〔中略〕 藤原賴通家臨時客ノコト  
ニカ、ル、本日ノ第二條ニ收ム、盃酌數巡後被參内、〔藤原實資〕 下官・中宮

太皇太后宮  
大饗ナシト  
雖拜禮ヲ行  
フ  
庇饗アリ  
中宮拜禮  
東宮拜禮

中宮大饗ニ  
藤原賴通著  
座セズ  
東宮大饗  
參入ノ公卿

賴通家拜禮  
無量壽院ニ  
於テ藤原道  
長家拜禮ア  
リ  
劍笏ヲ帶セ  
ズ

關白内大臣藤原賴通家臨時客、

〔小右記〕 〔藤原賴通〕 正月

大夫、〔藤原〕 乘御車後、先參上殿上、〔藤原影子〕 入自敷政門、即參太后御方、有拜禮、〔藤原實資〕 此宮無大  
饗、然而依異他宮、殊可有拜禮之由、關白有命而已、拜了有行庇饗、〔片カ〕 座如形、有酒事、  
此間、〔藤原威子〕 被催二宮大饗事、〔中宮〕 小時參中宮、〔飛香〕 有拜禮、〔依入夜〕 次參東宮拜禮、皆先啓事由、  
抑於太后御方關白云、〔敦良親王〕 不令啓、直以進拜敷者、余申云、猶〔親カ〕可被啓也、仍被啓耳、戊剋許  
先著中宮大饗、〔玄輝門西腋〕 關白不被著、二獻後居餛飩、三獻後飯汁、次音樂、〔大唐〕 麗各一曲、次  
給祿、了著東宮饗、〔玄輝門東〕 一獻餛飩、二獻汁、次音樂、舞曲如中宮、給祿又同、今日參  
入諸卿大納言齊信・公任・〔藤原〕 教通・〔藤原〕 行成・〔藤原〕 中納言賴宗・〔藤原〕 經房・〔藤原〕 能信・〔藤原〕 兼隆・〔實〕 公成・〔藤原〕 道方・〔藤原〕 參  
議通任・〔藤原〕 公信・〔藤原〕 經通・〔藤原〕 廣業・〔藤原〕 資平・〔藤原〕 定賴、

一日、丁丑、四方拜云々、〔藤原實平〕 匠作來、即參關白殿、〔藤原賴通〕 小時歸來云、關白舍弟卿相及親昵中納  
言・宰相并諸大夫拜禮、主人答拜、關白相引卿相被參无量壽院、遠釵笏等致三拜了、又更  
被參尊堂、卿相々共拜禮、〔尊堂同在〕 土御門第、  
二日、戊寅、〔中略〕 未終許參無量壽、〔院脱之〕 兩宰相々從、〔藤原教通〕 左大將申參入由、即被謁、〔中略〕 藤原實  
資、同道長二石

治安元年正月二日

二四七



帶ノ借用ヲ請フコトニカ、四條大納言(藤原)公任、源中納言經房、同參、相共參關白殿拜禮、臨時客事○  
ル、本月七日ノ條ニ收ム、首付ニ「臨時客事」ト見ニ、仍直參上著座、盃酌數巡後被參内、

○一日、藤原道長家并ニ賴通家拜禮ノコト、便宜合敘ス、

三日、己卯、太皇太后藤原彰子ニ拜觀アラセラル、東宮敦良親王モ亦、朝觀シ給フ、

〔小右記〕前田家本 正月

四日、庚辰、京兆・匠作等宰相來語云、昨日中略、藤原教通家饗宴ノコトニカ、ル、本日ノ第二條ニ收ム、盃酒數巡後參内、  
先是中宮大夫齊信・權大納言行成、參入、主上拜觀藤原彰子母后、亦皇太子同觀、

皇太后宮ニ於テ、飲宴、和歌ノ興アリ、

〔小右記〕前田家本 正月

四日、庚辰、京兆・匠作等宰相來語云、昨日左金吾藤原賴宗、已下卿相會左大將藤原教通許、大納言藤原公任出居、盃酒數巡後參内、中略、太皇太后ニ拜觀アラセラル、コトニカ、ル、本日ノ第一條ニ收ム、事訖關白・諸卿參皇太后宮、  
酒酌和哥、有纏頭カ者、

〔和歌眞字序〕后宮宴 ○保阪潤治氏所藏

早春陪長秋宮

藤廣業

藤原教通家饗宴

纏頭アリ

藤原廣業和歌序ヲ作ル

藤原兼隆及從者鬪亂ス雙方ヲ獄ニ下ス

藤原實資受領功過ヲ定ム

(治安元年) 寬仁第五年正月初三日、關白及群卿參長秋宮致賀禮矣、杖醉乘輿各相語曰、不憚紅顏已近

翠簾、只獻千秋萬歲之詞、始陳飽恩浴德之志而已、

○藤原教通家饗宴ノコト、便宜合敘ス、

四日、庚辰、鬪亂ノコトニ依リテ、關白内大臣藤原賴通ノ車副等ヲ獄ニ下ス、

〔小右記〕前田家本 正月

四日、庚辰、中略亦去夜中納言(兼隆)亦去夜中納言(藤原)從者與侍從(源)師房從者鬪亂、關白車副會力師房從者、

今朝關白車副并師房從者等給檢非違使下獄、夜中納言從者同下獄云々者、元首不吉事也、

六日、壬午、敘位、關白内大臣藤原賴通・左大臣藤原顯光・右大臣藤原公季ヲ并ニ從一位ニ敘ス、

〔小右記〕前田家本 正月

六日、壬午、召使申云、大外記文義朝臣令申(小野)今日敘位儀者、中略參内、(藤原資平)晚頭、匠作乘車尻、先是左右大臣在陣、百始許(西殿)藏人左少辨章信有御消息、仍左大臣已下被參御宿所、有敘位議、右大辨(藤原)定賴執筆、今初余依關白命定申受領功課、先日定書任中者二寮勘申事、







治安元年正月八日

二五二

六日、壬午、○中

鳥屋巡方帶  
藤原實資ノ  
懇請ニ依ル

入道殿以頼任被借〔送カ〕鳥屋〔純カ〕方帶於〔匠カ〕作、其御詞云、此帶不借人、然而依先日大將示、殊所借也者、是資房明日新也、

〔西宮記〕

二 恒例 正月二 七日節會  
○宮内廳書陵部所藏壬生本

治安元年正月七日、右大將内辨給位記筥之間、先度指笏、次々度如指置左右給也、

〔小記目錄〕

一 年中行事一 正月上 節會事  
七日節會事 ○九條家本

同五年正月七日、節會事、

八日、甲、御齋會、後七日御修法、

〔小記目錄〕

二 年中行事二 正月下 御齋會事 ○九條家本

同五年同月八日、御齋會事、

〔東寺長者補任〕

一 長者大僧正濟信 法〔務〕、後七日法行之、  
○後七日御修法、阿闍梨名帳同ジ、

〔小右記〕

○前田 正月 家本

十一日、丁亥、○中

今日加供、

〔入夜カ〕僧名 了、

〔同前カ〕十荷

○今日以下、三條西家重書古、  
文書一所收ノ斷簡ヲ以テ補フ、

阿闍梨濟信

藤原實資ノ  
加供

無量壽院十  
齋堂ニ於テ  
呪師ヲ走ラ  
シム

○コノ條、式日并ニ小記目錄ニ據リテ掲書ス、

十日、丙、入道前太政大臣藤原道長、法性寺ニ於テ、修正ヲ行フ、

〔小右記〕

○前田 正月 家本

六日、壬午、○中

匠作來云、去夜无量壽院〔十カ〕齋堂被走呪師、關白及卿參會、臨曉更事了、  
太以輕々、事非嚴重者、

十一日、丁亥、

晚頭匠作來云、去夜入道殿於法性寺被行〔修正カ〕月者、關白・大納言齊信・行〔藤原〕成及宮子上達部其外五六人參入、

〔小記目錄〕

十 佛事下 諸寺修正事  
○九條家本

〔治安元年〕寬仁五年正月九日、無量壽院阿彌陀堂修正事、

同日、入道殿參法性寺、被行修正月善事、

〔年中行事抄〕 正月

同日、法成寺十齋堂修正事、

治安元年始行之、

○中

同日、法成寺阿彌陀堂修正事、

治安元年正月十日

二五三

十齋堂并ニ  
阿彌陀堂修  
正ノ初

無量壽院阿  
彌陀堂修正



治安元年正月十一日

治安元年始行之、

〔師光年中行事〕〔正月〕

四日、法成寺阿彌陀堂修正事、

治安元年正月一日、丁丑、被始法成寺阿彌陀堂修正、七今日、

○道長、無量壽院阿彌陀堂修正及ビ十齋堂法會ヲ行フコト、便宜合致ス、十齋堂供養ノコト、寛仁四年閏十二月二十七日ノ第二條ニ見ユ、

十一日、丁亥、右近衛府荒手結、

〔小右記〕○前田 正月

十一日、丁亥、○中略、藤原實資、御齋會ノ加供ヲ勤ム、〔右近衛府〕府荒手〔結カ〕、臨夜府生〔持カ〕來、少將良〔藤原〕頼・實房等著之、○府以下、三條西家重書古文、書一所收ノ斷簡ヲ以テ補フ、

○右近衛府眞手結ノコト、本月十二日ノ條ニ見ユ、

暴行ノ廉ニ依リテ、主殿助橘正平ヲ追捕セシム、

〔小右記〕○前田 正月

十一日、丁亥、〔藤原資平〕晚頭匠作來云、○中略、又云、〔藤原〕章信朝臣、〔云脱カ〕主殿助橘正平被下追捕宣旨、去六日

無量壽院ニ於テ藏人所雜色ヲ傷ク檢非違使父橘儀懷ノ宅ヲ搜索ス正平失踪ス

内辨藤原實資  
紫宸殿ニ出  
謝座  
開門

夜、於無量壽院、以大刀打破藏人〔所カ〕雜色藤原範規頭、仍有此宣旨云々、或云、以石打云々、〔橘〕橘正平儀懷朝臣子、藤原範規故高扶朝臣子、

廿一日、丁酉、召使申云、○中略、今日檢非違使圍儀懷宅、依子失踪、搜檢之、無其身云々、

十二日、子、右近衛府眞手結、

〔小記目錄〕二年中行事二 正月下 兵部手番事 付近

同五年同月同日、府眞手結事、〔寛仁〕〔正〕〔十二〕〔右近衛府〕

〔治安元年〕

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、右近衛府荒手結ノコト、本月十一日ノ第一條ニ、賭射ノコト、同月二十六日ノ第一條ニ見ユ、

十六日、壬辰、踏歌節會、

〔小右記〕○前田 正月

十六日、壬辰、今日節會、仍參入、〔未刻、匠〕陣頭無人、暫之上達部參入、左頭中將朝任〔源〕傳仰〔云カ〕、可行内辨事者、○中略、次侍從ヲ補スルコトニ主上出御南殿、近仗警蹕、御座定敷、〔藤原實資〕余起座向壁後之間、諸卿出外、余著靴、次第令押笏了、余著宜陽殿兀子、内侍臨檻、起座稱唯、出自軒廊二間、進左仗南頭、謝座、參上著座、次開門、闈司分居、次召舍人二聲、大

治安元年正月十二日 十六日



謝酒

三節御酒

國栖不參

降雪ニ依リ  
立樂ヲ二曲  
ニ止ム

踏歌圖ヲ奏  
踏歌ニ際シ  
テ執燎者ヲ  
退カシム  
雨儀ヲ用フ

宣命使藤原  
公信

治安元年正月十六日

二五六

舍人同音稱唯、少納言代而就版、宣召大夫達、次群臣參入、立定宣侍座、謝酒、(藤原)爲九、齊信卿口貫、首、笏置右、

執空蓋、失前、參上、次內膳從南階供御膳、殿上、階下座興、益供者却了、令居臣下粉熟、畢、(須置左)

候天氣、令鳴御箸給、是例也、(タカ)臣下之箸、次供御飯并御膳等、次臣下飯汁等、亦候氣色、

令鳴御箸、臣下就食、次供三節御酒、次供一獻、次臣下、其後以宰相令催國栖奏、外記申云、國栖不參者、三獻後奏可給大夫達御酒之由、召左京大夫經通、(藤原)召詞云、美佐止、可乃藤原朝臣、仰大夫達可給御酒之由、稱唯退下、小時歸昇、臨南欄召仰、(召三人、今一人不召、失也)余退下令催立樂、此間雪降、經剋止、雅樂奏立樂、只奏二曲、了奏罷音聲退出、右頭中將公成來傳仰云、須奏四曲、而奏二曲罷出如何、令奏可召問由、召外記令尋問、申云、降雪間不能奏者、令仰所申不當、雨雪間於承明門壇上可奏舞曲者也、內教坊別當不參、仍令催坊家奏踏歌圖、右少將實康持來、於壇上執之參上、付內侍復座、此間雅樂更發音樂、以宰相令止、所爲太任意、次踏歌、示宰相令退執燎者、踏歌了諸卿退下、於宣陽殿拜舞、(因降雪、用雨儀)卒參上、余著左仗、召見之參了返給、次召宣命、了返給、於軒廊取宣命・見參・祿目錄、(外記合、挿一枚、)參上付內侍、拔笏右廻立柱下、御覽了、內侍返給、進御屏風南妻、余步寄挿笏取加宣命等於書杖、左廻退下、杖者給外記、取宣命等參上、召右兵衛督公信、(藤原)召詞云、右乃兵舍人乃司乃藤原朝臣、起座稱唯、來立余後、以右手

祿所ハ春興  
殿  
參列ノ公卿

齊信實資ガ  
左手ヲ以テ  
宣命ヲ受ケ  
タルヲ難ズ  
實資ノ反駁

次侍從ヲ補ス、

〔小右記〕

○前田 正月  
家本

給宣命復座、了召右大辨定頼、(藤原)召詞云、定頼、賜見參・祿目錄等退下、了諸卿退下、列立宣陽殿、次宣命使就版、(宣陽殿雖不置、推具所立)宣制二段、諸卿再拜舞踏、宣命使參上、次諸卿復座、此間還御、余稱警蹕、次諸卿退下就祿所、(其之)春興、次第給祿、綿、退出自日華門、亥時、今日參入公卿大納言齊信・公任・行成・教通・中納言頼宗・經房・能信・實成・道方・參

1 公信・經通・(藤原)廣業・資平・定頼、(藤原)

後日四條大納言公任卿示送云、齊信卿談左將軍教通云、下官奏宣命等之儀、付內侍之時、以左手付云々、返受之時、亦用同手、(須カ)返取之時、可用右手者、公任卿云、乍兩度左手有便者、余答云、從故三條太相府以來見之、皆用左手、就中下給之時、左手彌有便、以左手取加宣命等於書杖、左廻間尤有便也、若取右手、差可進出御屏風南、隱身於御屏風所取也、(之カ)此由報公任卿、文云、難人事還表愚耳者、爲後記云、

十六日、壬辰、今日節會、仍參入、(中略、踏歌節會ノコトニカ、)左頭中將朝任傳仰、(云カ)可行內辦事者、又不經幾程傳仰云、可補次侍從者、著南座召大外記文義、(小野)抑次侍從、亦可補者

治安元年正月十六日

二五七



治安元年正月十七日 二十四日

二五八

勘文ヲ進メ  
シム  
上卿藤原實  
資  
次侍從簿ヲ  
奏聞ス

十七日、巳、癸射禮、

〔小記目錄〕

二年中行事二 正月下  
射禮事 ○九條家本

〔小記目錄〕

二年中行事二 正月下  
射禮事 ○九條家本

〔小記目錄〕

二年中行事二 正月下  
射禮事 ○九條家本

〔小記目錄〕

二年中行事二 正月下  
射禮事 ○九條家本

○コノ條、式日并ニ小記目錄ニ據リテ掲書ス、

二十四日、庚子縣召除目、

〔小右記〕

○前田 家本 寬仁三年十二月

〔小右記〕

○前田 家本 寬仁三年十二月

五日、丁亥、午剋許參内、先參攝政御宿所、即奉謁、數剋清談、申資賴給官事、頗有和氣、時剋推移、

射遣

藤原實資豫  
テ養子同資  
頼ノ爲メニ  
藤原頼通ニ  
給官ヲ請フ

藤原道長ニ  
モ申請ス  
國司ヲ望ム

道長法師ハ  
除目ニ關與  
セズト言フ

慶命モ亦道  
長ニ申請ス  
慶命實資ニ  
資頼任官ノ  
見込アル由  
ヲ報ズ

受領功過定

議曉更ニ及  
薩摩不與解  
由狀

六日、戊子、○中資業朝臣來、○中資業云、一昨夕攝政心閑被談雜事次、申資賴事、命云、上藤上達部所申、猶可有用意事也者、

四年閏十二月

廿一日、丁卯、○中李部相公廣業來、依相招、是爲申資賴給官事於入道殿、明年分 慶事也

廿四日、庚午、○中

李部宰相來、傳入道殿報命、雖無指事有和許氣、只可申關白、法師者不可知除目事者、此間御興言等多々、李部云、早可令申關白、以匠作可令申也、

卅日、丙子、法性寺座主來云、昨有次申資賴所望事于入道殿、命云、事理相當、關白自有聞歟、以理被責關白、更無所避歟、其氣色尤好、似可成熟者、

治安元年正月

廿日、丙申、召使申云、今日可有定、可參入者、仍參入、匠作乘 車尻先是右府參入、可定申受領功過者、○中略、春日社行幸ノ日時ヲ定ムルコトニカ、ル、二月二十五日ノ條ニ收ム次右府召國々文書定申、云々次第、丹波頼任、

薩摩頼孝・丹後經相・上野定輔・越後任中、源行任、厨家羞粉熟、下藤兩三粉熟不足、仍不下箸、令撤了、羞湯漬、定間欲及曉更、仍不定申、薩摩府解、不與狀、我力式具・糒年不同、

治安元年正月二十四日

二五九



造豐受大神  
宮料未進ノ  
國ハ功過ヲ  
定メズ

參入ノ公卿

初メテ御前  
ヲ行フ

始メテ文書  
ヲ奏ス

兩儀

治安元年正月二十四日

二六〇

仍奏事由、可令問者、中納言(源)經房云、造豐受宮新物等召國々不勸進納、其國之功過不可定(勸カ)申者、○豐受大神宮遷宮ノコト、九月十五日ノ條ニ見ユ、又云、先定了勘解由文不可付左右者、召見召物國々勘文、丹後・上野等不進、仍不付勘解由勘文、今日參入公卿右大臣・大納言齊信・公任・行成・教通・中納言(藤原)賴宗・經房・能信・實成・道方・參入公卿・廣業・(資平)一、作名也、資平歟、○作以字ハ、傍書ノ穽入ナルベシ、

明後日除目始、但初於御前可被行云々、重輕服人不可參、不可令奏故者申文云々、

廿一日、丁酉、召使申云、大外記文義朝臣令申云、明日除目始、(小野)

廿二日、戊戌、今日除目、未剋許冒雨參内、匠作乘先是左右兩府被參、今日始奏文書、被下宣旨、左府召外記問莒文等事、次左大臣已下著議所、左大臣入從坤方、召使右大臣已

下入自良方、大臣東面、藤原實資以南爲上、余著南座、次第相分著、莒文置納言座南、大臣召外記、令改置大臣座南邊、少納言信通・右少辨義忠執盃之兩行、其後藏人頭朝任來召、了大臣召大外記、仰

可候莒々之由、退出、相引外記等參入取之、立春興殿北砌、日華門外、大臣仰可立日華門外東砌由、仍立日華門外東砌、頗寄北、左大臣起座、入春興殿東庇、依少急歟、即出、入日華門、

次右大臣已下起座、經南殿北廂向射場、大臣立廊、余立射場内、兩儀、(西)兩面北上納言列、

藤原顯光齡  
八十二垂  
ヲ勤ム

最初ノ御前  
除目第一日  
依リ領メ功  
ニ受領メ功  
過ヲ定メズ  
外記ヲ列立  
ノ位置

參議北面東上、外記執莒進南殿下、列立射場東砌、了左右大臣參上、著御前座、次進立廊内、外記進硯、余搢笏取硯參上、置左大臣座頭、余拔笏左廻著、大納言齊信・行成・中納言經房次第取莒書參上、先是關白候座、諸卿著座、大納言公任卿聊有所勞、不取莒文著議所、參上之間留陣邊、中納言實成・參議資平同留陣頭、依列立間無便、關白依召著御前円座、南面、關白召左大臣、著円座、次右大臣、除目始、即秉燭、左歟、可尋、右大臣年及八旬執筆、諸人不甘心、藏寮衝重如恒、事未了余退出、亥時、

御前除目今日被始行、仍去夕男女服者退出、亦不奏故者申文、今日參入諸卿左大臣・右大臣・大納言齊信・公任・行成・教通・中納言經房・能信・兼隆・實成・參議公信・朝經・(藤原)通任・廣業・(資平)某・定賴、

今日無受領功課定、關白命云、最初除目日定功課有事憚、仍明日可定之由被命也、

廿四日、庚子、參内、匠作乘左右府及諸卿在陣、未著議所有召、左大臣召外記仰莒文事、昨執莒文外記等列立射場南庭、東上、云々、余聞此事問卿相、大納言齊信卿云、此議年序漸隔、所不慥覺、余云、列射場東庭、北上、彼是云、令覺寤者、問大外記文義日記所注、列射場南庭者、示不然由了、仍今日列東庭、右大臣云、昨日不參入、從陣諸卿參上、或渡小

治安元年正月二十四日

二六一



陣ヨリ參上  
スルニ一上  
ノミ小庭ヲ  
渡ル

顯官擧  
資賴ヲ伯耆  
守ニ任ズ

資賴慶ヲ申  
ス

治安元年正月二十四日

二六二

庭參上、或經宜陽殿西壇上云々、此間如何、余答云、一上著南座、起座度小庭參上、自余  
人者經宜陽殿西壇、大臣諾、今日左大臣外經宜陽殿壇、昨權大納言行成度小庭、又一兩從  
之云々、余稱所勞不列射場、又大納言公任卿同留、諸卿殿上了、余著御前座、昨日不定了  
國々事、大納言齊信卿承行、戌剋許下給外記・史・式部・民部・靱負尉等申文、余請取復  
座撰定、自下撰見了更又下令書、相副撰申文等付右大臣復座、了出殿上、問資賴給官事於  
左將軍教通卿、答云、任伯州由云々、載申文今夜關白直廬設食、然而聊有所勞退出、  
曉更寅剋許、匠作來、談除目事、資賴任伯州者、候除目書之上達部内大臣關通關白・左大臣・右  
大臣・大納言齊信・公任・行成・教通・中納言賴宗・經房・能信・實成・道方・參議公  
信・朝經・廣業・資平・定賴、  
廿六日、壬寅、資賴伯州更來拜、臨昏令參入道殿・關白殿、相次可參内之由、相含了、兩  
殿指南者懷信朝臣、又以永賴朝臣令送大内、入夜資賴來云、參入道殿、被休息間、暫之申、  
返了、關白殿被參内、依賭射事、本月二十六日云置候者參内、候藏人辨章信宿所、先是奏  
聞了、今朝以匠作令指カ今朝示也、就中依賭射、申出御之間也、  
二月

道長資賴給  
官ノ申請ノ  
類ナリシヲ  
擲揄ス

初メテノ御  
前除目ナレ  
バ服者ヲ退  
出セシメテ  
人ノ申文ヲ  
奏セズ

雨儀ニ於ケ  
ル議所ヨリ  
弓場ニ進ム  
經路

一日、丙午、中匠作來云、中參无量壽院、被談雜事、次有伯耆事等、所謁極猛、今年  
第一國者、其間被命興言者、

〔小記目錄〕

二年中行事二 正月下 除目事 付召仰 九條家本

同年同月廿三日、除目事、寬仁五

〔魚魯愚別錄〕

一、代始初度御前儀禁忌事 黃紙

中山記

不進故者申文

服者退出

治安元也、經賴記曰、寬仁五年正月廿日、關白殿初仰章信朝臣云、於御前初有除目之時、先例服者不  
參、又不奉故者申文之由、見小野宮記文由、藤原實賴四條大納言有相示、其事尤可然、服男女房不  
可參、兼故者申文不可奉之由、可令仰知人々者、  
小記曰、治安元年正月廿二日、御前除目今日被始行、仍去夕男女服者退出、亦不奏故者申文、

〔魚魯愚別錄〕

二、著議所事 黃紙

兩日著議所例

經賴記曰、寬仁五年正月廿二日、降雨、顯光・公季左右大臣以下諸卿經日華門著議所云々、外記等進

治安元年正月二十四日

二六三



居上卿座下取莒文等、次第取、下云々、列立春興殿東庇砌下、西上、北面、次上卿以下次第起座、經南殿北并明義門等、進立弓場如常、外記等經南殿下、

勸盃

○中略  
勸盃

經賴記曰、寬仁五年正月廿二日、左右大臣以下諸卿經日華門著議所、辨・少納言・外記・史經陣腋著宜陽殿東廂座、頃之召使來傳召盃之由、少納言信通・左辨義忠起座、各取入自良角幔、相分南北進、跪兩府御後、各有膝突、內豎、各一人取杓相從、勸盃、取次、放盞之後、各卿本座、○三槐抄裏書ヲ以テ校ス、

〔魚魯愚別錄〕

四、黃紙、下賜諸申文、撰置、加袖書、召賜參議、參議持參、

經賴記曰、寬仁五正廿二、今日始於御前被行除目儀、昨夜於御堂、致仕大納言・四條大納言被申曰、先例除目時、關白下給文書等、慥見定一々渡執筆人者、入道殿并關白殿諾此事、若如然被行歟、

關白文書ヲ檢シテ執筆ニ手交ス

次隨撰給任之、自御所下給文ハ首方ヲ座下ノ方ニ置、

〔中右記〕 永久二年正月

五日、壬午、○中略

後一條院寬仁五年正月除目、於御前被行、

〔口言部類〕

○京都御所東山御文庫本

永久二年正月五日、壬午、○中略、敍位議於御前初被行也、○中略

後一條院 寬仁五年正月除目、於御前初被行、御年十四、

〔百練抄〕

五、鳥羽天皇

永久二年正月五日、於御前始行除目、

主上御歲十二、治安・寬治例、

〔敍位除目執筆抄〕

治安元年正廿二日、縣〔召〕、廿四日〔筆〕、執〔入〕、左大臣顯光公、〔眼〕

〔公卿補任〕

七

權大納言正二位同公任、

〔藤〕五、四一、正月廿八日兼按察使、○一代要記正月二十四日ニ作ル、

參 議正三位同經通、〔藤〕四、四一、正月廿四日兼治部卿、止左京大夫、○寬仁四年十一月二十九日ノ條參看、

正四位上同廣業、〔藤〕五、四一、正月廿四日兼伊與權守、

〔公卿補任〕

七、萬壽三年

參議正四位下藤公成、〔藤〕廿八、〔寬仁〕同五正廿四兼備前守、

〔公卿補任〕

七、長曆三年

參議正四位下同經輔、〔藤〕卅四、〔寬仁〕五年正月廿四日任備後介、

〔公卿補任〕

七、長久五年

參議正四位下源資通、〔藤〕十、〔寬仁〕治安元年正月廿四日任右衛門少尉、

〔職事補任〕

後一條院五位藏人

散位從五位下源定良 治安元正廿七任攝津守、兼左衛門佐、

〔朝野群載〕

九、功勞 管國吏申遷京官

入眼

按察使藤原公任

攝津守源定良



治安元年正月二十四日

二六六

豐後守從五位上中原朝臣章貞誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩、因准先例、依奉公勞、遷任內匠頭關狀

辭刺史、遷任諸司長官例

中原貞清

寬仁五年正月任筑後守、外記巡、同三月遷主稅頭、

略

○中  
略  
康和二年七月廿一日

○下

〔更級日記〕

○御物本

孝標(勳物) 右中辨從四位上資忠朝臣一男、  
孝標(菅原)

寬仁元年正月廿四日任上總介、四十、五年正月得替、四十、

〔除目大成抄〕

六 春 京官一

治安元 大學少允正六位上藤原朝臣明賢、舊例親王若大臣補大學寮別當也、別當左大臣請、顯光、

〔魚魯愚鈔〕

三 藏人方甲

八省卿已下請尻付

寬弘五春(仁九)

大學寮少允正六位上藤原朝臣時賢、(明九) 別當左大臣請、

筑後守中原貞清

上總介菅原孝標ノ得替

大學少允

治安元年正月二十四日

二六六

豐後守從五位上中原朝臣章貞誠惶誠恐謹言

請特蒙天恩、因准先例、依奉公勞、遷任內匠頭關狀

辭刺史、遷任諸司長官例

中原貞清

寬仁五年正月任筑後守、外記巡、同三月遷主稅頭、

略

○中  
略  
康和二年七月廿一日

○下

〔更級日記〕

○御物本

孝標(勳物) 右中辨從四位上資忠朝臣一男、  
孝標(菅原)

寬仁元年正月廿四日任上總介、四十、五年正月得替、四十、

〔除目大成抄〕

六 春 京官一

治安元 大學少允正六位上藤原朝臣明賢、舊例親王若大臣補大學寮別當也、別當左大臣請、顯光、

〔魚魯愚鈔〕

三 藏人方甲

八省卿已下請尻付

寬弘五春(仁九)

大學寮少允正六位上藤原朝臣時賢、(明九) 別當左大臣請、

〔魚魯愚鈔〕

六 藏人方丁  
下勘文下 名替

改元年改元以前除目任人後年名替書後年號例

播磨掾秦時相 停治安元年內給清原有高、改任、

有 higher 寬仁五年春內給也、

〔除目申文抄〕

名替  
名替更任

治安元年臨時內給、以大鹿國廉任伊勢介、○下略、魚魯愚別錄一同之、

〔除目申文抄〕

國替  
內給名國共替

正六位上壬生宿禰助貴

望遠江介、

右、當年臨時內給、去正月以藤原國隆任長門介、而依無本望、不賜任符、仍助貴可任件遠江介之狀、所請如件、

治安元年八月廿八日

〔魚魯愚鈔〕

六 藏人方丁  
下勘文下 名替

親王巡給名替

可勘合不、(敦平親王) 件親王長和二年巡給二合、寬仁五年正月以伴友近任美濃權大掾、而任符未出、

治安元年正月二十四日

二六七

內給

臨時內給

親王巡給



治安元年正月二十四日

〔頭書〕  
秩滿申狀  
不注其由

正六位上秦宿禰吉任

望美濃權大掾、

右、長和二年巡給二合、寬仁五年正月以伴友近申任美濃權大掾、而依身病不賜籤符、○中

治安三年正月廿三日

三品行中務卿敦平親王 ○除目申  
文抄同ジ、

〔朝野群載〕七 公卿家 獻五節舞姬申年給二合

正六位上大宅朝臣守光

望若狹掾、

右、依去年獻五節舞姬、○寬仁四年十一月十八日ノ條參看、當年給二合、所請如件、

寬仁五年正月廿三日

正二位行大納言藤原朝臣行成

〔魚魯愚鈔〕六 藏人方丁 公卿名替

可勘合不、件大臣長德四年給、寬仁五年正月以大春日光安任讚岐大目、而任符未出、

正六位上坂上宿禰爲正

右、去長德四年給二分、寬仁五年正月除目以大春日光安申任讚岐大目、而依有身病不賜任

公卿給

藤原行成五節ヲ獻ジテ二合ヲ請フ

符、○中  
略

治安二年正月廿三日

右大臣正二位兼行右近衛大將皇太弟傳藤原朝臣實資

〔除目大成抄〕

一 春 外國 當年給  
准后

准后書名字例 ○注  
略ス、

顯光 治安元年、從一位源倫子朝臣當年給、

〔三槐抄〕中 諸司奏 連奏・寮奏分別事、

〔頭書〕 小野治安元年尻付云、任寮屬之者寮請、

〔蟬冕翼抄〕 春除目、又云縣  
召除目、

著議所事、

本儀每日可著之歟、中古以來未必然、三ヶ夜内必一夜可著之、兩日不著歟之由、見于九抄、但寬仁五年正月廿二日・長元四年二月十五日有例、

〔爲房卿記〕 寬治六年正月

十七日、庚子、○中  
略

〔堀河天皇〕 主上今日於晝御座 ○注 始覽奏書、來廿二日被始除目、彼日先可覽吉書、是治安例也、然而廿二日依當御物忌、今日先覽之、

〔中右記〕 寬治六年正月

治安元年正月二十四日

准后源倫子當年給

除目ニ先ツテ吉書ヲ奏ス



治安元年正月二十四日

二七〇

十七日、庚子、○中略

今日初覽文書、○中略、寛治六年正月十七日ノ條ニ收ム、件吉書後一條院治安例、初於御前被行除目時、同日覽吉書、而來廿三日除目可被行御前儀也、依當丙午、有憚奏吉書、○下略、同上、

〔續左丞抄〕 三

〔宋書〕  
〔此二行銘也〕  
建久承元記

始覽吉書事 代々例、

後一條院

治安元年正月廿二日、於御前始御覽官・藏人方吉書、

上卿左大臣 官方、近江國年祈解文、權左中辨經賴奏之、

藏人方、平乃祭幣祈請奏、○平野祭ノコト、四月三日ノ條ニ見ユ、

同日被始行除目、

○中略

辨官事

元年正月廿二日

治安 近江年祈

官方  
藏人方

權左中辨經賴奏之、即爲國司、

○中略

除目日覽吉書例

治安 ○中略

初覽吉書  
職事例

治安元年 頭中將朝經朝臣〔任カ〕

○二十二日、初メテ吉書ヲ御覽アラセラル、コト、便宜合敍ス、伯耆守藤原資賴、赴任スルコト、三月四日ノ條ニ見ユ、前上總介菅原孝標等上洛スルコト、便宜左ニ合敍ス、

〔更級日記〕

○御物本

あつまちのみちのはてよりも、猶おくつかたにおいゝてたる人、いか許かはあやしかりけむを、いかにおもひはしめける事にか、世中に物かたりといふ物のあんなるを、いかて見はやおもひつゝ、つれ／＼なるひるま・よひるなとに、あね・まゝはゝなとやうの人／＼の、その物かたり・かのものかたり・ひかる源氏のあるやうなと、ところ／＼かたる

治安元年正月二十四日

二七一

上總介菅原  
孝標ノ上洛



孝標女豫テ  
上京ヲ祈願  
ス

門出

今館ニ移ル

治安元年正月二十四日

二七二

をきくに、いとゆかしさまされと、わかおもふまゝに、そらにいかてかおほえかたらむ、  
いみしく心もとなきまゝに、とうしんにやくしほとけをつくりて、ゝあらひなとして、人  
まにみそかにいりつゝ、京にとくあけ給て、物かたりのおほく候なる、あるかきり見せ給  
へと、身をすてゝぬかをつき、いのり申すほとに、十三になるとし、のほらむとて、九月三(寛仁四年)  
日かとして、いまたちといふ所にうつる、年ころあそひなれつるところを、あらはにこ  
ほちゝらして、たちさはきて、日のいりきはの、いとすこきりわたりたるに、くるまに  
のるとて、うち見やりたれば、人まにはまいりつゝ、ぬかをつきしやくし佛のたち給へる  
を、見すてたてまつるかなしくて、ひとしれすうちなかれぬ、かとしてしたる所は、めぐり  
なともなくて、かりそめのかやゝの、しとみなともなし、すたれかけ、まくなとひきたり、  
南はゝるかに野の方見やらる、ひむかし・西はうみちかくて、いとおもしろし、ゆふきり  
立渡で、いみしうおかしければ、あさいなともせず、かたゝ見つゝ、こゝをたちなむこ  
ともあはれにかなしきに、おなし月の十五日、あめかきくらしふるに、さかひをいてゝ、  
しもつけのくにのい(下總)かたといふ所にとまりぬ、いほなともうきぬはかりに雨ふりなとすれ  
は、おそろしくていもねられず、野中にをかたちたる所に、たゝ木そみつたてる、その日

下總池田ニ  
宿ス

眞野長者ノ  
館址

は雨にぬれたる物ともほし、くにゝたちをくれたるひとゝまつとて、そこにひをくらし  
つ、十七日のつとめてたつ、昔しもつさのくにゝまの(ウカ)してらといふ人すみけり、ひきぬの  
を千むら・万むらをらせ、さらさせけるか、家のあととて、ふかき河を舟にてわたる、む  
かしの門のはしらのまたのこりたるとて、おほきなるはしら、かはのなかによつたり、  
ひとゝうたよむをきゝて、心のうちに、

くちもせぬこのかはゝしらのこらすはむかしのあとをいかてしらまし

その夜はくろとの(黒戸)はまといふ所にとまる、かたつかたはひろ山なる所の、すなこはるゝ  
としろきに、松原しけりて、月いみしうあかきに、風のをともいみしう心ほそし、人ゝ  
おかしかりてうたよみなとするに、

まとろましこよひならてはいつか見むくろとの(武藏)はまの秋のよの月

そのつとめて、そこをたちて、しもつさのくにとむさしとのさかひにてある、ふとるかは  
といふかゝみのせ、まつさとのわたり(松戸)のつにとまりて、夜ひとよ、舟にてかたゝ物なと  
わたす、めのとなる人はおとこなともなくなして、さかひにてこうみたりしかは、ゝなれ  
てへちにのほる、いとこひしければ、いかまほしく思に、せうとなる人いたきてゐていき

治安元年正月二十四日

二七三

太井川畔ノ  
まつさとノ  
渡ニ宿ス

乳母ノ出産

定一、○菅原後大學頭・文章博士、今奉號和



治安元年正月二十四日

二七四

泉殿云々、  
たり、みな人は、かりそめのかりやなといへと、風すくましく、ひきわたしなとしたるに、これはおとこなともそはねは、いとてはなちに、あら／＼しけにて、とまといふ物をひとへうちふきたれば、月のこりなくさしいりたるに、紅のきぬうへにきて、うちなやみてふしたる、月かけさやうの人にはこよなくすきて、いとしろくきよけにて、めつらしとおもひて、かきなてつ／＼うちなくを、いとあはれに見すてかたくおもへと、いそぎゐていかる、心地、いとあかすわりなし、おもかけにおほえてかなしければ、月のけうもおほえず、くんしふしぬ、つとめて、舟に車かきすへてわたして、あなたのきしにくるまひきたて、をくりにきつる人／＼これよりみなかへりぬ、のほるはとまりなとして、いきわかる／＼ほと、ゆくもとまるも、みな／＼きなとす、おさな心地にもあはれに見ゆ、今はむさしのくに／＼なりぬ、ことにおかしき所も見えず、はまもすなしろくなくともなく、こひちのやうにて、むらさきおふ【とカ】きく野も、あしおきのみたかくおいて、むまにのりてゆみもたるすゑ見えぬまで、たかくおいしけりて、中をわけゆくに、たけしはといふ寺あり、はるかに、は／＼さうなといふ所の、らうのあとのいしすゑなとあり、いかなる所そと／＼へは、これはいにしへたけしはといふ、さか也くにの人のありけるを、火たきやの火たく衛しにさした

てまつりたりけるに、御前の庭をはくとて、なとやくるしきめを見るらむ、わかくに、七・三つくりすへたるさかつほに、さしわたしたるひたえのひさこの、みなみ風ふけはきたになひき、北風ふけは南になひき、にしふけは東になひき、東ふけは西になひくを見て、かくてあるよと、ひとりこちつふやきけるを、その時みかとの御むすめ、いみしうかしつかれ給、た／＼ひとりみすのきはにたちいて給て、はしらによりか／＼りて御覽するに、このをのこのかくひとりこつを、いとあはれに、いかなるひさこの、いかになひくならむと、いみしうゆかしくおほされければ、みすを／＼しあけて、あのをのこ、／＼ちよれとめしければ、かしこまりてかうらんのつらにまいりたりければ、いひつること、いまひとかへりわれにいひてきかせよとおほせられければ、さかつほのことをいまひとかへり申ければ、我ゐていきて見せよ、さいふやうありとおほせられければ、かしこくおそろしと思けれど、さるへきにやありけむ、おいたてまつりてきたるに、ろんなく人をひてくらむと思て、その夜、勢多のはしのもとに、この宮をすへたてまつりて、せたのはしをひとまはかりこほちて、それをとひこえて、この宮をかきおいたてまつりて、七日七夜といふに、むさしのかに、いきつきにけり、みかと・きさき、みこうせ給ひぬとおほしまとひ、もとめ給に、

治安元年正月二十四日

二七五



武藏姓ノ起原

武藏のくにの衛しのをのこなむ、いとかうはしき物をくひにひきかけて、とふやうにけけると申いて、このをのこをたつぬるになかりけり、ろんなくもとのくにこそゆくらめと、おほやけよりつかひくたりてをふに、勢たのはしこほれてえゆきやらす、三月といふにむさしのくにいきつきて、このをのこをたつぬるに、このみおほやけつかひをめて、我さるへきにやありけむ、このをのこの家ゆかしくて、ゐてゆけといひしかはるてきたり、いみしくこゝありよくおほゆ、このをのこつみしれうせられは、我はいかてあれと、これもさきの世にこのくにあとをたるへきすぐせこそありけめ、はやかへりておほやけにこのよしをそうせよとおほせられければ、いはむ方なくて、のほりて、みかとかくなむありつるとそうしければ、いふかひなし、そのをのこをつみしても、いまはこの宮をとりかへし、みやこにかへしたてまつるへきにもあらず、たけしはのをのこに、いけらむ世のかきり、武藏のくにをあつけとらせて、おほやけこともなさせし、たゞ宮にそのくにをあつたてまつらせ給よしの宣旨くたりにければ、この家を内裏のことくつくりて、すませたてまつりける家を、宮なとうせ給にければ、寺になしたるを、たけしはてらといふ也、その宮のうみ給へることもは、やかてむさしといふ姓をえてなむありける、それよ

あすた河一  
名隅田河ヲ  
渡ル  
在 五中將ノ  
集 相摸西富ノ  
山  
唐土が原

足柄山麓ニ  
宿ル

遊女ノ歌謡  
ヲ聞ク

こはたノ孫

りのち、火たきやに女はる也とかたる、野山、あしおきのなかをわくるよりほかのことなくて、むさしとさかみとの中(相摸)に(朱點)ゐて、あすた河といふ、(在原業平)在五中將のいさことゝはむとよみけるわたりなり、中將のしふには(有九)すみた河とあり、舟にてわたりぬれば、さかみのくに(西富)なりぬ、にしとみといふ所の山、(隅田)よくかきたらむ屏風をたてならへたらむやう也、かたつかたは海・はまのさまも、よせかへる浪のけしきも、いみしうおもしろし、もろこしかはらといふ所も、すなこのいみしうしろきを二三日ゆく、夏はやまとなてしこのこくうすく、にしきをひけるやうになむさきたる、これは秋のすゑなれは見えぬといふに、猶ところ(大和)はうちこほれつゝ、あはれけにさきわたれり、もろこしかはらに、山となてしこしもさきけむこそなと、人々おかしかる、(足柄)あしから山といふは、四五日かねておそろしけにくらかりわたれり、やうくいりたつふもとのほとたに、そらのけしき、はかしくも見えす、えもいはすしけりわたりて、いとおそろしけなり、ふもとにやとりたるに、月もなくくらき夜の、やみにまどふやうなるに、あそひ三人、いつくよりともなくいてきたり、五十許なるひとり、二十許なる、十四五なるとあり、いほのまへにからかさをさせてすへたり、をのことも、火をともして見れば、むかし、こはたといひけむかまことい



遊女ノ容姿  
一音聲ノ美ニ  
同感嘆ス

治安元年正月二十四日

二七八

足柄越

駿河横走關  
ニ宿ス  
岩壺ノ清水  
富士山ノ山  
容ト噴煙

ふ、かみいとなく、ひたひいとよくかゝりて、いろしろくきたなけなくて、さてもありぬへきしもつかへなとにもありぬへしなと、人々あはれかるに、こゑすへてにるものなく、そらにすみのほりてめてたくうたをうたふ、人々いみしうあはれかりて、けちかくて、人々もてけうするに、しくにのあそひはえかゝらしなといふをきゝて、なにはわたりにくらふれはとめてたくうたひたり、見るめのいときたなけなきに、こゑさへにるものなくうたひて、さはかりおそろしけなる山中にたちてゆくを、人々あかす思てみなくを、おさなき心地には、ましてこのやとりをたゝむことさへあかすおほゆ、またあかつきよりあしからをこゆ、まいて山のなかのおそろしけなる事はむ方なし、雲はあしのしたにふまる、山のなから許の、木のしたのわつかなるに、あふひのたゝみすちはかりあるを、世はなれてかゝる山中にしもおいけむよと、人々あはれかる、水はその山に三所そなかれたる、からうして、こえてゝ、せき山にとゝまりぬ、これよりは駿河也、よこはしりの關のかたはらに、いはつほといふ所あり、えもいはすおほきなるいしのよほうなる中に、あなのあきたる中よりいつる水の、きよくつめたきことかきりなし、ふしの山はこのくに也、わかおいゝてしくにゝては、にしをもてに見えし山也、その山のさま、いと世

清見關

田子ノ浦  
大井川ノ激

富士川ノ傳

に見えぬさまなり、さまことなる山のすかたの、こむしやうをぬりたるやうなるに、ゆきのきゆる世もなくつもりたれば、いろこきゝぬに、しろきあこめきたらむやうに見えて、山のいたゝきのすこしたひらきたるより、けふりはたちのほる、ゆふくれは火のもえ立も見ゆ、きよみかせきは、かたつかたは海なるに、關屋ともあまたありて、うみまでくきぬきしたり、けふりあふにやあらむ、きよみかせきの浪もたかくなりぬへし、おもしろきことかきりなし、たこの浦は浪たかくて、舟にてこきめくる、おほるかはといふわたりあり、水の、世のつねならず、すりこなとを、こくてなかしたらむやうに、しろき水、はやくなかれたり、ふし河といふは、ふしの山よりおちたる水也、そのくにの人のいてゝかたるやう、ひとゝせころ物にまかりたりしに、いとあつかりしかは、この水のつらにやすみつゝ見れば、河上の方よりきなる物なれきて、物につきてとゝまりたるを見れば、ほくなり、とりあけて見れば、きなるかみに、にして、こくうるわしくかゝれたり、あやしうて見れば、らいねんなるへきくにとをも、ちもくのことみなかきて、このくにらいねんあくへきにも、かみなして、又そへて二人をなしたり、あやし、あさましと思て、とりあけて、ほして、おさめたりしを、かへる年のつかさめしに、このふみにかゝれたりし、ひとつたか

治安元年正月二十四日

二七九



沼尻 孝標女病ム  
 遠江小夜ノ  
 中山  
 天龍川ノ邊  
 二宿ス  
 濱名ノ橋流  
 失ス  
 濱名ノ松原  
 猪鼻坂  
 三河ニ入ル  
 八橋ノ址

はす、このくにのかみとありしまゝなるを、三月のうちになくなりて、又なりかはりたるも、このかたはらにかきつけられたりし人なり、かゝる事なむありし、らいねんのつかさめしなどは、ことしこの山に、そこはくの神くあつまりて、ない給なりけりと見給へし、めつらかなる事にさふらふとかたる、ぬましりという所もすかくとすきて、いみしくわつらひいて、とうたうみにかゝる、さやのなか山なとこえけむほともおほえす、いみしくくるしければ、天らうといふ河のつらに、かりやつくりまうけたりければ、そこにて日ころすくるほとにそ、やうくをこたる、冬ふかくなりたれば、河風けはしくふきあけつゝ、たえかたくおほえけり、そのわたりしてはまなのはしにいたり、はまなのはし、くたりし時はくろ木をわたしたりし、このたひは、あとたに見えねは、舟にてわたる、いり江にわたりしはし也、とのうみは、いとみしくあしく浪たかくて、いり江のいたつらなるすともに、こと物もなく、松原のしけれるなかより、浪のよせかへるも、いろくのたまのやうに見え、まことに松のすゑよりなみはこゆるやうに見えて、いみしくおもしろし、それよりかみは、(猪鼻)ゐのはなといふさかの、えもいはすわひしきをのほりぬれば、(三河)みかはの(高師)くにのたかしの(マ)はまといふ、(八橋)やつはしは名のみして、はしの方もなく、なにの見所もなし、(山カ)

二村山中ニ  
 泊ス  
 宮路山

(二村)ふたむらの山の中にとまりたる夜、おほきなるかきの木のしたにいほをつくりたれば、夜ひとよ、いほのうへにかきのおちかゝりたるを、人くひろひなとす、(宮路)宮ちの山といふ所こゆるほと、十月つこもりなるに、紅葉ちらてさかりなり、

然菅ノ渡  
 尾張鳴海浦

あらしこそふきこさりけれみやち山またみちのはちらてのこれる○玉葉和歌集同ジ、  
(然菅)參河と尾張となるしかすかのわたり、けに思わつらひぬへくおかし、(鳴海)おはりのくになるみのうらをすくるに、ゆふしほたゝみちにみちて、こよひやとらむも、ちうけんにしほみち

墨俣ノ渡  
 美濃野上ノ  
 遊女

きなは、こゝをもすきしと、あるかきりはしりまとひすきぬ、(美濃)みのくくなるさかひに、(墨俣)すのまたといふわたりして、(野上)のかみといふ所につきぬ、そこにあそひともいてきて、夜ひとよ、うたふにも、あしからなりし思いてられて、あはれにこひしきことかきりなし、

不破ノ山  
 厚見ノ山  
 近江ノ息長  
 ノ家ニ宿ル  
 みつさか山

雪ふりあれまとふに、ものけうもなく、(不破)ふわのせき・あつみの山なとこえて、(厚見)近江國おきなかといふ人の家にやとりて、四五日あり、みつさかの山のふもとに、よるひる、し

犬上神崎野  
 洲栗太ヲ過  
 ム竹生島ヲ望

くれあられふりみたれて、日のひかりもさやかならず、いみしう物むつかし、そこをたちて、(犬上)いぬかみ・(神崎)かむさき・(野洲)やす・くるもとといふ所く、なにとなくすきぬ、水うみのおもてはるくとして、なてしま・(竹生島)ちくふしまなといふ所の見えたる、いとおもしろし、



勢多橋ノ荒  
廢津ニ泊ス  
逢坂關  
造營中ノ丈  
六ノ佛像ヲ  
見ル

三條宮西邊  
ノ家ニ著ク

衛門命婦孝  
標女ニ物語  
ルノ冊子ヲ贈

孝標ソノ室  
上總大輔ト  
別居ス

治安元年正月二十四日

二八二

勢多のはしみなくつれて、わたりわつらふ、(粟津)あはつにとまりて、しはすの二日京にいる、  
くらくいきつくへくと、さるの時許にたちてゆけは、關ちかくなりて、山つらにかりそめ  
なるきりかけといふ物したるかみより、丈六の佛のいまたあらつくりにおはするか、かほ  
はかり見やられたり、あはれに、人はなれて、いつこともなくておはするほとけかなと、  
うち見やりてすきぬ、こゝらのくにをすきぬるに、するかのきよみか關と、相坂の關  
とはかりはなかりけり、いとくらくなりて、三條の宮の一品権子内親王にしなる所につきぬ、ひろくと  
あれたる所の、すきつる山にもおとらず、おほきにおそろしけなるみやま木ともの  
やうにて、○以下、錯みやこの内とも見えぬ所のさまなり、ありもつかす、いみしうもの  
さはかしけれとも、いつしかと思し事なれば、寛仁四年有潤十二月ものかたりもとめて見せよ、くとはを  
せむれば、長和二年正月廿七日、新一品宮内親王自按察藤原家遷給三條宮、三條の宮に、しそくなる人の衛門の命婦とてさふらひけるたつねて、ふみやり  
たれば、めつらしかりて、よろこひて、御前のおろしたるとて、わざとめてたきさうし  
とも、すゝりのはこのふたにいてをこせたり、うれしくいみしくて、よるひるこれを見  
るよりうちはしめ、又くも見まほしきに、ありもつかぬみやこのほとりに、たれかは物  
かたりもとめ見する人のあらむ、上總大輔、後拾遺作者、中宮大進從五上高階成行女、孝標朝臣爲上總時、まはなりし人は、宮つかへせしかくたりしなれば、

爲妻、仍號上總、思しにあらぬことゝもなとありて、世中うらめしけにて、ほかにわたるとて、いつはか  
りなるちこともなとして、あはれなりつる心のほとなむ、わすれむ世あるましきなといひ  
て、梅の木、つまちかくて、いとおほきなるを、これか花のさかむおりはこむよといひ  
をきてわたりぬるを、心の内にこひしくあはれ也と思つ、しのひねをのみなきて、その  
年治安元年もかへりぬ、いつしか梅さかなむ、こむとありしを、さやあると、めをかけてまちわた  
るに、花もみなさきぬれと、をともせず、思わひて、花をおりてやる、

たのめしを猶やまつへき霜かれし梅をも春はわすれさりけり  
といひやりたれば、あはれなることゝもかきて、  
猶たのめ梅のたちえはちきりをかぬおもひのほかの人もとふなり

二十六日、壬寅、賭射、

〔小記目録〕

二年中行事二 正月下 賭弓事 ○九條家本

(寛仁) 同五年 同月同日、賭射延引事、

(治安元年) 同年 同月廿六日、賭射事、

〔小右記〕

○前田 家本 正月

治安元年正月二十六日

二八三

延引



宣旨  
藤原實資觸  
穢ニ依リ假  
文ヲ奉ル

關白藤原賴  
通參候

出御  
左勝

源隆國

橋則長

廿四日、庚子、參内、○中略左頭中將朝任云、明後日可有賭射之由、今日宣旨下、權大納言、行成奉之、  
廿六日、壬寅、今日賭射、請五箇日假、觸產、不參入、匠作來、○注、即參内、○中略、未時許内豎來  
云、頭中將左、仰云、只今可參者、今朝依有觸穢奉假文了、仍令申此由了、○中略、藤原資  
同賴通ニ、伯耆守新任ノ慶ヲ申スコトニカ、ル、本月二十四日ノ條ニ收ム、入夜資賴歸來云、○中略、關白殿被參内、依賭射事、○中略、資  
テ慶ヲ申スコトニカ、ル、同上、就中依賭射申出御之間也、○中略、夜深自陣進賭射手結、三度了、左勝、○中略、

○右近衛府眞手結ノコト、本月十二日ノ條ニ見ユ、

藏人ヲ補ス、

〔公卿補任〕

七長元七年

參議從三位同隆國、○中略、卅一、同月廿六日補藏人、○中略、

〔職事補任〕

後一條院

右近權少將正五位下源隆國 治安元正廿六補、○中略、

〔清少納言枕草子〕

上○宮内廳書陵部所藏桂宮本

頭の中將の、○中略、

○中略、すりのすけのりみつ、○中略、

○中略、橋則長

○傍書

橋則長 治安元年正月補藏人、元非藏人、進士、四十、

從四位下陸奥則光一男、母皇后

宮少納言、

定

二十八日、甲辰疾疫ニ依リテ、臨時仁王會ヲ行フ、

〔小右記〕

○前田家本 正月

廿四日、庚子、參内、○中略、縣召除目ノコトニカ、大納言公任卿云、明後日可定仁王會事、○中略、  
廿八日可修、先内々或請僧者、大極殿、百高座、

〔日本紀略〕

後一條院 正月

廿八日、甲辰、臨時仁王會、爲攘疫病也、

○疫癘ニ依リテ、仁王經御讀經ヲ行フコト、寛仁四年閏十二月二十五日ノ第一條ニ、  
同ジク、二十一社ニ奉幣スルコト、本年二月二十五日ノ條ニ見ユ、



二月 大盡 丙午朔

一日、<sup>丙午</sup>尙侍藤原嬉子、東宮<sup>敦良親王</sup>ニ參入ス、

〔小右記〕<sup>前田家本</sup> 二月

一日、丙午、<sup>藤原資平</sup>略 匠作來云、前日所給銀莖、納銀葉子、<sup>草子採色、置心葉</sup>今朝持參關白殿、依候給

内、付四位侍從<sup>藤原資平</sup>略 者、臨昏匠作來、即參尙侍之入宮所、尙侍爲關白養子云々、

二日、丁未、<sup>中</sup>略 匠作來云、<sup>中</sup>又云、昨戌時尙侍入宮、陪從人大納言公任・<sup>藤原</sup>行成・<sup>藤原</sup>教

通・<sup>藤原</sup>中納言賴宗・<sup>藤原</sup>經房・<sup>藤原</sup>能信・<sup>藤原</sup>兼隆・<sup>藤原</sup>實成・<sup>藤原</sup>參議公信・<sup>藤原</sup>通任・<sup>藤原</sup>廣業・<sup>資平</sup>某云々、

七日、壬子、<sup>中</sup>略 參内、<sup>中</sup>略 右大臣參入、不著陣、參東宮、卿相候陣、關白御消息云、可

參東宮者、仍參入、諸卿同參、青宮渡給尙侍直廬、關白及右大臣 傳、已次候御共、關白已

下候彼直廬、有饗饌、<sup>上達部</sup>殿上人、一巡間秉燭、兩三巡被纏頭有差、<sup>上達部</sup>殿上人、主 祿了還給、

候御共罷出、關白・右大臣・大納言齊信・公任・教通・中納言賴宗・<sup>藤原</sup>經房・<sup>藤原</sup>實成・<sup>藤原</sup>道方・

參議公信・<sup>藤原</sup>經通・<sup>藤原</sup>朝經・<sup>藤原</sup>廣業・<sup>資平</sup>某・<sup>藤原</sup>定賴、<sup>藤原</sup>○コノ本、マ、蠹損ノ箇所アリ、京 都御所東山御文庫本ヲ以テ補填ス、

〔改元部類記〕

<sup>自承平至嘉保</sup>○東洋文庫所藏

藤原資平同  
頼通ニ銀莖  
ヲ贈ル  
嬉子ヲ長兄  
頼通ノ養子  
ト爲ス  
參入ニ隨從  
シタル公卿

東宮嬉子ノ  
直廬ニ渡リ  
給フ

饗饌

御供ノ公卿

略○上

同日、<sup>藤原道長</sup>參入道殿、<sup>中</sup>略 衝黑參西殿、尙侍今夜被參東宮、

寛仁五年二月二日、丁未、參内、尙侍御方有上達部・殿上人儲、

〔榮花物語〕

<sup>十六</sup>梅澤義一氏所藏三條西本

二月には、かんのとの東宮へまいらせ給へければ、

その御いそきをのしる、女房など、いみしうえりととのへさせ給ふ、おとな・わらはな

と、さき／＼の御まいりにことならず、いみしうれいのたまをみかへせ給ふ、さて二月十

余日にまいらせ給ふ、こたみは大との。いみしうおほつかなく心もとなうおほされて、た

ゝ關白との、御むすめとてこそは、中宮もきさきにはるさせ給ひしか。こたみもおなしこ

とせさせ給なりけり、<sup>中宮藤原威子立后ノコト</sup>、寛 仁二年十月十六日ノ條ニ見ユ、さてまいらせ給て、登花殿にすませたま

ふ、東宮もむめつほにおはしませは、<sup>寛仁二年四月二</sup> ことさらにちかきてんをとおほしめ

すなりけり、かくてまいらせ給ぬれば、あはたしきまで心もとなく、とく／＼とそゝの

ホノカニモシラセテシカナルカスミカスミノウチニヲモフコ、ロヲ、御哥後朝御哥敷、入後拾遺、

かし給はするほとも、との、上、あさましうものはちもせさせ給はぬよと、をかしくおほす

隨從ノ女房  
童女ヲ選抜  
ス

父藤原道長  
嬉子ノ將來  
ヲ案ズ

嬉子參入シ  
テ登花殿ニ  
住ス



嬪子ノ母源  
倫子衾覆ニ  
奉仕ス

乳母ニ物ヲ  
賜フ  
道長財ヲ盡  
シテ入内ヲ  
準備ス  
たからふる

春宮亮美濃  
守藤原泰通  
女房ヘノ賜  
物ヲ辨備ス

嬪子十五歳  
東宮十三歳  
東宮登花殿  
ニ渡リ給フ  
嬪子ノ容姿  
ト性格

治安元年二月一日

二八八

程に、やよふけてのほらせたまへるに、いつしかとかひくしう、むけによなれたるお  
とこのありさまにおはしますもあさまじう、このをまへはおほしみたてまつらせ給、御ふ  
すまはれいのうへのをまへまいらせ給ふ、さてとりなとなけは、御むかへの人くまいり  
たれと、とみにゆるしきこえ給はぬほとそやさしきや、さやうにて日ころすくさせ給ふ、  
御めのとたちにをくりものなどさせ給へり、この御まいりいみしうめてたし、とのこた  
ひななたからふるひするなどの給はせて、せさせ給へるに、御めとの心はえ、  
富岡本、こ式部の心はへニ、一、いつれの御めのものみなまさりて、君の御ことを、いみしき  
ものにおもひつかうまつることそかきりなき、やすみちもみの、かみなれば、との、上の  
せさせ給へる事もをはさるものにて、めのとたち、女房にみなさるへきこととんしわた  
したり、かむのとの御とし十五はかりにおはします、東宮は十三にそおはしましけるに、  
いみしうめやすきほと御なからひにおはします、ひる登花殿にわたらせたまて御らんす  
れは、御しつらひよりはしめて、よろつにめてたきに、かんのとはさやかにおかしけ  
にをはしまして、御くしたけに一尺はかりあまらせたまへり、御心もされおかしくおはし  
ませは、いとことのほかにものはつかしけにもおはしまさず、東宮をはあなつらはしけに

東宮嬪子ト  
共ニ遊戯シ  
給フ

倫子御和合  
ニ安心シテ  
退出ス

嬪子ヲ頼通  
ノ養女ト爲  
セルハ父道  
長ノ入道シ  
タルニ依ル

そ思きこえさせ給へる、東宮も、  
さしならひをはしますほと、いとめやすし、  
く・へんつかせ給など、もろともにせさせ給ふほと御なからひ、  
にめてたし、わかき人くみたてまつりつかまつるかひありておもへり、うへさへ十よ日  
はかりそひたてまつらせ給ひて、今は心やすくさとにてさせ給ぬ、  
○東宮も、富岡本、宮ニ作ル、いみしうひわやかにうつくしうおはします、  
さしならひをはしますほと、いとめやすし、みたてまつる人く、はかなき御こ・すころ  
く・へんつかせ給など、もろともにせさせ給ふほと御なからひ、つくりあはせたるやう  
にめてたし、わかき人くみたてまつりつかまつるかひありておもへり、うへさへ十よ日  
はかりそひたてまつらせ給ひて、今は心やすくさとにてさせ給ぬ、  
○富岡本ヲ  
以テ校ス、

〔大鏡〕五、太政大臣道長上

○上、この殿はきたの方ふたところおはします、このみやく、の母うへとまうすは、土御門  
左大臣源雅信のおと、の御むすめにおはします、  
中宮威子・贈皇后宮嬪子・頼通・教通、  
こきみふたところそおはします、  
又次の女きみ、それもないしのかみ、十五におはし  
ます、いまの東宮十三にならせたまふとし、まいらせ給て、東宮の女御にてさふらはせ給、  
とうくはてんにそおはしまし、との、  
は、いまの關白殿の御女となつたてまつりてこそはまいらせたまひしか、

○大鏡裏書・一代要記・應徳元年皇代記等、異事ナキヲ以テ略ス、嬪子、尙侍ト爲ル  
コト、寛仁二年十一月十五日ノ條ニ、著裳ノコト、三年二月二十八日ノ條ニ見ユ、

治安元年二月一日

二八九



治安元年二月一日

二九〇

式部卿敦儀親王、中納言藤原隆家ノ長女ト婚シ給フ、

〔小右記〕

○前田 寛仁四年十月

廿三日、庚午、前帥駕事、隆家○藤原式部敦儀依入道殿氣色不快、俄停止、從帥許頻示此案内、其間多事、不能記、

治安元年二月

一日、丙午、○中 今夜式部□卿宮通前帥隆家女、太娘、於大炊御門家行婚禮云々、臨夜前帥以左衛門尉爲親問

送脂燭火縱横說事、子細報之、

大納言藤原齊信・權中納言源道方及ビ參議藤原定頼、著座ス、

〔小右記〕

○前田 正月

廿六日、壬寅、○中藤原資平匠作來、即參内、著座間事可注送由、四条大納言有消息、是右大辨定頼之著座新者、藤原

二月

一日、丙午、○中

今日酉時大納言齊信著座、轉正權中納言道方丑剋著、參議定頼酉時著、

七日、壬子、○中 參内、○中 今日大納言齊信・參議定頼著座後初從衙政、令申文後、外記

藤原道長ノ氣色不快ニ依リテ延引ス

大炊御門第ニ於テ婚禮ヲ行フ藤原實資隆家ノ故實ヲ報ズ

藤原公任ノ子定頼ノ爲ニ著座ノ故實ヲ同實資ニ問フ

齊信定頼著座ノ後初從テ政ニ從メ

失儀甚シ申文ノ後ニ至リテ政無キ由ヲ申ス

著座ノ物忌

可進莒文、而法申者、是恠也、往古不聞之失也、不可謂外記行頼失、爲初著兩人若大恠歟云々、外記申無政由、極不便事也、今日齊信卿談彼是云々、後日關白談匠作云、不爲上卿一人歟、爲宰相不宜事也、彼人不可然、以後可驗、

〔改元部類記〕

自承平至嘉保  
○東洋文庫所藏

〔頭書〕  
〔權一〕  
〔權記〕  
○上

略  
〔寛仁五年一月〕  
三日、右衛門少志成通申云、○中略、改元ノ免物ノコトニカカル、本月二日ノ第二條ニ收ム、參向別當御許、別當于時在中宮藤原公任

大夫著座物忌所云々、

〔公卿補任〕 七

大納言正二位同齊信、藤原五十朱書、下同シ二月一日、丙午、酉時著座、イ

權中納言從二位源道方、藤原五十朱書、下同シ二月一日、丙午、丑時著座、

參 議正四位下同定頼、藤原卅、二月一日、丙午、酉時著座、イ

○齊信等ノ昇任ノコト、寛仁四年十一月二十九日ノ條ニ見ユ、

二日、丁未、釋奠、

治安元年二月二日

二九一



〔改元部類記〕

自承平至嘉保  
○東洋文庫所藏

〔頭書〕

〔左經記〕

〔治安元年〕

寬仁五年二月二日、丁未、○中 釋奠如例云々、

〔日本紀略〕

後一條院 二月

二日、丁未、釋奠、

辛酉歲ナルニ依リテ、治安ト改元シ、常赦ヲ行フ、

〔改元部類記〕

自承平至嘉保  
○東洋文庫所藏

〔頭書〕

〔權記〕

〔治安元年〕

寬仁五年二月二日、丁未、召使弘光來云、大外記文義朝臣令申云、左大臣於陣可被定申改

元事、可參入、即參入、

々夜章信朝臣下奉左大臣諸道勘申今年辛酉革命當否文

一枚、助教賴隆一枚、曆博士守道一枚、文章博士

并年號勘文二枚、參議廣業朝臣一枚、仰云、今年辛

酉革命當否由、諸道所勘申不同、可定申、但改元事、共依改號令可施仁政之由、有所申、

仍欲改元、其字可定申、又詔書雖載當革命由歟、同可定申、定申云、今年當革命事、各所

勘申不同也、但曆博士守道所申得其中歟、指云當革命甚難、抑以不當之年、爲相當、載詔

藤原顯光改  
元ノコトヲ

本年辛酉革  
命ノ當否ニ  
就キ諸道ノ  
勘申不同シ  
共ニ改元シ  
テ仁政ヲ施  
スベシト申

詔文ニハ唯  
辛酉ハ凶年  
ノ故ニ改元  
スル由ヲ載

年號ハ治安  
ヲ用フハ和  
免物ハ應ル

前日藤原道  
長等年號ノ  
コトヲ議ス

檢非違使別  
當ヲシテ原  
免勘文ヲ進

中務省ノ奉  
詔書ヲ返  
サシムハ大  
詔書ハ大納  
言覆奏スベ

文、可無便、只以辛酉凶年改元由、可被載歟、又年號字勘申、治安頗宜候、但古勘文之中、  
有喜祥・乾綱等字、雖宜乾綱之字、俗人可有之、喜祥并是所在村上御記云々、其文若有荒  
涼歟、一本有嘉保字、若書寫誤、依事不定、所下給勘文中、治安依頗宜、可用此字各令申、  
即仰云、改元可爲治安、免物事依應和例、即被召仰大內記忠貞朝臣、草・清書等奏後、被  
召歟、下中務少輔親國朝臣、下給了、時諸卿多退出、大臣命云、乍入莒給歟、申可然由、然而只  
以詔給被退出、

同日、參入道殿、先之民部卿源俊賢、按察藤原公任、右兵衛督公信、左大辨朝經藤原、式部大輔  
廣廣業、等被候、依式部大輔申、古年號字依村上御記可注進由有氣色、乾綱・喜保等字可用  
云々、

三日、右衛門少志成通申云、依召參左大臣殿、仰云、昨日改元詔、逢之輩可原免、亦可  
進勘文者、即參向別當御許、別當于時在中宮大夫著座物忌所云々、  
見、又被問爲幹朝臣可會赦否事云々、○寬仁四年閏十二月二十六日ノ條參看、參内、關白命云、去夜免物事未被  
仰下云々、仍送消息於左府了云々、藏人隆國朝臣申云、中務省少輔、奉詔書云々、命云、  
先例如何、申云、詔書大納言覆奏、專非中務所奏、若習勅書歟、仍被仰早可返給由、



定ノ趣ヲ奏ス  
陰陽頭惟宗  
文高等革命  
當否ノ勘申  
ヲ辭ス

深更ニ及ビ  
御晝日アリ

藤原廣業ノ  
著座ヲ停止  
ス

〔頭書〕  
〔經類〕

寛仁五年二月二日、丁未、參内、○中 入夜上達部著左仗座、左府兼著此座、左府令藏人辨章信奏諸道勘文、前日今年當革命否由、令諸道勘申者、仍所令勘申也、式部大輔藤原朝臣・陰陽頭文高等申云、日本不知此道事、仍不能勘申者、主計頭吉平・文章博士爲政等今年當革命之由勘申、左少辨義忠文章博士・曆博士守道等不當革命之由勘申、助教賴隆・貞清等申當否難勘申之由、并年號字等云、上達部定申云、爲政朝臣勘申治安并村上御時維江時朝臣所擇進之乾綱、○乾、原卜朝ニ作ル、京都御所東山御文庫記録甲、嘉保等十日ノ條參看、之問、可隨勅定者、又改元詔書先々載革命之由、而此度諸道或申當之由、或申不當之由、爲之如何者、仰云、年號字可用治安、又諸道所申各異也、辛酉年依可慎、有改元之由、可載詔書也、兼又依應和元年例可有免物、於革命不可載者、及深更奏改元詔書草及清書等、御晝日如例云々、

〔小右記〕

○前田家本 二月二日、丁未、○中

今日被定改元并革命事、而無其告、早朝問達大納言御許、報云、于今無告、只被仰式部大輔廣業著座停止事者、○藤原廣業ヲ參議ニ任ズルコト、寛仁四年十一月二十九日ノ條ニ見ユ、依爲儒者〔有カ〕可是定歟、○廣業、革命當否ノ勘申ヲ辭スルコト及ビ年

夕刻俄ニ諸卿ノ參内ヲ命ズ  
道長前日ニ大略ヲ定ム  
藤原實資コレヲ憤リテ參會セズ  
後日實資曆博士等ニ三善清行ノ勘文ヲ示シテ革命ノ當否ヲ問フ  
革命ニ當ルノ疑アリ

廣業等本年ノ大變革命ニ當ルヲ認ム

藤原公任廣業ヨリ清行ノ勘文ヲ徵ス

號勘文ヲ奉ルコト、〔行カ〕上文ニ見ユ、件事左大臣所被承引也、申時許召使申云、大外記文義朝臣令申云、今日可有定、可參入者、答有所命之由、〔勞カ〕當日晚景告爲奇、○中昨於入道殿大略被定革命有無事、諸道所申難知、至今只緣灾年改元由、可作詔書者、又被同下官參不、〔問〕申依物答不可參之由、〔忌カ〕訖、余所含也、内議外甚無益也、

廿一日、丙寅、○中呼仁統并守道朝臣問革命事、亦令見善相公勘文、〔三善清行〕延喜元年二月二日ノ條參看、記載家集之勘文、大變革命二百四十年内、小變三度、六十年辛酉、三个度者、小變辛酉三箇度革命歟如何、頗有疑慮、仍爲決其事所呼也、各所陳不分明、件小變辛酉皆不吉、但小變久未見事也、非革命歟、只辛酉今年不吉云々、計之令案歟者、疑關難開而已、守道借取件勘文退出、

廿九日、甲戌、○中李部宰相 廣業、來云、案先日所送善相公革命勘文、今年已當大變革命、應和元年辛酉當小變革命、○應和元年二月十日ノ第一條參看、招仁統法師・守道等、具含此事并令置筭、〔處カ〕善相公勘狀已无相違、仁統等无所避歸伏了、亦昨於无量壽院諸卿集會間、○藤原道長ノ室源倫子、无量壽院ニ於テ出家スルコト、本月二十八日ノ條ニ見ユ、有斯事、按察大納言 公任、被問案内、謹以申了、无所被陳、只被命可送善相公勘文之由、前日依不知斯術數、不進勘文、或卿相 公任、被嘲、而給指〔南カ〕之祕書、以此趣披陳、無被答



曩ニ公任應  
和元年ハ革  
命ニ當ラズ  
ト論ズ

實資ノ意見

本年ノ當不  
ノミヲ論ジ  
應和ニ及  
ベカラズ

陣議革命ニ  
相當セズト  
決ス

治安元年二月二日

二九六

辯、以不被學知事、被定當不事、謂天道何、亦万人有所由歟、持來曆記經等、偏以件經說、  
按察何執也、〔所カ〕而善相公只依易緯・詩說等所定、二六四六案、按察案相違、詳見善公勘文  
者、應和元年辛酉非革命由、按察所陳不可然、已載詔書、亦聖主賢臣共所被引、〔行カ〕余所不甘  
心、仍此善公書慮外所尋得、李部傳聞懇切來乞、仍所與也、應和革命傍難、愚心以不安、  
緣故殿承引給詔書也、而一家末孫發難、傾驚而已、心思不言、只談匠作、〔藤原資平〕偏可論今年當不、  
可及應和歟、非賢々々、還愚々々、按察書戊云、或卿相云、善相公勘文與李部相公之由所  
告如何者、答云、依來乞借與了、

〔北山抄〕

十 史途指南  
○國立京都博物館所藏三條本

革命事

廣業申每辛酉年可當之由、隨即左相願文作載也、陣頭僉議之場、彼此申云、善相公勘文、  
延喜元年當之云々、每度可當者不可有勘文、其勘文注可當年々由、諸所見也、今年不可當  
歟、因之改元詔不載之、

〔日本紀略〕

後一 二月  
條院

二日、丁未、○中今日依辛酉歲、改元治安、大辟以下、罪無輕重、咸皆赦除、但犯八虐・

七十以上ノ  
老人及僧尼  
ノ數ヲ給

革命ニ非ズ  
ト雖改元ス

故殺・謀殺・私鑄錢・強竊二盜、常赦所不免者、不在此限、又老人及僧尼、年百歲以下七  
十以上、給穀、

〔水左記〕

〔永保元年〕  
承曆五年二月

十日、陰雨、巳四點參内、今日可有定之故也、此間内大臣〔藤原能長〕等參入、著陣、仰云、今年  
辛酉當革命否之由、諸道勘申之趣宜令定申者、〔源俊房〕予申云、今年辛酉、如諸道勘文者、  
多不當革命之運、但一兩勘文之中、立兩說申相當之旨、用捨之間、眞偽難定、倩尋前蹤、  
雖非革命、每至辛酉之年、兼懼徵祥之變、且改號令、且施德政、然則尋近代治安之例被定  
行、何難有哉者、内大臣被同之、○中内府召大外記敦基、〔藤原〕仰可作改元詔書之由、又有赦  
令・賑給事、是皆准治安元年例也云々、

〔革命〕

外記勘例  
○京都御所東山御文庫記錄丙卅所收

勘申辛酉年被行例事 大外記中原師香勘進

○中

治安元年例

○中

治安元年二月二日

二九七



治安元年二月二日

二九八

慎ニ依リ改  
元スベキ由  
ノ詔書

〔寛仁〕  
同五年 當年、正月、仰紀傳・明經・陰陽・曆道等、令勘申今年辛酉革命當否之由、  
二月二日、丁未、左大臣以下諸卿參著仗座、被定申請道勘申今年辛酉當革命否事、又被  
定改元事、奏年號字之次、奏聞云、詔書先々載當革命之由、而此度諸道或申當之由、或  
申不當之由、爲之如何、仰云、年號字可用治安、又諸道所申各異也、辛酉事依可慎有改  
元之由、可載詔書也、兼又依應和元年例、可有免者、於革命者不可載者、則改寛仁五年  
爲治安元年、詔文云、歲當辛酉、古來之風可慎云々、赦令・賑給同應和例、

○中略  
右、文簿所注如件、仍勘申、

康曆三年正月廿六日

大外記中原朝臣師香勘申

○承曆四年十二月十五日ノ  
清原定俊勘文等異事ナシ、

〔革曆類〕

辛酉 ○京都御所東山御文庫記錄丙卅二所收

革曆類

辛酉革命當  
否諸道勘文

●命年 後一條天皇〔朱〕寛仁五年也 ●治安元年辛酉

▲惣目

- 一〔朱〕 ●紀傳道 文章博士三善朝臣爲政、算道兼之、  
左少辨文章博士東宮學士藤原朝臣義忠、別勘文、
  - 一 ●明經道 助教大江朝臣有道、博士中原朝臣貞清、已上連署、  
助教清原朝臣賴隆、
  - 一 ●曆道 曆博士賀茂朝臣守道、  
主計頭安陪朝臣吉平、僧利源開梨勘狀、
  - 一 ●陰陽道 陰陽頭惟宗朝臣文高、
- 以上

此外定文已下不見、

一、紀傳道 〔善滋カ〕  
三善爲政、算兼行、  
藤原義忠、別勘文、

勘申 今年辛酉當革命否事

謹檢王肇開元曆紀經、推帝王革命注曰、易說云、辛酉爲革命、甲子爲革命、詩說云、十周  
參聚氣生神明、辛酉革命、甲子革政、注曰、天道卅六歲而一周也、名曰王命一節、一冬一  
夏、凡三百六十歲、一畢無餘算、三推終則復始、更定綱紀、必有聖人、改世統理者、又案  
故三善清行朝臣去昌泰三年十一月上密奏云、明年辛酉之歲、所謂天下革命之會、君臣尅賊  
之期也、以易卦而推之、其灾可在正・二月、豫防備之、何者帝王革命、此周易革卦之變也、  
案革卦離下兌上也、離爲火、兌爲金、雖有從革之性、非得火則不變、故金火合體、上下相

治安元年二月二日

二九九

三善清行ノ  
密奏

紀傳道勘文  
善滋爲政ノ  
勘文



辛酉ノ年ハ  
革命ニ當ル

藤原義忠ノ  
勘文

鄭玄ノ說

王肇曆紀經  
ノ說

治安元年二月二日

三〇〇

害、版蕩之理已窮、君臣之位初定、國之不祥、无甚於此云々、○文章博士三善清行、辛酉革命ノ議ヲ上ルコト、昌泰三年十一月二十一日ノ條ニ見ユ、然則以辛酉之歲、可謂當革命歟、抑清行朝臣者道之先儒、近古碩學也、莫不涉獵九流百家、就中易象之道探蹟壺陰、末學之輩仰可信之、今以之謂之、去歲庚申當三合之厄年、今年辛酉鍾革命之運、潤月及立春、餘孽可慎、彌施德政、被行仁化、疾疫永絕、天下太平焉、

右、依宣旨勘申如件、

寬仁五年正月廿一日從五位上守左少辨兼文章博士東宮學士周防介藤原朝臣

義忠歟、不署

從四位上行文章博士三善朝臣爲政

義忠  
勘申今年辛酉當革命運否事

謹案易說云、辛酉爲革命、甲子革令、鄭玄云、天道不遠、三五而反、六甲爲一元、四六二六相乘、七元有三變、三七相乘廿一元云々、又詩說云、十周參聚氣生神明云々、注云、天道卅六歲而一周也、十周名王命大節、一冬一夏、凡三百六十歲云々、運數之道不同、詩・易之家各異、故王肇制曆紀經之日、不據此兩說、雖立其三菴四六二六之數、陽乘陰乘之變、推之天數、猶通易道、然則自上元甲子年、以三乘六、爲陽乘一變之數、所謂黃帝廿二年甲

子至顓頊二年甲子、合一百八十年是也、次以四乘六、爲陰乘一變之數、所謂自顓頊二年甲子至帝堯八十五年甲子、合二百卅年是也、次以七乘六、爲陽乘二變之數、所謂自帝堯八十五年甲子至夏桀七年甲子、合四百廿年是也、次以八乘六、則四百八十年、而六八俱在純陰、々々不能成變、故以三乘六、更加百八十年、爲陰乘二變之數、所謂自成湯受命甲子至周文王受命甲子、合六百六十年是也、即自黃帝二十二年上元甲子至文王受命甲子、合廿五甲子、惣一千五百歲爲第一菴、又次自文王受命上元甲子至穆王卅六年甲子、合百八十年、爲陽乘一變之數、次自穆王卅六年甲子至惠王元年甲子、合二百卅年、爲陰乘一變之數、當皇朝神武天皇受命甲子、次自惠王元年甲子至秦始皇十一年甲子、合四百廿年、爲陽乘二變之數、當皇朝孝靈天皇、次自始皇十年甲子至後魏大武皇帝元年甲子、合六百六十年、爲陰乘二變之數、當皇朝仁德天皇元年甲子、○太武帝元年甲子ハ日本書紀紀年ノ允恭天皇十三年ニ當ル文王以後廿五甲子至爲第二菴、又次自大武皇帝元年甲子至隋文帝仁壽四年甲子、合百八十年、爲陽乘一變之數、即當皇朝推古天皇十二年甲子、次自仁壽四年甲子至大唐開元十二年甲子、合百廿年也、當皇朝聖武天皇神龜元年甲子、抑以五乘六之數、可有三百年、而仁壽・開元之間存百廿年、其後百八十年之内、所至革命之期可謂延喜元年辛酉是也、次自延喜四年甲子以後至四百廿年、爲陽

治安元年二月二日

三〇一



三百三年ノ  
後更ニ革命  
ノ期有ルベ  
シ

今年ハ三變  
ノ期ニアラ  
ズ

政化行ハル  
レバ禍無カ  
ラン

明經道勸文  
中原貞清大  
江有道連署  
ノ勸文  
孔穎達ノ說

治安元年二月二日

三〇二

乘三變之期、以七乘六之變也、彼年以降百十七个年于茲至、向後三百三年、更可有革命之期、又以九乘六、合五百卅年、爲四變之數、惣一千四百卅年爲第三部、前後通計三部四千四百卅年、終而復始之運數而已、

右、據件文案、檢其期數、周易・毛詩・開元曆紀各序事理、皆分意趣、然猶閑搜鄭玄注釋之文、倩尋王肇乘變之道、頗歸一致、遂非異論、偏就此兩家之說、恐乖十周之義、可謂得三人之占從二人之言者歟、抑辛酉之象、共在金歲、每至曩古之期年、非無徵驗之舊規、推其年紀、雖未盈三變之數、思其厄會、猶可有萬端之惶、夫妖不勝德、仁以閉邪、早改視聽於一時、被行政化於四海、則妖禍無餘孽、天下屬太平、管窺所覃、謹以勘申、

寬仁五年正月日

從五位上左少辨兼行文章博士東宮學士周防介藤原朝臣義忠

一、明經道 有道・貞清連署、  
賴隆別勸文、

勘申 今年辛酉當革命否事

孔穎達說云、十周參聚氣生神明、辛酉革命、甲子革政、注云、天道卅六歲而一周也、十周名王命大節、凡三百六十歲矣、又王肇曆紀經推帝王革命法、易說云、辛酉爲革命、甲子爲革命、戊午爲革運也云々、

眞僞決シ難  
シ

清原賴隆ノ  
勸文

今案、帝王期運者、多在三元甲子之年、而或以辛酉爲革命、或以戊午爲革運也、然則緯候之所指其說非一、〔曆〕歷數之所尋其趣相同歟、玄遠之義、眞僞難決者、右、依宣旨勘申如件、

寬仁五年正月廿二日

從五位上行助教大江朝臣有道

從五位上行博士中原朝臣貞清

賴隆  
勘申

今年辛酉當革命否事

易說云、辛酉爲革命、甲子爲革令、戊午爲革運云々、詩說云、十周參聚氣生神明、戊午革運、辛酉革命、注云、天道卅六歲而一周也、十周名曰王命大節、一冬一夏、凡三百六十歲、一畢終則復始、更定綱紀、必有聖人、改世統理者、孔穎達  
說同之、又王肇曆紀經推帝王革命法說云、陽乘陰乘之變、以百八十年、二百卅年、四百廿年、六百六十年爲革命部數云々、

右、謹據件等說、革命之會其說相分、而王肇難詩・易二說、更立二六四六七元三變之期也、今案詩說、唐家立元法、以黃帝廿二年甲子爲上元、從彼上元至于今三千六百歲、

治安元年二月二日

三〇三



辛酉ノ文字  
ニハ新改ノ  
義アリ

號令ヲ更改  
スシ聖徳ヲ修  
スベシ

曆道勘文  
賀茂守道ノ  
勘文

治安元年二月二日

三〇四

自黃帝十九年辛酉迄于今年辛酉、三千六百一年也、是叶十周之義也、易說辛酉釋其字、禮記月令云、其日庚辛、注云、庚之言更也、辛之言新也、萬物皆新變更也者、尚書洪範云、金爲從革、金性能改也、案五行大義、金之正方在西、含斂氣矣、故以兌上離下象革卦矣、然則王肇雖立難說、經家何拋詩說、況辛酉之字釋有新改之義、就如此之文、更改號令、彌脩聖德者、天下太平、寶祚長久之基也、抑依不習學、雖難勘注、管見所覃、今依宣旨勘申如件、

寬仁五年正月廿八日

從五位下行助教清原真人賴隆

一、曆道 賀茂守道、

勘申今年辛酉革命當否事

謹檢曆紀經易說云、推帝王革命注、在三元甲子、以戊午爲革運、以辛酉爲革命、以甲子爲革令、以陽乘陰乘變數知之、又說、十周名王命、參聚氣生神明之、三推終則復始云々、

今案、自黃帝廿二至上元甲子至顓頊二年甲子、合百八十年、爲陽乘一變第一革、

自顓頊二年至帝堯八十五年甲子、二百卅年、爲陰乘一變第二革、

自帝堯八十五年至夏桀七年甲子、四百廿年、爲陽乘二變第三革、

自夏桀七年至周文王上元甲子六百六十年、爲陰乘二變第四革、從成湯至于文王、以八乘八、純陰、成變、更以陽三乘也云々、

〔六九〕

〔不脫カ〕

合一千五百年〔爲脫カ〕第一節、

又自周文王上元至穆王卅六年、合百八十年、爲陽乘一變第五革、

自穆王卅六年至平王卅五年甲子、二百卅年、爲陰乘一變第六革、

自平王卅五年至赦王十八年甲子、四百廿年、爲陽乘二變第七革、

自赦王十八年至後魏大武帝元年甲子、六百六十年、爲陰乘二變第八革、

合一千五百年爲第二節、

又自後魏大武帝元年至隋文帝仁壽四年甲子、百八十年、爲陽乘一變第九革、

自仁壽四年至天復元年、三百年、爲陽乘二變第十革、

唐朝天復元年甲子當本朝延喜四年甲子、元年辛酉當革命也、至來甲子百廿年、不及陽

乘三變數四百廿年內、仍今年辛酉不當易說革命、來甲子以後及三百歲、以甲子爲革命、

以辛酉可爲革命也、

右、據勘件說、曆數之運互雖不同、各有其期、抑如曆紀經文者、爲宗易說、多用變乘加之、參議清行朝臣昌泰奏狀云、七元三變者、計其乘數、則神武天皇即位辛酉、當易革命、爲人代初、所謂陽乘一變百八十年一會是也、延喜元年辛酉、當同革命、已改號令、所謂陽乘二

治安元年二月二日

三〇五

革命ノ年ニ  
當ラズ  
革命ハ三百  
年ノ後ナリ



厄年ナレバ  
祈禳シテ德  
化ヲ施シ號  
令ヲ改ムベ  
シ

陰陽道勘文

安倍吉平ノ  
勘文

易卦辛酉ヲ  
以テ革命ト  
爲ス

變三百年内一會是也、尋彼往古、又復如此、先證尤明、後代可信、自彼神武天皇即位辛酉  
至今年、一千六百八十一歲之間、所出來之辛酉廿九ヶ度也、然而祖父保憲朝臣應和勘文云、  
我朝相當革命（當カ）四ヶ度、先縱雖不易革命、每至于辛酉之歲、粗非無其徵祥、夫革運戊午火、  
革命辛酉金、革命甲子木、離下兌上象革卦之義也、二卦相尅五行爲變云々、今年者是相當  
太一天朔之交、可有大陽皆虧之厄、○日食ノコト、七月一日ノ條ニ見ユ、臨入元終豈不慎乎、可祈可攘、且施  
德化、且改號令、天下太平、寶祚長久、今依宣旨勘申如件、

寬仁五年正月十六日

從五位上行主計權助兼曆博士賀茂朝臣守道

一、陰陽道 吉平・僧利源・文高、

勘申今年辛酉當否、當革命否事

推帝王革命其說有二、

一、以辛酉年爲革命事

開元曆紀經云、帝王受命之法、必在三元甲子之年、而或以辛酉爲革命、或以戊午爲革運、  
進退雖異、期數略同、但帝王革命易卦之氣變也、離下兌上也、離爲火、兌爲金、々雖有從  
革之性、非火不變、然則辛酉爲金、戊午爲火、々年革運、金年革命、尤協革卦之體云々、

年數ヲ以テ  
推セバ第二  
部ノ革命ニ  
相當ス

謂今年是  
辛酉年也、

一、以年數爲革命期事

易說云、推年數法、或以四六二六而乘之、或以十周三百六十歲而推之、或陰乘陽乘之極、  
或陰數陽數之變、或以廿一元爲一蔀、且以一千五百歲、爲革命第一之蔀者、謂年數、是  
（曆紀）之數也、

今案之、以辛酉爲革命之年、是即周易革卦之變也、以年數爲革命之期、是亦七元三變之

候也、然則每甲子之辛酉、每乘變之辛酉、以之皆可爲革命之期也、抑戊午是革運、辛酉

是革命、火與金有變而成卦、何辛酉非革卦之體矣、況帝王受命之法、必在三元甲子之年、

一周甲子之終、聖人出世、在災變者、就中以辛酉爲重、蓋主兵革死喪之地也、故イ更不注異

國、近謂我朝辛酉之證、神武天皇辛酉年即王位、景行天皇辛酉年立太子、天應元年辛酉

年依雲氣改元、承和八年辛酉年疫疫更發、延喜元年辛酉年丞相有事、（菅原道實）應和元年辛酉年帝

王遷宮、經說相叶、證跡無違、辛酉革命之徵、豈謂無聖跡之證乎、

又自神武天皇至于仁明天皇辛酉、合一千五百歲、更爲革命第一之蔀、仁明天皇即位之後、

歷中元・下元・上元之紀、合百八十年、爲第二之蔀、以三乘六之數也、可謂命年之辛酉

相當兩端之革命矣、



右、依宣旨勘申、

寬仁五年正月廿八日

從四位下行主計頭兼備中介安倍朝臣吉平

阿闍梨利源ノ勘文

利源  
革命運期事 利源闍梨、寬仁五年、

皇帝革命運期有三事

一、易說曰、戊午爲革運、辛酉爲革命、甲子爲革命、即甲子一周之終、聖人出世、有災變也、可尋上古矣、

二、毛詩曰、天道卅六歲而周也、十周日王命大節、一冬一夏、凡三百六十歲、一畢无有餘節、三推則復始、更有綱紀者、

第一部ハ黃  
帝甲子ヨリ  
起算ス

三、開元曆記經曰、陽有五、即一三五七九也、陰有五、即二四六八十也、除初後一十、而其餘陰陽相乘、定年期也、則皇帝廿二上元甲子爲入曆、有三部、以廿五年甲子合一千五

百年爲一部、終三部更始矣、則以三乘六之數、從上元甲子以來百八十年、爲陽乘一變也、

即至顯項二年甲子、次以四乘六之數、二百卅年爲陰乘一變、即至帝堯八十五年甲子也、乃

至文王受命甲子、合廿五甲子爲第一部矣、第二自文王上元甲子至穆王卅六年、百八十年陽

乘一返也、次至惠王元年甲子、合二百卅年爲陰乘一返、當日本神武四年受命甲子也、次至

始皇十三年甲子、合四百廿年爲陽乘二變、當和孝靈天皇中元甲子也、次至魏齊王芳五年甲子、合四百八十

年、以六乘八之數也、此司馬武受命之時也、當和神功皇、即六與八俱陰不能變、仍至後魏大

武皇帝元年甲子、合百八十年、更加先六百六十年爲陰乘二變也、當仁德天皇元年甲子矣、

惣廿五甲子、合一千五百年爲第二部也、次自大武皇帝上元甲子至隋文帝仁壽四年甲子、合

百八十年爲陽乘一變也、當和推古天皇即位下元甲子、次自開元十二年甲子、合百廿年、當

和神龜元年甲子也、但第三部者純陽不成變、仍從仁壽四年以後、五與六相乘可謂三百年也、

即歷紀經作開元中、然則以後不載百八十年、今案、從神龜元年至昌泰四年百八十年、一變

之革命也、爾後四百餘年可有革命、此則今年辛酉不當革命之證也、竊視清行相公去昌泰三

年十一月密奏云、明年辛酉之歲當帝王革命之期、君臣剋賊之運、凡厥四六二六之數、七元

三變之候、推之漢國、則上自黃帝下至李唐、曾无毫釐之失、考之本朝、則向上始自神武天

皇、向下至于天智天皇、亦イハレ只无无分銖之違、然則明年事變豈不用意哉、又案、革命之入曆、

取黃帝即位廿二年甲子、不載伏羲神農之代矣、以之謂之、我朝神武天皇四年甲子配革命、

則應无妨也、古賢在其意也、今案、神武天皇即位辛酉爲革命之歲、厥後以三乘六之數、陽

乘一變百八十年、當第四至懿德天皇三十一年辛酉也、次以四乘六之數、陰乘一變二百卅年、

唐土ニ於テ  
ハ革命ノ年  
ニ當ラズ

本朝ニ於テ  
ハ神武天皇  
辛酉ヨリ起  
算スベシ



本朝ニ於テ  
ハ革命ノ年  
ニ相當ス

私勘文  
惟宗文高ノ  
勘文

辛酉ノ年必  
シモ革命ニ  
當ラズ

治安元年二月二日

三一〇

當第七至孝靈天皇五十三年也、次以七乘六之數、陽乘二變四百廿年、當第十三年成務天皇  
五十二年辛酉、第一五十四年下元甲子也、次以六乘八之數、四百八十年、當第三十八至齊  
明天皇七年辛酉、〔天智脱カ〕天皇壬戌即位、〔〇壬戌ハ天智天皇稱制元年ナリ〕第十三年上元甲子也、而八與六不能成變、  
仍以三乘六之數百八十年加之、并合六百六十年、爲陰乘二變、當第五十四年仁明天皇七年  
辛酉、第十一年中元甲子也、今案、自神武天皇至于仁明天皇辛酉、合一千五百年爲第一部  
也、即次從仁明天皇即位九年壬戌以後、中元・下元・上元合百八十年、第二部爲陽乘一變、  
以三乘六之數也、於我朝者今年辛酉爲革命也、

寬仁五年正月日

僧利源

此勘文私勘之云々、相似相公勘文也、

文高  
革命當否勘文 寬仁五年、文高、

不堪進上今年辛酉革命有無勘申事

右、自黃帝上元己亥至我朝神武天皇辛酉、既經數十萬歲矣、其間革命灾厄誰詳勘申哉、但  
神武天皇辛酉至當年、積年千六百八十餘也、隨則所在辛酉爲廿八箇度、此間相當革命僅六  
七度也、其外辛酉或在慶、或無事、以之謂之、〔知イ〕辛酉之歲必非革命、然則今年革命之灾、難

勘申一定、若附一端之文申荒冷之由、天道之譴、〔何カ〕仍以避申哉、仍不堪勘申之狀、言上如件、

寬仁五年二月二日

陰陽頭惟宗文高

○京都御所東山御文庫記錄  
丙卅所收革命ヲ以テ補正ス、

〔改元勘文部類〕

一 自養老至保安 元祕別錄 勘文部  
○京都御所東山御文庫記錄甲百二十五所收

改元事

○中

元祕抄第五云、

進年號勘文人數多少例 弘仁十五年已後、  
以年紀立次第、

○中 自寬弘至治安、其人不見、但治安廣業撰云々、

○中

後一條院

○中

寬仁五年二月二日改元、治安、今年革命當否事有沙汰、辛酉年依  
可慎有改元之由、可載詔書云々、  
文章博士也、

經賴記、二月二日、丁未、上達部定申云、爲政朝臣勘申治安予村上御時維時朝臣所擇進

治安元年二月二日

三一

善滋爲政

年號勘文  
藤原廣業



治安元年二月四日 七日

三一二

之乾綱・嘉保等之間、可隨勅定者、仰云、年號字可用治安、

○扶桑略記・一代要記等、異事ナシ、大法師仁統ヲシテ、辛酉革命ノ當否ヲ勘セシムルコト、寛仁四年十月十三日ノ條ニ見ユ、

四日、己酉、祈年祭、

〔日本紀略〕後一條院 二月

四日、己酉、祈年祭、

皇后宮御所燒亡ス、

〔小記目錄〕所々燒亡事

○九條家本  
(寛仁)  
同五年二月四日、皇后宮燒亡事、  
(藤原敏子)  
(治安元年)

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、皇后、藤原實資ニ消息ヲ賜フコト、本月七日ノ第二條ニ見ユ、

七日、壬子、位記請印、

〔小右記〕○前田家本 二月

七日、壬子、○中參内、○中太皇太后宮去寛仁三年御給爵、給高田牧司宗形信遠、今夜請

太皇太后御  
給高田牧司  
ノ位記

藤原實資ノ  
斡旋

中御門大路  
ノ北側室町  
小路以西  
來訪ノ人々  
藤原實平第  
ニモ近シ  
皇后實資ニ  
消息ヲ賜フ

印位記、件事帥(源經房)中納言承行云々、位記請印所(藤原實資)余内々令催、

大納言藤原實資第ノ附近ニ火アリ、

〔小右記〕○前田家本 二月

七日、壬子、辰時許待賢門大路北邊室町小路以西燒亡、但不及東院大路、并室町小路際、東西邊宅頗遺、(左)中辨重尹・前美作守則理・中務大輔方理・大舍人頭守隆等來云、火頗近々、仍所來也者、匠作來、居所有火怖、仍不來者、皇后宮亮爲任來、傳宮御消息云、一日不覺間來訪、其(悦カ)于今所不示者、今啓恐承由、(令カ)○皇后宮御所ニ火アルコト、本月四日ノ第二條ニ見ユ、

八日、癸丑、園・韓神祭、

〔日本紀略〕後一條院 二月

八日、癸丑、園・韓神祭、

十日、乙卯、大原野祭、

〔小記目錄〕三年中行事三 二月  
大原野祭 ○九條家本

治安元年二月十日、大原野祭事、

○コノ條、式日并ニ小記目錄ニ據リテ掲書ス、

治安元年二月七日 八日 十日

三一三



十一日、丙辰、列見、是日、關白内大臣藤原賴通、加階ノ後、始メテ宜陽殿并ニ陣座ニ著ス、

〔小右記〕○前田 家本 二月

賴通藤原教  
通ノ宿所ノ  
華美ナルヲ  
非難ス  
宜耀殿ニ纏  
網端ノ疊ヲ  
敷ク  
敷クノ近習  
ニ惡人多シ  
列見ニ依リ  
申文ナシ  
藏人頭不參  
ヲニ依リ宣旨  
下サズ

〔日本紀略〕後一 條院 二月

十一日、丙辰、列見、午刻關白内大臣敍從一位之後、始著宜陽殿、辨・少納言以下爲御前、  
○賴通、從一位ニ敍セラル、コト、正月六日ノ條ニ見ユ、

十二日、丁巳、圓融天皇御忌、  
〔小記目錄〕一年中行事一 正月上 國忌事 ○九條家本

治安元年二月十二日、圓融院御國忌事、

○コノ條、式日并ニ小記目錄ニ據リテ掲書ス、

二十日、丑乙、皇太后宮ニ於テ、管絃ノ御遊アリ、

〔小右記〕○前田 家本 二月

廿一日、丙寅、匠作來云、昨日關白及彼是上達部參會皇太后宮、有管絃、夜已及闌者、近日疫癘方發、死亡無筭、路頭活穢、不可敢云、○疾疫流行スルコト、正月二十八日ノ條、本月二十五日ノ條及ビ本年是春ノ條等ニ見ユ、而一門人達不怖時疫、且尋花遊宴、時日無隙、愚也、

二十五日、午庚、是ヨリ先、疾疫等ニ依リテ、春日社行幸ノ延引ヲ定ム、是日、疫癘祈禳ノ爲メニ、二十一社ニ奉幣ス、

〔日本紀略〕後一 條院 二月

廿五日、庚午、依天下疾疫、奉幣廿一社、内記申障、權少外記中原師任奉宣命、但件宣命兼日大内記菅原忠貞所草也、

外記宣命ヲ  
奉ルノ作者  
菅原忠貞

藤原賴通以  
下參會ス  
藤原實資ノ  
批判一門疫  
癘ノ慘狀ヲ  
省ミズ遊宴



〔小右記〕

○前田 家本 寛仁四年閏十二月

廿二日、戊辰、○中 略

扶公僧都良久清談云、春日行幸可及明年九月云々、二月大厄、三月小衰、仍不可有行幸之由、有入（藤原道長）道殿氣色、式部大輔廣業・但馬守（橋）則隆說也、又云、一日申關白殿、命云、行幸可在三月者、小衰月不可被忌之由、陰陽師申、而入道殿無許容歟、又非恠說者、

治安元年正月

廿日、丙申、召使申云、今日可有定、可參入者、仍參入、（藤原資平）先是右府參入、○中 大納言齊信卿可令勘申春日行幸日時、仍著陣令勘申、齊信卿著南座、右府同著南座、人々云、

右府可被著南座歟、只今無指公事者、右中辨章信傳仰陰陽寮令勘申、々々云、三月七日、

工無日者、奉關白、被命云、二月廿五（日）宜日由云々、可令問者、陰陽寮申云、惡日者、被

仰下行事人々、宰相資平・辨章信・史奉親（但波）大夫・致任（津守）、齊信卿依下、了復北座、

二月

二日、丁未、○中 略匠作來云、今日已剋春日行幸行事所始、上卿依著座不參、○藤原齊信等著

月一日ノ第 三條ニ見ユ、仍參入者、

藤原道長小衰月ノ行幸ヲ忌ム

藤原齊信ヲシテ行幸ノ日時ヲ定メシム

陰陽寮三月七日ヲ勘申ス

行幸行事ヲ定ム

行幸行事所始

行幸御祈ノ幣定

行幸ノ舞人陪從ヲ定ム

祈年穀奉幣定

行幸延引トノ説アリト還御ノ日往亡日ナルニ依ル疫癘祈禳ノ奉幣使定

死穢天下ニ滿ツ

奉幣ヲ十五日ニ豫定ス

〔小右記〕

○前田 家本 寛仁四年閏十二月

廿二日、戊辰、○中 略

扶公僧都良久清談云、春日行幸可及明年九月云々、二月大厄、三月小衰、仍不可有行幸之由、有入（藤原道長）道殿氣色、式部大輔廣業・但馬守（橋）則隆說也、又云、一日申關白殿、命云、行幸可在三月者、小衰月不可被忌之由、陰陽師申、而入道殿無許容歟、又非恠說者、

治安元年正月

廿日、丙申、召使申云、今日可有定、可參入者、仍參入、（藤原資平）先是右府參入、○中 大納言齊信卿可令勘申春日行幸日時、仍著陣令勘申、齊信卿著南座、右府同著南座、人々云、

右府可被著南座歟、只今無指公事者、右中辨章信傳仰陰陽寮令勘申、々々云、三月七日、

工無日者、奉關白、被命云、二月廿五（日）宜日由云々、可令問者、陰陽寮申云、惡日者、被

仰下行事人々、宰相資平・辨章信・史奉親（但波）大夫・致任（津守）、齊信卿依下、了復北座、

二月

二日、丁未、○中 略匠作來云、今日已剋春日行幸行事所始、上卿依著座不參、○藤原齊信等著

月一日ノ第 三條ニ見ユ、仍參入者、

七日、壬子、○中 略參内、中宮大夫齊信卿定春日御祈諸社奉幣使、廿一社、來、十五日使之、修理大夫資平書之、左大辨朝經參入、以後（彼カ）可令書歟、以行事令資平書歟、大辨候者、不可及他歟、○中 略

今夜被定行幸舞人・陪從等云々、

十三日、戊午、○中 略藏人左中辨章信朝臣持來宣旨一枚、下野守永明申請方、可定申者、仰可令讀文之

由返給、又傳關白命云、今日參入、可定申祈年穀者、令申謹承之由、其後欲參、有犬死穢、

仍其由示遣章信朝臣許、即報云、申關白了者、入夜匠作言送云、春日行幸延引云々、乍驚問遣式部大輔許、報云、還御往亡日、○三月八日ヲ指スナラン、仍延引、是按察大納言公任所被申者、明

後日奉幣使又以延引、但世間病患、同日被立廿一社使、宰相以下使々皆改定了者、

十四日、己未、○中 略

匠作來、小時退去、臨昏來云、參入道殿、命云、行幸歸御同往亡、々々不歸宅云々、見曆序（安倍）吉平所陳不當者、行幸延引事問遣吉平朝臣、注送云、昨日定云、近來不淨寬滿天下、聊無淨處、當此時神社之行幸其有思、猶先被祈謝諸社災疫之由、然次可有件行幸也者、仍先

爲祈謝奉幣於廿一社、其日明又件行幸日相當大宮御衰日、大宮已被立申了御願、隨大宮可

御者、○太皇太后、賀茂社行幸ニ同典シ給フコト及ビソノ御願ニ依リテ、依如此之事延引歟、往亡日事



王者ハ臣下  
ヲ異ニス

行幸延引ヲ  
令ス

賀茂祭以後  
ニ在ルベシ

内裏觸穢ニ  
依リ奉幣使  
ヲ陣外ヨリ  
立テントス

行幸行事所  
ハ停廢セズ

安倍吉平ヲ  
シテ行幸ノ  
日ヲ改勘セ  
ム

治安元年二月二十五日

三一八

其<sup>〔甚カ〕</sup>謬事也、擇日王者與臣下體異也、以出行不吉日、古今行幸多、何況於還御之日哉、吉<sup>〔平カ〕</sup>事自可參啓、行幸案内如之、仍上啓如件者、又問達改定日於行事大納言齊信卿、報事云、行幸可延之由、昨夕章信朝臣來仰付、其仰詞云、還御日往亡、猶不快之上、天下病死觸穢尤盛之間也、四月祭以後、若有吉日可令擇申也者、來月廿五日許參入、可擇申也、其以前無日次之故也者、

内裏有五躰不具穢、明日於陣外可被立奉幣使云々、

廿一日、丙寅、<sup>○中</sup>略

申時許藏人右中辨章信來、傳關白命云、天下疫癘方發、死亡者衆、何爲、<sup>○中略、壽命經轉讀ヲ行ハントスル</sup>コトニカ、ル、三月七日ノ第二條ニ收ム、明日以後御衰日、又重復日・奉幣使發遣日等也、今日參入可定申<sup>○中略、同上、</sup>者、<sup>○中略、</sup>參内、<sup>○中略、</sup>以章信月時勘文・定文等奉關白、<sup>〔坐里〕</sup>其次令申云、<sup>○中略、</sup>章信・<sup>〔藤原〕</sup>義忠春日行幸等事、未被停行事所、爲<sup>〔之カ〕</sup>如何、只有右小辨賴明、以後可爲行事歟、可隨仰也、小時歸來云、見給了、<sup>○中略、</sup>行事辨章信奉仕、又有何事、誠雖春日行事、其期未定、亦非近々歟、隨宜可定者、

廿七日、壬申、匠作來云、<sup>○中</sup>略 又云、昨大納言齊信卿令吉平勘申春日行幸日、<sup>八月廿八日辛未、十月一日</sup>

癸卯、八月廿八日伊勢豐受宮遷宮近々、<sup>○豐受大神宮遷宮ノコト、九月十五日ノ條ニ見ユ、</sup>追可有一定、十月一日御衰日者、

〔小記目錄〕 <sup>諸社奉幣事 十列 付神寶</sup> <sup>○九條家本</sup>

治安元年二月廿五日、被立諸社奉幣使事、<sup>被祈 疾疫、</sup>

〔革命〕 <sup>外記勘例</sup> <sup>○京都御所東山御文庫記錄丙卅所收</sup>

勘申辛酉年被行例事 <sup>大外記中原師香勘進</sup>

治安元年例 <sup>○中</sup>略

廿五日、庚午、依臨時御祈、被發遣廿一社奉幣使、今年相當辛酉、<sup>○本月二日ノ第二條參看、</sup>種々咎徵相發之由、被載宣命辭別云々、

右、文簿所注如件、仍勘申、

康曆三年正月廿六日

大外記中原朝臣師香勘申

治安元年二月二十五日

三一九

宣命ノ辭別  
ニ辛酉歲ノ  
由ヲ載ス



治安元年二月二十五日

三二〇

勘申辛酉年被行雜事例 大外記清原宗季勘進

略○中

治安元年例

略○中

廿五日、庚午、依疫癘御祈、被立廿一社奉幣使、宣命辭別被申今年相當辛酉、種々咎徵相發之由、

略○中

右、文簿所注如件、仍勘申、

康曆三年正月廿四日

大外記兼下總守清原真人宗季勘申

〔上卿故實〕

廿五 內記不參事

內記草進文、

詔勅・宣命等之類、

大內記不參之時、仰成業六位內記、

略○中

但如例宣命仰少內記、近代

祈雨・止雨奉幣、非成業外記草進宣命、

大內記草之送外記局、  
廿五廿一社奉幣、權少外記師任進之、

○下野守永明申請ノコトヲ定メントスルコト、祈年穀奉幣定ノコト、  
內裏觸穢ノコト

及ビ春日社行幸ノ日時改勘ノコト等、便宜合致ス、春日社行幸ノ諸事ヲ議スルコト、

外記中原師  
任宣命草ヲ  
進ム

寛仁三年八月十三日ノ第一條ニ、吉日無キニ依リテ、行幸ヲ停ムルコト、同年九月二十三日ノ第二條ニ、行幸ノコト、本年十月十四日ノ條ニ見ユ、

二十八日、<sup>癸酉</sup>入道前太政大臣藤原道長ノ室從一位源倫子、無量壽院ニ於テ、出家ス、

〔小右記〕

○前田 二月 家本

廿九日、甲戌、入道太相府北方、<sup>(藤原道長)</sup>昨日於无量壽院出家、天台座主僧正院源授戒、大僧都慶命・前僧都心譽、亦從其事云々、

略○中

參入道殿奉謁、依昨北方出家事、<sup>(藤原資平)</sup>匠作乘車尻、從者多、三个日被行懺法、<sup>(藤原實資)</sup>余早出、匠作留候、卿相兩三參入、計也臨晚多參歎、

〔榮花物語〕

十六 もとのしづく  
○梅澤義一氏所藏三條西本

○上略、尙侍藤原嬉子、東宮ニ參入スル  
コトニカ、ル、本月一日ノ第一條ニ收ム、<sup>(倫子)</sup>うへさへ十よ日

入道殿上鷹司殿、出家治安元年十月日、  
はかりそひたてまつらせ給ひて、今は心やすくさとにいてさせ給ぬ、さておなし月のつこ<sup>(イナシ)</sup>  
もりに、御ほいとけさせ給ふ、かねてみなよろつをしをかせ給へりければ、<sup>(セイナシ)</sup>山のさすまい<sup>(イナシ)</sup>院源

治安元年二月二十八日

三二一

戒師院源

懺法三箇日

公卿參會ス



源明子ハ囊ニ出家ス

治安元年二月二十八日

三二二

りたまて、みなさへきやうにせさせ給、との、御すけのをり、出家 ○藤原道長ノ出家ノコト、寛仁三年三月二十一日ノ條ニ見ユ、  
源三位もなり給にけり、しはしありて、源明子 たかまつとの、北政所イ 上もならせ給にし、この御まへはかむのとの、御まいりをすくさせ給つる程になんありける、富岡本ヲ以テ校ス

〔台記別記〕

三 久安四年七月

廿日、乙巳、中 範家傳勅曰、藤原幸子敍從五位上、藤原頼長 内大臣室者、中 略

鷹司殿 源倫子

中 治安元年十月出家、

垂尼

或説、長曆元年三月十四日、於法成寺西北院有御出家事、先度垂尼歟、

〔天鏡〕

五 太政大臣道長 上

准三后從一位源朝臣 倫子、事、道長 法性寺入道攝政室、上東門院母儀

一條左大臣 雅信公、女、母從四位下藤原穆子、中納言朝忠卿女、藤原彰子

治安元年十二月二日出家、法名清淨法、垂尼歟、 ○十二月二日トハ、倫子ノ無量壽院西北院供養ノ日ヲ誤レルナラン、

〔日本紀略〕

後一 十二月

二日、壬寅、入道太政大臣室家入道從一位源朝臣倫子 法名清淨法 供養无量壽院邊西北院、中 十月

法名清淨法

清淨覺トノ説

二日ノ條參看、

〔三僧記〕

一 〇東京大學史料編纂所所藏 觀音院三月盡理趣三昧事、

中 略

今案、中 抑世毫法印記、觀音院者、鷹司殿 御名清淨覺、敦實親王女、宇治殿下母 爲氏寺、中 略、全文ハ二年十月十三日ノ條

二 收 ム、

已上聖鏡閣梨勘狀

治安元年二月二十八日

三二三



三月 大盡 丙子朔

三日、戊寅御燈、

〔日本紀略〕後一條院 三月

三日、戊寅御燈、

四日、己卯大宰權帥源經房ノ赴任ヲ餞シ給フ、

〔小右記〕前田家本 三月

五日、庚辰匠作來云、去夜帥納言召御前給餞并御衣・御馬、左寮、卿相四五人參入、且

帥參入大宮・中宮・尙侍御方、纏頭云者、

六日、辛巳令飼馬寮之馬、匠作乞取、遣都督許、中略今日關白餞都督云々、夜脱カ入依彼御消

息、匠作參入、

七日、壬午、中略傳納、已將帥中納言下向云々、留關戶院云々、民部卿俊賢、前定到桂河相

逢、藤中納言兼隆、到出之所、式部大輔廣業・治部卿經通・修理大夫裝束相送、從五條還歸、

〔日本紀略〕後一條院 三月

四日、己卯、於殿上賜餞太宰帥源朝臣經房赴任、

御前ニ召シテ餞御衣御馬ヲ賜フ  
太皇太后中宮等ノ纏頭アリ  
藤原實資馬ヲ贈ル  
藤原頼通餞ス  
七日下向關戸ニ到ル  
兄源俊賢等首途ヲ送ル

〔榮花物語〕

十六 ほとりつく ○梅澤義一氏所藏三條西本

上略、源倫子ノ出家ノコトニカカクテありすくしもて

いくに、世中ことしいとさはかしかるへしといひのゝしるに、はとイアリ○疫病流行ノコト、二月二十五日ノ條ニ見ユ、帥中納

言は三月にくたり給ふへきいそきをし給つゝも、さすかにものゝみ心ほそくおほへたまひ

て、いみしうくやしう思みたれ給へと、さりとて、また辭せんものくるをしう、人まね

のやうなるへければ、すぐせにまかせてなんとおほしたつも、なみたくましき事○事、富岡本、お

りく、おほかり、としころおほと藤原道長の御このやうに思きこえ給へりければ、御かたイナシに

みな内外し給へるうちにも、妍子皇太后宮には、權大夫にて、としころやかておなしみやのう

ちになとさふらひ給へれば、このころも御まへにまいりたまひつゝは、心ほそけイナシにもの

をもひたまへは、給イ○富岡本、コノ次ニ、こ心くるしう、いかにとおほしきかせたまふ、としこ

ろこの君たちのは、きたのかたは、故衛門督の御むすめ也、藤原實資をのゝみやの大將の御はら

らなりしか、カレイ○本書、經房ノ室ヲ以テ、右衛門督藤原齊敏ノ女、同實資ノ同胞

かは、やもめにて、このきんたちを、ひとつふところはイナシにいたきおほしたてまつるに、かく

はるく又イナシとをほしたては、それもいかてかはひとりはおほして、故きたのかたの御おと

ゝの又ものし給けるをそむかへたてまつり給ける、さてもろともにおほしイナシいそく、三月

經房下向ヲ厭フ

皇太后ノ御同情

經房亡室ノ妹ヲ娶ル



疫癘ノ間遠  
路ヲ厭ヒテ  
從フ者少シ

伯耆守藤原資賴ノ赴任  
資賴ノ赴任  
道長ノ贈ル  
近代ノ例  
在廳官人ニ  
任符請印  
藤原兼隆任  
符ヲ少納言  
ニ給フ  
藤原實資失  
儀ト爲ス

前伯耆守藤原隆佐實資  
ニ分付帳等  
ヲ進ム

治安元年三月四日

三二六

十日のほとに、いそきたちてくたり給ふ、よの中いとさはかしくて、みな人いみじうしぬれば、○疫癘ニ依リテ死歿スル者多キコト、是春ノ條等ニ見ユ、はるかなるほとにては、(イナシ)いかゝなといひ思て、(思イナシ)と、まる人おほくそありける、あはれにてくたり給ぬ、○富岡本ヲ以テ校ス、

○經房、大宰權帥ニ任ゼラル、コト、寛仁四年十一月二十九日ノ條ニ見ユ、伯耆守藤原資賴、赴任スルコト及ビ任符請印ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔小右記〕

○前田 二月

二日、丁未、○中伯耆頓新麻百端以懷信朝臣奉入道殿、依近代例、呼敦頼朝臣於定仰遣伯耆事、一、可勤仕恒例神事、一、可催勸、以為政宿禰令書、差仕可遣在國廳官人・書生等、農桑事、○可早制止國內濫行輩事、

廿七日、壬申、匠作來云、昨日藤中納言兼隆行印事有失誤、任符盛莖、召小納言信通給了、奏覽了給外記、々々進奉之、其後付主鈴、於軒廊印之、是恒例也、權大納言行成・中納言經房卿先日給小納言云々、違失之甚、(源)

三月

六日、辛巳、○中

前伯耆守隆佐來、見分付帳并志與雜物等久、分付文預為政宿禰、仰明日可持罷礼司許之由、(新カ下同シ)(藤原資賴)

隆佐資賴ニ  
馬等ヲ贈ル  
午刻門出  
安倍吉平ヲ  
シテ反閉ヲ  
行ハシム

實資藤原賴  
通ニ資賴ノ  
給官ヲ謝ス

資賴道長及  
ビ頼通ニ解  
文ヲ進ム

依吉日也、雜物解文給文任朝臣遣礼司許、資賴兩度來、談明日進雜事・國內事等、今日關(巨勢)  
白餞都督云々、入依彼御消息、匠作參入、(夜脱カ)

夜深前伯耆守隆佐隨身者礼司馬并雜物來向、不相逢、示可資賴許之由了、(脱アラシ)

七日、壬午、今日午時、伯耆守資賴赴任國、主計頭吉平反閉、(安倍)被織物掛、(被織物掛)早旦以文任朝臣送

夜積一荷、納絹十疋直裝束、但不加指貫、件衣積納絹冊疋、本數五十疋、而一日依吉日先者十疋收、馬四疋、納、來月右兵衛佐資房可奉仕御禊前驅、○四月十三日ノ條參看、仍件絹廿疋、猶加指貫、送匠作許者、(文カ)

置鞍、其消息云、御厩御馬數少、可留一疋、亦衣積等、依有他不隨身者、即付久任朝臣遣

厩馬二疋、

十日、乙酉、午後參謁關白、(匠作乘)申資賴給官了、從正月除目以後于今不申、今日思立所

參詣、

〔小右記〕

○九條 十二月

一日、辛丑、○中伯州解文付懷信朝臣奉禪室、但不令申下官奉由、然而有御返事、經營間、(道長)  
○藤原道長ノ室源倫子、無量壽院西北院ヲ供養スルコト、十二月二日ノ條ニ見ユ、尤爲悅由也、奉關白之解文付俊家、

〔小記目錄〕

請印事(内文・位)  
○九條家本

治安元年二月廿七日、昨日内文請印事、

治安元年三月四日

三二七



○資頼、伯耆守ニ任ゼラル、コト、正月二十四日ノ條ニ見ユ、  
七日、壬午、藥師寺最勝會、

〔小右記〕○前田 二月 家本

廿一日、丙寅、○中略、大極殿御讀經定ノコト、修理大夫資平書定文、  
○上藥師寺卅口、  
○中略、同上、  
以章信〔藤原〕月時〔日〕勘文・定文等奉關白、〔藤原頼通〕坐里、其次令申云、○中略、又左中辨重尹重服、權辨經頼最勝會勅使、○中略、只有右小辨頼明、以後可爲行事歟、可隨仰也、小時歸來云、見給了、抑藥師寺定有最勝會營歟、雖然先如例被定、若彼寺有所申、可被改定歟、

○藥師寺最勝會ヲ行フコト、詳ナラズ、式日ニ據リテ、姑ク茲ニ掲グ、

疫癘祈禳ノ爲メニ、大極殿ニ於テ、壽命經ヲ轉讀セシム、又、大僧正濟信ヲシテ眞言院ニ於テ、天台座主權僧正院源ヲシテ延曆寺ニ於テ、前權少僧都心譽ヲシテ園城寺ニ於テ、律師仁海ヲシテ東寺ニ於テ、同成典ヲシテ仁和寺ニ於テ、各不動法ヲ修セシム、

〔小右記〕○前田 二月 家本

廿一日、丙寅、○中略

藤原頼通同實資ヲシテ定メシム

日時ヲ勘ヘシム

請僧千口ヲ十大寺ニ割充ツ

請僧ノ供料

行事ノ選任

頼通ノ裁決

定文ヲ奏ス

申時許藏人右中辨章信來、傳關白命云、天下疫癘方發、死亡者衆、何爲、抑先年疫癘時、於大極殿、以千口僧、轉讀壽命經、已有其驗、○寛仁元年六月二十三日ノ條參看、明日以後御衰日、又重復日、奉幣使發遣日等也、○二月二十五日ノ條參看、今日參入可定申、内々間、可修之吉日來月七日者、早可定

申者、令申謹以承由了、但且召陰陽寮、可令勘日時之事、便仰章信、亦前例文等可作事、〔候カ〕

同仰了、相續參内、匠作乘車尻、於陣後、日時勘文事問章信、云、未進者、余即著陣南座、〔藤原實資〕

只仰史令進例文并硯等、此間秉燭、修理大夫資平書定文、延曆寺六百口・東大寺百口・興福寺二百口・藥師寺卅口・法隆寺五口、了頻仰日時勘文事、時刻推移、章信進勘文、來月七日、壬午、時巳、以章信

月時勘文・定文等奉關白、〔日〕其次令申云、請僧供祈可召諸國歟、持召是御祈願新之物小

々作由云々、以後可充用歟、若別可召諸國歟、又左中辨重尹重服、〔候カ〕○藤原重尹ノ父、前大納言

四年十一月一日ノ第二條ニ見ユ、權辨經頼最勝會勅使、章信・義忠春日行幸等事、未被停行事所、○二月二十五日ノ條參看、

爲□如何、只有右小辨頼明、以後可爲行事歟、可隨仰也、小時歸來云、見給了、抑藥師寺

定有最勝會營歟、雖然先如例被定、若彼寺有所申、可被改定歟、供養祈者可充御祈願新物、

若有不足、可令催進者、行事辨章信奉仕、又有何事、誠雖春日行事、其期未定、亦非近々

歟、隨宜可定者、定文等以章信奏聞、即返給也、下給章信、〔太カ〕乍二枚加左禰申、可行事由仰



大極殿ノ裝束ヲ命ズ  
公卿諸大夫等ニ壽命經ノ書寫ヲ命ズ  
史ノ作法ニ失儀多シ  
諸寺ヲシテ花筥ヲ進メシム  
供養料二百十石

先例ハ卷數ヲ奏セズ

讀經始實資行事ヲ勤ム  
圖書寮ノ佛像ヲ安置シ佛五大菩薩像ヲ懸ク  
寫經ノ卷數定數ニ倍シ奉仕ノ男女其數ヲ知ラズ

治安元年三月七日

三三〇

之、依有關白氣色、大極殿裝束等事、仰史奉親朝臣尋前例可行由、又可書寫壽命經之所々事、依前例可行之事、同仰了、奉親云、上達部・諸司・所々諸大夫等皆所廻仰也者、史致任撤莒退出之間、於石橋下落笏、居莒取加笏退出、大夫也、挿腰笏往古不落事也、又致任須取硯莒、而不取直出、仍匠作指示、更歸取重出、又是失也、堂童子事仰外記、其數可多、異御讀經・仁王會云々、花莒事問章信朝臣、可尋前例、即用諸寺千枚、者、問布施事、前例不被行、亦問供養新數、云、二百十石許者、戊刻許退出、

三月

六日、辛巳、○中左中辨章信來云、明日御讀經、大極殿御裝束奉仕了、尋前例、不奏卷數者、

七日、壬午、○中參八省、今日巳時千僧金剛般若御讀經始、余依爲行事、辰刻參八省、東廊無人、仍先向大極殿、行事辨・史等早參、高座安置圖書寮御佛、其後懸五大菩薩像、

前例、高座前東西立講・讀師高座、如御齋會、前例請僧座敷滿大極殿內、東西、經机衝重上云々、

置壽命經、經文公卿・諸司・所々諸大夫所奉書、皆有定數、然而多陪定數奉書寫、男女上下書寫不知其數、上達部座敷南簷、佛前東西、東欄下敷辨・小

納言座、西欄下敷殿上人座、皆是前例云々、机立大極殿巽・坤等戶前、行導時、堂童子頌與、件莒兼仰諸寺所令進、

長ク打鐘シテ公卿ノ參入ヲ待ツ

公卿著座ス  
請僧等參入スルニ隨ヒテ著座讀經セシム  
新寫ノ經ハ題名ヲ揚ハルテ後轉讀スル例

講師慶命

講師賴命

度者

千僧行道

發願  
從僧ヲ以テ補僧ノ不足ヲ

或寺請僧各持參入、廻見裝束、了著東廊、雖諸卿不參、依時剋巳剋、巳二召行事右中辨章信、仰可打鐘之由、殊仰令久打、此間參議經通・(藤原)廣業等參入、余爲小意、起座入照訓門內、三人宰相

起座相從、大極殿事重檢臨、宰相々從見之、卿相多參、亦關白被參、即著佛前座、諸卿相分著之、關白曰、先隨請僧參入、且令著座、且令轉經如何、彼是云、太善事也、請僧可著

座事仰章信、即僧等著座、又揚題名之後、奉轉讀者、卷數不幾歟、大僧都慶命云、新寫經先揚題名後、奉轉讀之例也、未揚題名、奉轉讀如何、卿相云、且奉讀、又揚題名後、如例

奉讀有何事乎、慶命諾、威儀師賴慶云、大僧都林懷仰可奉講師由、煩痢病不可奉仕者、仍仰大僧都慶命、々々云、御讀經作法、不定高座、而今日定、爲之如何、彼是云、雖御讀經、

又聊演說經義理可宜、前々定高座、亦演說經教者、以法橋賴命可令奉仕讀師事、仰賴慶、度者事申關白、命云、可仰其由者、度緣者、行道間、講・讀師等著高座、關白已下左右相分、

降自東西廊、分著庭中座、先是敷亦辨・(少)小納言・外記・史・殿上人等同著座、辨已下東、次頌本僧廿人自左右進出佛前、次千僧行導、大極殿并西南等廊、內行導、連々不斷、僧等著座、了諸卿復座、次余召

威儀師賴慶、仰讀經僧等執杖各一人給由、賴慶就講師高座下仰之、次發願、諸僧揭題名、僧數問賴慶、申云、百廿一人不參、仍以從僧滿其數、令讀經、(而力)西數、亦召章信朝臣可給度

治安元年三月七日

三三一







不動法

治安元年三月八日

〔修法要抄〕

六 雜例

於各別靈驗所被行同法事

三三四

同記云、

治安元年三月七日、壬午、今日於五箇處被行攘癘法、

眞言院中、大僧正濟信、

天台山 北方、座主權僧正院源、三井 東方、前僧都心譽、東寺 南方、律師仁海、仁和寺 西方、

律師常典、

〔局中寶〕 執柄參著仗座給事

治安元年三月七日野記云、

關白内大臣 宇、不用一上義、

著陣奥座給事、

〔小記目錄〕

九 佛事上

臨時御讀經事 付院宮 御讀經

同月廿四日、十二門御讀經可停止事、

○疫癘ニ依リテ、相撲ヲ停メントスルコト及ビ十二門御讀經ヲ停ムルコト、便宜合斂

ス、疾疫ニ依リテ、春日社行幸ヲ延引スルコト、二月二十五日ノ條ニ、同ジク、二十

一社ニ奉幣スルコト、同日・四月二十三日及ビ六月十六日等ノ諸條ニ見ユ、

八日、直物、小除日、

〔小記目錄〕

四 京官除目事 付直物・臨時・復任・女官

治安元年三月八日、直物次、小除目事、

十二門御讀經ヲ停ム

十二門御讀經ヲ停ム

勸學院別當 藤原重尹 內藏權頭 藤原章信

五體不具 犬清涼殿前 死人ノ手ヲ入ル

〔辨官補任〕

後一條院

左中辨正四位下藤重尹 三月四日氏院別當、

藏右中辨正五位下藤章信 左衛門權佐、三月八日兼內藏權頭、

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、四日、藤原重尹ヲ勸學院別當ニ補スルコト、便宜合斂ス、

十日、乙酉、內裏觸穢、

〔小右記〕

○前田 家本 三月 十日、乙酉、略

內有五躰不具穢、〔盛〕置清涼殿御前云々、○以上八字ハ、當ニ小書シテ上續セシムベシ、

十五日、太皇太后宮ニ於テ、御佛供養アリ、

〔小記目錄〕

十 佛事下

法會事 公家・諸家・諸寺・神社

治安元年三月十六日、昨日大宮御佛供養事、

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、

十七日、異牛、內裏ニ奔入シ、諸宮ノ御在所ヲ脅スノ怪異アリ、

治安元年三月十日 十五日 十七日

三三五



牛尾ニ馬頭ヲ結付ク

藤壺ノ渡殿ニ走り登ル下女童ヲ傷ク

夜御殿ヲ鎖シテ御殿油ヲ供ズ  
怪異ニ依ル祇候ノ公卿

〔小右記〕

○前田 三月 家本

十九日、甲午、早朝匠作來云、〔藤原資平〕如房申御物忌者、○中御物忌ノコト、本月十八日ノ條ニ見ユ、若是恠歟、○中一昨、牛尾結付馬頭、其牛走入禁中、入殿舍等、宮々人迷躁、々大出來也、宮中騷動來有〔如脫カ〕此歟、中務錄義光彼日出尙付直廬、牛走入、事秉燭間、入太宮御在所、〔藤原彰子〕東宮等、中宮御所是藤壺、牛走登藤壺南度殿者、懸供御殿油之主殿司、次蹴折宮女房下女童腰者、此間九重騷亂不可敢言、

十八日、巳、癸御物忌、

〔小右記〕

○前田 三月 家本

十八日、癸巳、今日臨時祭試樂云々、○本月十九日御物忌云々、ノ第一條參看、御物忌云々、〔主カ〕十九日、甲午、早朝匠作來云、昨試樂太不便、〔也〕上依堅固御物忌、鑲籠夜御殿、供御殿油、無御出、仍左太將參入、令開戸、不出御夜大殿、御覽試樂、是如房申御物忌者、若是恠歟、○異牛、内裏ニ奔入シタルコト、本月十七日ノ條ニ見ユ、今日籠御物忌之上達部大納言教通・中納言賴宗・能信・參議經通、

十九日、甲石清水臨時祭、

午

試樂

堅キ御物忌ニ依リ夜御殿ヨリ御覽アリ

參入ノ公卿祭使藤原公成

藤原道長世情ノ不穩ニ言及スルヲ避ケテ競馬ノ事等ヲ談ズ

〔小右記〕

○前田 三月 家本

十八日、癸巳、今日臨時祭試樂云々、〔藤原資平〕十九日、甲午、早朝匠作來云、昨試樂太不便、〔也〕上依堅固御物忌、鑲籠夜御殿、供御殿油、無御出、仍左太將參入、令開戸、不出御夜大殿、御覽試樂、是如房申御物忌者、若是恠歟、○本月十八日ノ藤原教通條參看、中略、晚頭匠作來者、今日臨時祭無興、右大臣・大納言齊信・公任・教通・中納言已下彼是參入、使右頭中將公成、右大臣執挿頭、頗便宜云々者、○中今日左大臣・齊信・公任卿不見物、其外見之云々、〔藤原賴通〕關白猶有惱氣、不被參入云々、上達部參彼殿坊申、無謁云々、〔參脫カ〕次无量壽院、世間不靜事等中宮大夫 齊信、申入道殿、一切無承引、只被談他事、或競馬、或無由事等云々、在々人等障垣之外亦有何事哉、

〔日本紀略〕

後一條院 三月

十九日、甲午、石清水臨時祭、

〔石清水臨時祭部類〕 治安元年三月十九日、甲午、

修理職及ビ木工寮等ヲシテ、賀茂齋院ヲ修理セシム、

〔小右記〕

○前田 三月 家本



齋院ノ奏狀  
齋院長官實  
檢ニ參ラズ  
木工寮官人  
モ不參  
後日更ニ實  
檢スベシ

藤原行成女  
年來病ム

觀隆寺ノ北  
ニ葬ル

病

長家平癒ヲ  
祈リ誦經ニ  
努メシム

治安元年三月十九日

三三八

十九日、甲午、○中右少辨賴明持來齋院奏狀、即遣左頭中將朝任許、爲經奏也、入夜賴明歸來云、實檢齋院、而長官光清申參入由、遂不參、仍大略修理職・木工寮等可修理處々仰下了、職官人參入、寮官人不參、後日、光清相共實檢、慥可召仰者、余不相逢、以修理大〔令カ〕夫今傳通、○下略、賀茂齋院禊祭料ノコトニカ、ル、四月十三日ノ條ニ收ム、

右近衛中將藤原長家ノ室歿ス、

〔小右記〕

○前田 三月

十九日、甲午、○中權大納言如今曉亡、年來病者之中、爲長宗室、〔家〕

〔更級日記〕

○御 物本

權大納言記、三月十九日、卯剋、病者氣絶、悲歎之甚、不知所爲、四月九日、觀隆寺北地、殿の中將のおほしなげくなるさ又きけは、侍從の大納言の御むすめなくなり給ひぬなり、 殿の中將のおほしなげくなるさま、わかものゝかなしきおりなれば、いみしくあはれなりときく、○下略、全文ハ下ニ掲グ、

〔榮花物語〕

十六 もとのしづく ○梅澤義一氏所藏三條西本

○上略、大宰權帥源經房、赴任スルコトニカ、ル、本月四日ノ條ニ收ム、

侍從の大納言の。ひ

めきみ、ついたちころより、いみしうわつらひ給て、かきりゝとみえ給ふ、大納言もきたのかたも、しつこゝろなくおほしまとふ、〔なげくイ〕三位の中將もわかき御心ちに、いとあはれに

行成ノ祈願

行成室モ祈  
誓ヲ擬ラス

おほしまとふ、いみしうたのもしけなくおはすれば、かきりにこそはとおほしまとひたり、〔た〕よろつものものをほとけかみにとのみとりあつめ、誦經にしはてさせ給ふ、大納言とのも、〔み〕從三位左京大夫源泰清女〔イナシ〕はきたのかたも、ものもおほし〔おほえ、富岡本、おほえさせニ作ル、〕たまはす、大納言とのはとしころたのみたてまつりつる不動そん・仁王經、たすけ給へゝとぬかをつきまとひ給ふ、中將のきみもやのはしらのもとにつらつえをつきて、いといみしうおほしなげきたるに、このひめきみ見やりつゝ、いとものきこえまほしけにおほしたれば、つねはいとはつかしきものにおもひきこえ給へるに、いかにおほしめすにか、ちかうよらせ給へと、人ゝもきこゆれば、中將のきみなくゝちかうより給て、御て〔給イアリ〕す、の給へきことやあるときこへ給へと、ものはいまほしとおほしなから、ものはえの給はて、たゝ御なみたのみこほるめれば、おとこきみ御なほしのそてを御かほにおしあてゝいみしうなき給ふ、この御ありさまのいみしきに、きたのかた、ものもおほえ給はて、かくれたるかたにて、みつあみたまひて、ものもおほえ給はねと、たゝ十方の佛神をゝかみ給つゝなかせ給ふ、〔佛神以下四字、富岡本、佛をかみてなき給ニ作ル、〕その程姫きみははゝはいつらゝとともたてまつらせ給へは、しつこゝろなくいそきをはして、御ふところにつといたきたてまつ

治安元年三月十九日

三三九



受戒  
行成ノ悲歎

行成諸寺ニ  
蘇生ヲ祈ラ  
シム

十六歳

り  
らせ給て、たゝ観音（音イナシ）とのみ申たまふ程に、このひめきみの御けしきの、たゝかはりに  
かはりゆけは、（イナシ）いかにするわさそやとまとひ給に、ゆゝしうかなし、（イナシ）あはせて（イナシ）二作ル、人  
くくとよみてなきのゝしる程、あさましう（イナシ）程の以下六字、一本、ゆゝしうかなし、御めのと、  
きみの御あしをつといたきて、もろこゑになきまとふ、やかてかくてやとおほして、戒う  
けさせたてまつり給とて、大納言御みゝのもとにて、われ御かはりにたもつくと、まと  
ひなき給ふに、よろつあはれにかひなければ、としころこの御事よりほかの事おもひ侍ら  
さりつ、いまはかひなきことなりけりなとものおほへたまはぬまゝに、なにことをとお  
ほしまとふ、中將のきみいみしうわかう、おかしけなるをとこの、えほしなをしなるか、  
ものもおほえすなきまとふさま、あはれにかなしけにみえたまふ、いまはあさましうかひ  
なくみなしたてまつりてあれと、たゝれいの人のねいり給へるやうにもてなさせ給へり、  
さへき人々たちさらすなきこひたてまつる、かゝれと、七日ありていきいてたるためし  
を、人々かたりきこゆるまゝに、やまゝてらゝに御いのり（イナシ）とも（イナシ）二作アリ、しきり  
たり、中將のきみの御うしろめたさに、（イナシ）富岡本、コノ次ニ、内・春宮・（藤原道長）みたうよりもたかまつ  
との、（イナシ）北政所・たかまつとの、（源倫子）北政所二作ル、（源明子）院・後の宮く々と十字アリ、  
治安元年三月十九日、左中將長家室卒、年十六、行成卿女、（源明子）よりも、しきりに御せうそくあり、されときこし

北山ニ靈屋  
ヲ作リテ殯  
ス

行成寺僧ヲ  
シシテ念佛セ  
シム

年少ナルモ  
ソノ書甚ダ  
整美ナリ

大姫鴨院ニ  
移ル

めしいれす、かくて日ころになり給ぬれば、いろもかはり給ぬるそいとあはれにかなし  
かりける、さて七日・八日はかりありて、きたやまなるところに、たまやといふ物づくり  
て、ようさりゐてたてまつらんとて、つとめてよりその御いそきをそゝのかせ給にも、  
なみたのみつきせぬものにて、くれぬれば、いまはとてゐてたてまつる程、たれかは  
やすからん、中將のきみもろとんといてたち給へと、入道とのゝ御いみのひなりければ、  
大納言とのゝせちにとゝめたてまつりたまで、われひとりそをはする、きた山によるつの  
御てうともはこひて、しつらひすへたてまつり給ふ、大納言とのゝ御心、いふにもをろ  
かなれはえまねはず、よろつにしつくして、そのてらのそうともは御はてまで念佛すへき  
にをきてさせ給ふ、さへきさまのものはこひおかせ給ふ、女君は十二、おとこきみは十五  
にてこそは、この御事（イナシ）のノ二字アリ、はしめのとしは、そのゝち四年といふになり（イナシ）〇なり、  
かくなら（イナシ）給ぬるそかし、あはれにくちをしうかなしき御ありさまなり、女きみの、御年の  
程よりは、いとうつくしうとのをりて御てをかきたまへる（イナシ）〇以上七字、一本、をかしま、  
つきもせずおほざる、さらぬ（イナシ）〇一本、コノ次、たにいまはとおもふはいみしきに、（イナシ）〇に、富岡本、  
まいてこれはことほりにいみしや、このおほひめきみはかくいとものさはかしまきれに、  
治安元年三月十九日



長家故室ヲ  
夢ミテ歌ヲ  
詠ム

行成室ノ返  
歌

兄藤原良經  
ノ哀悼歌

世尊寺ニ於  
テ法事ヲ行  
フ  
正日ノ佛事

治安元年三月十九日

三四二

ともかくもおはせさりしおりに、このみなみのかもるのうへのをはするところにわたり給  
にけり、御いみのほといとくあはれにかなしき事おほかり、中將君おもひねにねたる夜  
の夢に、女きみのみえ給ければ、  
鴨院〔院イ〕

中將殿

ゆめのうちのゆめのやとりやとりしてわか身はしらてひとそこひしき  
一本、我身は、  
知らす二作ル、  
わか身はしなてニ、  
○四句ヲ、富岡本、

又〔イナシ〕

しぬはかりこひしきひとをこふるかなわたりかはにてもしもあふやと、  
せありや  
と二作ル、  
わたりかはにもあふ

母北方

ちかへてもきみにみせはや見るほともなくくさむるゆめのかなしき  
これなきよておはりのこんのかみ、  
○富岡本、初句及ビ  
二句ヲ、わかれをは

わかれちはずることとおもへともをくれさきたつほとそかなしき  
つねのほと  
そと二作ル、  
かくて日ころすきぬれば、御ほうしは世尊寺にてせさせ給、中將との御方よ  
り、よろつおほしいそきたり、御正日は、  
とにて經佛など申あけさせ給、としころこの  
○富岡本、初句及ビ  
二句ヲ、わかれをは

故人自筆ノ  
寫經ヲ供養  
ス

世系

ひめきみの御です。ひにかき給へりける。經も、けふそくやうし給ける、かくて御いみは  
て、そうなどみなまかてぬれば、はきたのかたいとおほしまきるゝかたなく、  
コノ次ニ、かな  
しくノ四字アリ、おほさるへし、  
○富岡本ヲ  
以テ校ス、

〔尊卑分脈〕

藤原氏  
伊尹公孫

辨頭

權大納言、按察使、兵部卿、正二位、參議、大辨、侍從、世號權大納言、  
母中納言源保光女、萬壽四年十二月四日薨、  
六十五

實經

近江守、正四上、  
母左京大夫源泰清女、

良經

皇后宮權大夫、正四下、越前・伯耆・陸奥等守、哥人、  
母同實經、康平元八二卒、

行經

參議、兵部卿、從二位、春宮亮、能書、  
母同上、永承五十三薨、  
卅九

永親

甲斐守、筑前守、從四上、重名土君、  
母橘爲政女、永保三正、於任國卒、

女子

大納言永家室、  
母、

女子

參議經賴室、  
母、

女子

中納言顯基室、俊長母、  
母、

女子

參議扶義室、經賴母、  
母、

治安元年三月十九日

三四三



〔風雅和歌集〕

十七 雜哥下

權大納言行成女にすみ侍けるを、身まかりて歎きける比、よみ侍ける、

權大納言長家

戀しさにしなはやとさへ思ふかなわたり川にもあふせ有やと

〔更級日記〕

○御 物本 ○上略、菅原孝標女ノ乳母死去スル、コトニカ、ル、本年是春ノ條ニ收ム、

長家

又きけは、侍従の大納言の御むすめなくなり給ひぬなり、殿の中將のおほしなげくなるさま、わかものゝかなしきおりなれば、いみしくあはれなりときく、のほりつきたりし時、

○正月二十四日ノ條參看

これ手本にせよとて、このひめきみの御てをとらせたりしを、さ夜ふけてねさ

めさりせはなとかきて、とりへ山たにけふりのもえたゝははかなく見えしわれとしらなむと、いひしらすおかしけに、めてたくかき給へるを見て、いとゝなみたをそへまさる、

○中

略 治安二年

三月つこもりかた、つちいみに人のもとにわたりたるに、さくらさかりにおもしろく、い

まゝてちらぬもあり、かへりて又の日、

あかさりしやとの櫻を春くれてちりかたにしもひとめ見し哉

能書

菅原孝標女  
長家室ノ手  
跡ヲ手本ト  
爲ス

孝標女姉ト  
共ニ猫ヲ飼フ

姉猫ヲ長家  
室ノ再生ナ  
リト夢ム

といひにやる、花のさきちるおりことに、めのとなくなりしおりそかしのみあはれなるに、おなしおりなくなり給し侍従大納言の御むすめの手を見つゝ、すゝろにあはれなるに、五月許、夜ふくるまで物かたりをよみておきむたれば、きつらむ方も見えぬに、ねこのいとなこうないたるを、おとろきて見れば、いみしうおかしけなるねこあり、いつくよりきつるねこそと見るに、あねなる人、あなかま、人にきかすな、いとおかしけなるねこなり、かはむとあるに、いみしうひとなれつゝ、かたはらにうちふしたり、たつぬる人やあると、これをかくしてかふに、すへて下すのあたりにもよらず、つとまへにのみありて、物もきたなけなるは、ほかさまにかほをむけてくはず、あね・おとゝの中につとまとはれて、おかしかりらうたかるほとに、あねのなやむことあるに、ものさはかしくて、このねこそきたおもてにのみあらせてよはねは、かしこましくなきのゝしれとも、なをさるにてこそはと思てあるに、わつらふあねおとろきて、いつら、ねこは、こちゐることあるを、なとゝとへは、夢にこのねこのかたはらにきて、をのれはしゝうの大納言殿の御むすめのかくなりたるなり、さるへきえんのいさゝかありて、この中のきみのすゝろにあはれと思いて給へは、たゝしはしこゝにあるを、このころ下すのなかにありて、いみしうわひしきことゝ



猫ニ侍從大納言ノ姫君ト名付ク

火災ニ遭ヒテ猫燒死ス

治安元年三月二十二日

三四六

いひて、いみしうなくさまは、あてにおかしけなるひと見えて、うちおとろきたれば、このねこのこゑにてありつるか、いみしくあはれなる也とかたり給をきくに、いみしくあはれ也、そのうちには、このねこを北をもてにもいたさず、思かしつく、たゞひとりゐたる所に、このねこかむかひるたれば、かinateつゝ、侍從大納言のひめきみのおはするな、大納言殿にいらせてまつらはやといひかくれば、かほをうちまもりつゝ、なこうなくも、心のなし、めのうちつけに、れいのねこにはあらず、きしりかほにあはれ也、○中そのかへる年、治安三年四月の夜中はかりに火のことありて、大納言殿のひめきみと思かしつきねこもやけぬ、大納言殿のひめきみとよひしかは、きしりかほになきてあゆみきなとせしかは、(菅原孝標)てゝなりし人も、めつらかにあはれなる事也、大納言に申さむなとありしほとに、いみしうあはれに、くちおしくおほゆ、

○藤原長家、同行成ノ女ト婚スルコト、寛仁二年三月十三日ノ第二條ニ、長家、藤原齊信ノ女ト婚スルコト、本年十一月九日ノ條ニ見ユ、

二十二日、酉丁筑前觀世音寺、大宰府學校院別當ノ寺領ヲ妨グルヲ、同府ニ愁フ、

理盡サズン  
バ新權帥ノ  
著任ヲ待チ  
テ申スベシ

〔觀世音寺文書案〕

○守屋孝藏氏所藏

〔(別筆)任年來例可領掌、但新都督御下向在近、(源經房)○大宰權帥源經房、赴任スルコト、本月四日ノ條ニ見ユ、猶理不盡者、彼時可被申也、(在府判)〕

觀世音寺謹牒大府衙

請被任道理裁斷、學校院別當權少監多治、乍見寺家所領公驗、號學校院所領四至内、相妨寺領四至内地貳段狀

寺領四至 從寺以北、限大野南、鑄邊遠賀門下道、東限大野川、南限大野川、西限松岳并學校東小路南大野川、

牒、件寺爲天皇御願、九國綱所、鎮護國家之砌也、即任勅施入寺領之後、經數百年之間、以去寛平五年十一月一日、立資財公驗帳之後、既經百廿九歲也、其後至于今年、(件)伴四至内專無他妨、而件爲學校院別當、以今月廿日、放使於寺家四至内、乖例越來、領地計二町餘之桑也者、寺家以各所領公驗爲其領堺、相糺之處、適件監隨身學校公驗來著、即與寺家公驗比較處、(衍カ)學校院所持公驗云、本文書燒失之後、去天曆十二年六月二日、進彼時院司申文、申立公驗也者、自寛平五年至于天曆十二年、(天德二年)算其年數六十六箇年之後、所立學校公驗也者、今寺家謹案事情、地入佛界、不可有他妨也、加之當寺是聖朝御願、所領寺財皆悉勅

寛平五年ノ  
資財公驗帳  
寺領二町餘  
ヲ侵ス  
雙方ノ公驗  
ヲ比較ス  
學校院ノ公  
驗ハ燒失後  
ノ案文

治安元年三月二十二日

三四七



治安元年三月二十二日

三四八

入御施物、若妨奪勅入地者、忽有違勅之咎歟者、如此爭論之由、非蒙府裁者、何難相定矣、望請、府裁任寺領公檢被裁給、將斷各愁訴、永爲寺領、仍勒事狀、謹牒、

(治安元年)  
寬仁五年三月廿二日

權都那法師

權都那法師

權都那法師在判

講師大法師在判

讀師代大法師在判

檢校大法師在判

上座大法師在判

權上座大法師

權上座大法師

權上座大法師在判

寺主大法師在判

權寺主大法師

權寺主大法師在判  
別當權少監大藏朝臣

○大宰府學校院、燒失日記ヲ立ツルコト、天延元年年末雜載、公家ノ條ニ、大宰府裁定シテ、觀世音寺ノ領知ヲ認ムルコト、寬德二年二月二十九日ノ條ニ見ユ、

二十五日、庚子季御讀經、

〔日本紀略〕後一條院 三月

廿五日、庚子、季御讀經始、

廿八日、癸卯、同竟、

〔左經記〕三月

廿五日、庚子、晴、被行春季御讀經云々、但圖書寮有穢、仍以仁壽殿御佛・(藤原賴通)關白御經等御前御祈、以同長日御讀經所御佛爲南殿祈、但經者仰綱所令求借被用云々、○高山寺所藏新編諸宗教藏  
(爲脱カ)  
總錄裏書ヲ以テ校正ス、

〔小記目錄〕

四 季御讀經事付諸宮御讀經  
○京都御所東山御文庫本

治安元年三月十三日、季御讀經定事、

治安元年三月二十五日

三四九

結願

圖書寮ノ穢  
ニ依リ仁壽殿及ビ長日御讀經所用ノ佛像ヲ用フ

定



同廿五日、季御讀經始事、

二十九日、辰、甲入道前太政大臣藤原道長、御惱平癒立願ノ報賽トシテ、無量壽院ニ於テ、丈六ノ佛繪像百餘體ヲ供養ス、

〔小右記〕

○前田 家本 三月

二丈三尺ノ大日如來繪像等

廿九日、甲辰、○中 略今日於无量壽院被供養百餘躰繪佛、二丈三尺 像一躰 ○二丈以下八字ノ分注 大日如來 八、當ニ大字ニ作ルベシ、丈六釋迦如來像卅躰・同藥師如來像十躰・同觀音像廿躰・同不動尊像五十躰・同降

三世明王像一躰・同軍荼利明王像一躰・同大威德明王像一躰・同金剛藥叉明王像一躰・同金剛童子像一躰、

是去年主上御惱間被立申之御願云々、亦殊書寫墨字仁王經百部并金剛壽命經千卷、〔願カ〕 殿文

之、書寫仁王般若經一百部・金剛壽命陀羅尼經一千卷、所修之趣、亦有其志、適推辛酉之

歲也、○二月二日ノ 第二條參看、當革命之運、聖上可慎、臣下有懼、偏仰佛法之護持、備君臣之禮法云々、

午剋許參入、願主引諸卿被巡禮、了被歸御室之間參會、更伴下官被歸由、諸卿相從、假坐

上達部幄座、被談今日事、其儀、池頭四面構佛臺懸佛、上下引屏幔、佛上覆、 下曳、每佛有作花・

佛供・香・御明等、或三躰、或二躰、或一躰、莊粧香花、 佛供等事、隨人々力所被宛云々、中尊前 南面、立禮盤、其東西立高座、亦

仁王經百部壽命經千部ヲ書寫ス  
願文  
辛酉歲ノ厄ヲ禳フ  
道長公卿等ヲ率キテ巡拜ス  
池ノ四面ニ臺ヲ構ヘテ繪佛ヲ懸ク  
佛供等ヲ諸人ニ賦課ス

法會ノ鋪設

公卿ヲ饗ス  
藤原賴通以下幄舎ニ著ス

請僧百口  
講師院源  
讀師林懷  
兩僧乘輿參入シテ高座ニ著ス  
行道

度者ヲ賜フ

舞樂  
公卿等舞人ニ衣ヲ被ク  
ルコト多シ

藤原實資脱衣ノ興アルヲ非難ス

經机・行香机等如恒、堂童子等在東西、請僧幄立中嶋、先會進幄在南大門內歟、誦經幄立南大門東腋、上達部幄當中尊異方、池上橋構舞臺、當尊、願主清談、了被退歸、諸卿相從、〔後カ〕此及左大臣被參、著上達部饗、大堂 比渡、諸卿著座、其後關白被參入、諸卿動座、中納言已下避座、致仕大納言俊賢加著卿相座、了次如元座次云々、〔北渡殿カ〕 式部或文、 今案相異、就食間打鐘、食了、關白已下向幄座、左府無履、徒跣良久立池上、諸卿屬目、遂不持來、仍取人履著了、小時願主入道相府著上達部上首、請僧著座、百口、講師天台座主權僧正院源・讀師興福寺別當大僧都林懷乘輿參入、樂人在其前、發音、 樂師等在左右、請僧幄南邊下輿、各著高座、次唄二人、阿闍梨澄譽、 已講日觀、次散花二人、阿闍梨賴秀、 阿闍梨賢壽、先是堂童子著座、各四位一人、 五位三人、頒授花莒於請僧等復座、〔道〕 行導暫 辟座、次行導、其前有師子鳥童・菩薩・音聲人等云々、藏人頭左中將朝任就講師高座邊、仰給執杖由、大唐・高麗舞各一曲、有二曲儲、而日已炊暮、仍止今一曲、舞了歸入之後、左府被作氣色、召舞人右近將監光高、〔狛〕脫單衣給了、願主入道相府同脫給了、次關白給右將曹政方、〔實資〕 余同給、其後更召光高・政方等、上達部脫衣給之無筭、入道相府云、不可多給、召他舞人等、普可給者、仍應召舞人等參入、下藹上達部・殿上人給之、上藹只給光高・政方、就中政方被退歸之間、處々落被物、〔赤カ〕只入道相府仰諸大夫令脫衣被樂人等、今日脫衣事諸卿不甘心、世間



諷誦  
勅使及ビ諸  
宮御使アリ  
說經  
參會ノ公卿

丸太ヲ組ミ  
テ佛像ヲ懸  
比會

繪佛百六十  
體

雜事定

病患熾盛、上下所愁、○本年是春、ノ條參看至佛事有何妨、〔衣カ〕脫者之興一切不可有事也、左府響應先脫

衣、衰老上臈追從、二世共有何益哉、衆人聚口而已、次修御諷誦、勅使并宮々使等被物、

次々一家諷誦、講云々、講師開白、〔請カ〕詣僧等揭經題名、講師聊演說佛并本誓并二種經所說等

了、此間秉燭、左右近官人立明、上達部參在地上、仍執續持居地上、入道相府所仰也、事了各々分散、參會諸卿關白・左大臣・大納

言齊信・致仕大納言俊賢・大納言公任・〔藤原〕教通・〔中院〕納言賴宗・〔藤原〕能信・〔藤原〕兼隆・〔藤原〕實成・〔源〕道方・參議

公信・〔藤原〕經通・〔藤原〕通任・〔藤原〕朝經・〔藤原〕廣業・〔藤原〕資平・〔藤原〕定賴、

〔左經記〕〔三月〕

廿九日、甲辰、於无量壽院被供養丈六百躰畫像云々、堂中結度比會懸件御佛、〔庭脱カ〕奉仕花香、

佛供・莊・請僧百口云々、○高山寺所藏新編諸宗教藏總錄裏書ヲ以テ校正ス、

〔日本紀略〕〔道長〕後一 三月

廿九日、甲辰、前太政大臣於無量壽院供養圖繪丈六像一百六十體、諸大夫以上奉加之、左

大臣以下諸卿參入、有音樂・舞、

〔小記目錄〕十 佛事下 法會事 公家・諸家・諸寺・神社

同廿三日、於禪門被定法會雜事・音樂等事、

〔小記目錄〕十 佛事下 諸寺供養事 付諸家 塔堂  
○九條家本  
〔治安元年三月〕  
同年三月廿九日、入道相府著公卿座事、  
加著公卿座事、

〔今昔物語〕十二 本朝付佛法 於法成寺繪像大日供養語第廿二

今昔、後ノ一條ノ院ノ御代ニ、關白大政大臣、〔マ〕寛仁二年ト云フ年ノ三月廿一日ニ出家シ給テ後、

□年ト云フ年ノ□月□日建立ノ法成寺〔マ〕ニシ、天皇ノ御祈ノ爲ニ百體ノ繪佛ノ丈六ノ像ヲ令書メ給

テ、金堂ノ前ノ南面ニ南向ニ懸ケ並テ、供養シ給フ事有ケリ、其ノ中ニ高サ三丈ノ大日如來ノ像

ヲ、飯室ノ□阿闍梨ヲ以テ令書テ、此レヲ中尊〔トシ〕懸タリ、其ノ前ニ長キ平張ヲ打テ、其ノ下

ニ入道殿ヲ始メ奉テ、其ノ次ニ御子ノ關白内大臣殿ヲ始メ奉テ、左大臣顯光・右大臣公季并ニ

納言・參議ノ公卿、員ヲ盡シテ平張ノ下ニ著キ給ヘリ、其ノ後ニ殿上人併著ク、亦此ノ平張ノ左

右ニ長キ幄ヲ打テ、衆僧ノ座トス、其ノ南ニ大鼓・鉦鼓各ニヲ莊リ立テ、其ノ南ニ絹幄ニヲ打テ、

唐・高麗ノ樂屋トス、其ノ儀式實ニ珍ク興有リ、既ニ事始テ、南ノ大門ノ外ニ左右ニ幄ヲ立テ、

諸ノ僧衆會セリ、唐・高麗ノ樂人樂屋ヨリ南ノ大門ニ出テ僧ヲ迎テ、諸僧樂人ヲ前ニ立テ、引テ

入ルニ、南大門ノ壇ノ上ニ諸僧上リ立テ、北〔サマ〕見遣ハ、百體ノ丈六ノ佛ノ被懸並レ給テ、風

法會ノ盛觀



請僧等化身ノ僧ノ姿ヲ見ルトノ説話

治安元年三月二十九日

三五四

ニ被吹テ動キ給フカ生身ノ佛ノ如クシ、貴キ事无限シ、  
被吹テ動クモ目出タシ、亦二ノ大鼓ノ莊  
光ヲ放ツカ如シ、實ニ此等佛ノ淨土ト思エテ  
貴シ、亦僧共ノ見ハケレ、平張ノ下ニ入道殿ノ御マス上ノ方ニ、香染ノ法服著ルシタ、僧ノ居ハ、彼レハ  
誰ソ、仁和寺ノ濟信大僧正ノ在ス也ト思テ、皆僧共歩ヒ行クニ、漸ク近ク成ル程ニ、此ノ人不  
見ス成ヌ、立給ヌルカト、思テ、僧共各座ニ著ヌ、誰モ皆同様ニ見テ、兼テ香爐箱ヲ座ニ置テ從僧共  
ノ居ニ、彼ノ平張ニ著給ツルヘリ、香染ノ僧ハ誰ソト問フニ、從僧等答テ云ク、而ル人更ニ不在ト、僧  
共此レヲ聞クニ奇異也ト思フ、然レハ此レハ佛ノ化シ給カ、若ハ昔ノ大師ノ來リ給トソ、僧共皆  
云ヒ惶ル、一人見タル事ナラハ、僻目トモ可疑キニ、皆同ク見レハ可疑ニ非ス、世ノ末也ト云モ、  
カク貴キ事ハ有ケリ云ヒ合ケリ、定メテ後ニ入道殿聞セ給ケム、奇異ノ事也トナ、語り傳ルヘトヤ、  
○御惱ニ依リテ、道長、不動尊及ビ大威徳尊像ヲ造リ、寫經ノ願ヲ立ツルコト、寛仁  
四年十月五日ノ第三條ニ見ユ、

是春、疾疫流行シテ、夏ニ及ビ、疫死スル者多シ、

〔小右記〕 ○前田 二月

廿一日、丙寅、○中

申時許、藏人右中辨章信來、傳關白命云、天下疫癘方發、死亡者衆、何爲、  
トスルコトニカ、ル、三、  
月七日ノ第二條ニ收ム、者、  
○中略、壽命經ノ轉讀ヲ行ハン

〔日本紀略〕 後一 六月

廿七日、辛未、小除目、○六月二十七

〔小記目錄〕 二十 天下病事付御  
○京都御所東山御文庫本

治安元年三月廿六日、疫癘熾盛事、

〔扶桑略記〕 二十八 後一條天皇 寛仁五年、辛酉、○中 春夏之間、疾疫殊甚、

〔更級日記〕 物本 ○上略、菅原孝標等、上洛スルコト、  
○本 二カ、ル、正月二十四日ノ條ニ收ム、

その春世中いみじうさはかしうて、まつさとのわたりの月かけあはれに見しめのともし、三  
月ついたちになくなりぬ、せむ方なく思なけくに、物かたりのゆかしさもおほえすなりぬ、  
いみしくなきくらして見いたしたれば、ゆふ日のいとほなやかにさしたるに、さくらの花

治安元年是春

三五五

菅原孝標女ノ乳母死ス



のこりなくちりみたる、

ちる花も又こむ春は見もやせむやかてわかれし人そこひしき

〔今昔物語〕

十七 本朝付佛法

僧仁康祈念地藏遁疫癘難語第十

今昔、京ニ祇陀林寺ト云フ寺有リ、其ノ寺ニ仁康ト云フ僧住ケリ、此レハ横川ノ慈惠大僧正ノ弟(良源)子也、心ニ因果ヲ信シテ三寶ヲ敬ヒ、身ニ戒行ヲ持テ衆生ヲ哀フ事佛ノ如シ、而ル間、治安三年(元)ト云フ年ノ四月ノ比、京中及ヒ天下ニ疫癘盛リニ發テ、病ニ死ヌル輩多カリ、然レハ道ニ死屍墮无シ、此ニ依テ上中下ノ人、空ヲ仰テ歎キ合ヘル事无限シ、而ル間、仁康夢ニ一人ノ小僧有リ、其ノ形チ端嚴也、房ノ内ニ歩ヒ來テ、仁康ニ告テ云ク、汝チ世ノ无常ナル事ヲ觀ヌヤ否ヤト、仁康答テ云ク、昨日見シ人ハ今日ハ不見ス、朝ニ見ル者ハ夕ニハ失ヌ、此レ只近日也ト、小僧咲テ云ク、世ノ无常今始メテ不可愁ス、若シ汝チ事ニ於テ其ノ恐レヲ思ハ、速ニ地藏井ノ像ヲ造テ、其ノ前(前)ニシテ其ノ功德ヲ可讚歎シ、然レハ近ハ五濁ニ迷フ輩ヲ救ヒ、遠ハ三途ニ苦フ者ヲ訪ト、宣フト見テ夢覺ヌ、其ノ後仁康道心ヲ發シテ、忽ニ大佛師康成(阿)カ家ニ行テ相語テ、不日ニ地藏ノ半金色ノ像造テ開眼供養シツ、其ノ後地藏講ヲ始行フ、道俗男女首ヲ但ケ掌ヲ合セテ來リ臨テ結縁ス、而ル間、其ノ寺ノ内并ニ仁康カ房ノ内ニ、更ニ疫癘ノ難无シ、亦此ノ夢ノ告有ル事ヲ聞テ、

仁康祇陀林寺ニ地藏講ヲ行ヒ疫癘ヲ免ル

地藏ノ半金色像ヲ開眼供養ス

地藏講ノ盛行

仁康カ得意ト有ル者共及ヒ横川ノ人々、此ノ講ニ縁ヲ結ヘル輩、皆敢テ此ノ難无シ、此レ希有ノ事也ト云テ、其ノ地藏講彌ヨ繁昌也、如此(ク)テ、仁康既ニ年八十二及テ、命終ル時、心不違(ス)シ西ニ向テ直ク居テ、阿彌陀佛并ニ地藏井ノ名號ヲ唱テ、眠ルカ如(ク)テ失リ、然レハ二世ノ利益地藏井ノ誓ニ過(タル)ハ无シト知テ、世ノ人專ニ信シ可奉(ナム)語リ傳ヘタトヤ、

〔地藏菩薩靈驗記〕

一之下

仁康法師依示現行地藏講式事

天台山横川ニ慈惠大師ノ門人仁康房ト白スハ、今ノ祇陀林寺ノ住侶ナリ、後一條院ノ御宇、治安三年(元)ノ比、天下ニ疫癘行ハレテ、貴賤此ノ災ニ罹ラサルハナシ、戸々家々ニ泣哀ミ侍ルコト、誠ニ天災トハ云ナカラ、苦々敷ソアリキ、仁康是ヲ哀愍シテ、地藏菩薩ニ奉祈、風ニ聞、人民無病、百由旬ノ内ニ無諸災患ト、大悲ノ誓願不虛、此ノ難ヲ救玉ヘト、身心清淨ニシテ祈リケルカ、一夜夢ラク、端嚴美麗ノ小僧ノ來リテ告テ曰ク、汝世上ノ無常ヲ觀スルヤ否ト、夢中ニ答テ云ク、昨日見シ人ハ今日ハ虚、朝有カトスレハ夕ニハナシ、先ニ喜アルモノハ後ニ憂アリ、爭カ常ナルヘシト、小僧笑テ曰ク、人間ノ八苦ハ始テ歎ヘキニアラス、イツカ此ノ悲ノナキ時シ有ケル、若苦輪ヲ暫モ助ントナラハ、偏ニ地藏講ヲ執行ヘシ、自他俱ニ安同ク寂光ニ歸スヘシト示シ玉ヘハ、仁康夢覺テ、大佛師康成(阿)ノ所ニ行

地藏ノ夢告ニ依リ發願ス



テ、地藏尊ノ像ヲ金色ノ彩色ニシ造立供養シ奉ル、其後式ヲ造リ、始テ地藏講ヲ行ケリ、サレハ道俗ノヤカラ同心ニ低頭合掌シテ、共ニ結縁ヲイトナミケリ、去程ニ病鬼忽ニ去テ、寺中房内ニ病患ニ罹ルモノナシ、是併菩薩ノ示現ニヨリテナリ、此ノ事世ニ風聞アリケレハ、我先ニト講ヲ營ム、如是修スル者ハ、疫氣ヲ患ルコトナク、若シ輕慢ノ輩ハ忽チ此ノ災ニ値ケレハ、彌地藏ノ講繁昌シテ、至于今式ヲ執行ノ權輿トナレリ、妖ハ不勝德、世教スラ猶如是、況ヤ出世上々ノ妙法ヲヤ、尊テ猶有餘、

○疫癘ニ依リテ、臨時仁王會并ニ仁王經御讀經ヲ行フコト、寛仁四年十二月十八日ノ第一條・同年閏十二月二十五日ノ第一條・本年正月二十八日ノ條及ビ七月十日ノ條ニ、同ジク、春日社行幸ヲ延引スルコト、二月二十五日ノ條ニ、同ジク、大極殿等ニ於テ、壽命經轉讀并ニ不動法修法等ヲ行フコト、三月七日ノ第二條ニ、同ジク、二十一社ニ奉幣スルコト、二月二十五日ノ條・四月二十三日ノ條及ビ六月十六日ノ條ニ、同ジク、石清水八幡宮以下ノ十六社ニ於テ、仁王講ヲ修セシムルコト、四月二十六日ノ條ニ見ユ、

四月小盡  
丙午朔

一日、丙午旬平座、

〔小記目錄〕五  
年中行事五  
四月  
九條家本

治安元年四月九□□一日、平座、見參事、

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、

東大寺別當傳燈大法師朝晴寂ス、

〔東大寺別當次第〕六十  
傳燈大法師朝晴 已講、

○上治安元年同年四月一日卒、○全文ハ、  
下ニ掲グ、

〔維摩會講師研學豎義次第〕

三年、甲寅、講師朝晴略○中  
治安元年三月卅日 已講、卒、六十四、  
○全文ハ、  
下ニ掲グ、

〔東大寺別當次第〕六十  
傳燈大法師朝晴 已講、

寛仁四年十二月卅日符、三論宗、本寺東南院、大和國添下  
郡人、深覺辭退替、禪徵僧都資、長和三年維摩講師、寺務三月、(治安元年)  
寛仁五年正、

三、同年四月一日卒、

〔僧綱補任〕三  
長和三年  
興福寺本

治安元年四月一日

見參

三月三十日  
寂ストノ説  
年六十四  
官歴  
三論宗  
東大寺東南  
院ノ僧  
寺務三箇月



治安元年四月一日

三六〇

講師朝晴 東大寺、三論宗、三月廿五日宣旨、(朱書)「五十七、」

〔僧綱補任〕 乾長和三年 ○彰考館本

講師朝晴 三論宗、東大寺、年五十七、臘、三月廿二日宣旨、禪徵資、大和國人、當麻氏、

〔維摩會講師研學堅義次第〕

大和添下郡ノ人

(長和) 三年、甲寅、講師朝晴、晴イ(朱書)年五十七、萬、三月廿二日宣、四月十三日請、大和國添下郡人、當麻氏、(徵)禪徵律師弟子、治安元年三月卅日已講卒、六十四、

〔僧綱補任〕 三 ○興福寺本

維摩會堅者

(長德) 同三年 酉、講師春明、略ス、 堅者 ○中 朝晴、

〔小右記〕 ○前田 長和三年三月

廿二日、丁未、○中

維摩會講師

東大寺朝靜 三論宗、來云、今日蒙維摩講師宣旨者、

十月

一日、甲寅、維摩會講師請書持來、依次日不加暑、(署)仰明日可暑之由訖、

二日、乙卯、○中

〔維摩〕  
講師請書加署、朝靜、三論宗、東大寺、

〔正倉院文書〕

東南院文書 壹櫃第五卷

太政官牒 東大寺

東大寺別當深覺辭退ノ替

應補任別當權僧正法印和尚位深覺辭退替事

傳燈大法師位朝晴

凡僧ニシテ別當ト爲ル

右、得彼朝晴去八月九日解狀傳、謹案舊例、○中已上五人、皆爲凡僧被任別當之例也、今

朝晴爲常住伽藍之三會已講、年藹共積、奉公年尙矣、運之已至不可不言、望請、特蒙天恩、

早任舊例、被恤任權僧正法印和尚位深覺辭退之替、且致興隆佛法、修治堂舍之勤、兼仰常

住伽藍、奉公勞積之貴者、○中左大臣宣、奉勅、依請者、○中

寬仁四年十二月卅日 ○署所 略ス、

〔左經記〕 寬仁四年十二月

卅日、丙午、晴、參内、○中 有僧綱召、○注被補諸寺別當、○注東大寺朝德、

〔本朝高僧傳〕

十 淨慧二之七 和州東大寺沙門澄心傳 朝晴、

○上 又釋朝晴、和州添下郡人、受三論於禪徵僧都、才慧爲衆所稱、長和三年、於興福寺南

圓堂講維摩經、義辯驚人、相尋歷二會、寬仁四年、住東大寺、明年四月卒、

三論ヲ禪徵ニ學ブ義辯ヲ以テ聞ユ

治安元年四月一日

三六一



治安元年四月三日

三六二

藤原道長家  
法華三十講  
講師

〔權記〕 長保五年五月

一日、庚寅、○中 詣左府、（藤原道長） 卅講初、○中 朝晴爲講師、

○朝晴、東三條院藤原詮子奉爲ノ一條院法華御八講ノ聽衆ト爲ルコト、長保四年十月二十一日ノ條ニ、東大寺ノ仁盛等ト共ニ、藤原行成ヲ訪フコト、同年年末雜載、諸家ノ條ニ、東三條院ノ奉爲ノ藤原道長家法華八講ニ、聽衆ト爲ルコト、寛弘元年五月十九日ノ條ニ、最勝講ノ聽衆ニ定メラル、ト雖、他行シテ參ラザルコト、同二年八月十四日ノ第一條ニ、最勝講ノ聽衆ニ定メラレ、問者ヲ奉仕スルコト、同七年三月二十一日ノ第二條ニ、一條天皇御葬送ノ御前僧及ビ七々日御法事ノ百僧ニ定メラル、コト、同八年六月二十五日ノ條ニ、一條天皇ノ御葬送ニ供奉スルコト、同年七月八日ノ條ニ、東大寺ニ於ケル道長ノ受戒ノ際ニ、大佛殿誦經ノ導師ヲ勤ムルコト、寛仁三年九月二十九日ノ條ニ、權律師觀眞ヲ東大寺別當ニ補スルコト、治安三年八月二十二日ノ條ニ見ユ、

三日、戊申、平野祭、

〔日本紀略〕後一條院 四月

三日、戊申、平野祭、

○吉書始ニ、平野祭幣料ノ請奏ヲ奏スルコト、正月二十四日ノ條ニ見ユ、

四日、己酉、廣瀨・龍田祭、梅宮祭、

〔日本紀略〕後一條院 四月

四日、己酉、廣瀨・龍田祭、梅宮祭、

〔小右記〕○前田家本 治安三年四月

四日、丁酉、大外記賴隆眞人云、（清原） 又云、今日廣瀨・龍田・梅宮等祭日、二祭相合例、

昨日被勘、有○中 治安元年等例者、

五日、庚戌、小除目、

〔日本紀略〕後一條院 四月

五日、庚戌、小除目、

〔小記目錄〕五 京官除目事

（治安元年） 同四月五日、小除目事、

小一條院御所高松殿、燒亡ス、

治安元年四月四日 五日

三六三

二祭同日ノ  
例



〔日本紀略〕後一條院 四月

五日、庚戌、略今夜亥刻、小一條院高松殿燒亡、(敦明)

〔小記目錄〕所々燒亡事 ○九條家本

治安元年四月五日、高松殿燒亡事、院御坐此處

〔小記目錄〕移徙事 帝王・院宮、臣下 ○九條家本

治安元年四月五日、院渡御左衛門督賴宗家事、(藤原) 即渡御入道相、府二條第事

〔百練抄〕後一條天皇 四月五日、高松殿燒亡、小一條院御在所也、

○小一條院、高松殿ニ移リ給フコト、寛仁元年十一月二十二日ノ第二條ニ見ユ、

〔參考〕

〔拾芥抄〕中 高松殿 姉小路北、西洞院東、高明親王家

八日、丑、癸、大神祭使ヲ發遣ス、仍リテ、灌佛ヲ停ム、

〔小記目錄〕五年中行事五 四月 灌佛 ○九條家本

治安元年四月八日、灌佛停止事、依當大神祭使立日也

○コノ條、小記目錄ニ據リテ掲書ス、

藤原賴宗第ニ移リ給フ

高松殿ノ位置

十三日、戊、賀茂齋院選子内親王御禊、  
〔日本紀略〕後一條院 四月  
十三日、戊午、賀茂齋王禊、(選子内親王)

〔小右記〕前田 三月 家本

七日、壬午、今日午時、伯耆守資賴赴任國、(藤原) ○三月四日ノ條參看、中略、早旦以文任朝臣送夜積一荷、(巨勢) ○中略

橫納絹冊疋、本數五十疋、而一日依吉日、先者十疋收納、來月右兵衛佐資房可奉仕御禊前駐、仍件絹廿疋、猶加指貫、送匠作許者、(藤原)

十九日、甲午、中略、齋院修理ノコトニカ、齋院進禊祭新進未勘文、見了匠給、仰可催納之由、若遂無辨申可經奏了、(事カ) 同仰此趣、中略、石清水臨時祭ノコトニカ、左頭中將朝經以匠作相傳々、齋院御簾可奉仕事、明日密々可示送者、事之案内申關白、(藤原賴通) 而依被不審、所示送歟、(云カ)

明日可示遣也、

廿七日、壬寅、史忠信之、(宇治) 昨日禊祭行事史貞致墮自陳腋床子、突損面、脫冠顛臥、下部等

扶持將入、心神不覺、藏人兵部丞教任持來宣旨、(藤原) 覆送辨令、下宣旨等、但諸加被下内藏寮・穀倉院之宣

旨等、示事由返授、不然事也、示其由了、匠作來云、今朝參无量壽院并關白殿、宣旨等遣

右少辨賴明許、小選來、不相遇、賀茂上御社司進申文、是觸祭之事等也、(脱アルカ) 仰行事所之由、

治安元年四月十三日

床子顛倒シテ行事史負傷ス  
藤原實資禊祭ノ宣旨ニ下内藏寮等ニ加ヘタルヲ

藤原資房前驅ヲ奉仕ス  
禊祭料ノ未進ヲ督促ス



治安元年四月十五日 十六日

三六六

申上時可經奏聞、又頼明朝臣來、以大和守政職朝臣令傳雜事、史貞致昨日落日床子之後、  
不從尋常、以他史可令行祭事者、  
廿八日、癸卯、頼明朝臣進賀茂上社司解狀、  
仰可令催進之由了、

〔小記目錄〕

五年中行事五 四月  
御禊事 ○九條家本

治安元年四月十三日、齋内親王御禊事、

○コノ條、本月十六日、賀茂祭ノ條ト相涉ルコト多シ、修理職及ビ木工寮等ヲシテ、  
賀茂齋院ヲ修理セシムルコト、三月十九日ノ第二條ニ見ユ、

十五日、庚申關白内大臣藤原頼通、賀茂社ニ詣ス、

〔日本紀略〕

後一條院 四月

十五日、庚申、關白内大臣參詣賀茂社、

〔小記目錄〕

攝政關白物詣事 賀茂、春日  
○九條家本

治安元年四月十五日、關白賀茂詣事、

十六日、辛酉賀茂祭、

警固

解陣

賀茂社領四  
至ノ官符  
北限ナホ明  
確ナラズ

賀茂上社司  
ヲ修造ノコト  
ヲ申ス  
社領ノ四至  
定テザルニ  
依リテ大原  
郷刀禰等祭  
ズ事ヲ承引セ

〔日本紀略〕

後一條院 四月

十四日、己未、警固、

十六日、辛酉、賀茂祭、

十七日、壬戌、解陣、

〔小右記〕

○前田 二月  
家本

廿七日、壬申、○中權左中辨經頼持來賀茂西・北際官符、而北際不慥、仍又々申入道殿、  
可一定由相示訖、

三月

六日、辛巳、○中藏人式部丞良任持來觸賀茂祭之宣旨等、

廿七日、壬寅、○中藏人兵部丞教任持來宣旨、  
來、不相遇、賀茂上御社司進申文、是觸祭之事等也、  
仰行事所之由、申上時可經奏聞、

廿八日、癸卯、頼明朝臣進賀茂上社司解狀并大原郷刀禰等解文、  
不承引祭雜事、是延曆寺四至定未有一定、見了進給、余仰云、社奉寄大原郷先了、去年勤仕祭事、今年寄事於左右、何闕恒例之神事乎、延曆寺四至事不幾、其定未了、早可勤仕祭雜事之由仰之、

治安元年四月十六日

三六七



治安元年四月十六日

三六八

勤仕ヲ命ジ  
テナホ難色  
ヲ示サバ檢  
非違使ヲ戒  
メシムベシ

大原郷刀禰猶申所執、可召進由、可給宣旨於諸司、亦神館可葺事可仰社司、件事所知、仍先所令仰、若又々有所申、隨狀可經奏聞、刀禰等猶申不可勤仕之由、奏事由、可令使官人召戒、

〔小右記〕

○九條 十月

十七日、己未、權辨經賴持來史忠信注進橫川北限文、仰可依禪門定之由、

十八日、庚申、權辨朝臣傳禪門命云、賀

〔茂九〕

楞嚴院北僧房可爲北限者、仰申關白可

宣下之由、但從僧房至北岸丈尺不注申、仰重遣忠信可命住申之由了、件事多怖畏、仍爲知

〔合注九〕

藤原實資同  
道長ノ決裁  
ヲ仰ゲ  
楞嚴院北僧  
房ヲ以テ橫  
川領ノ北限  
ト定ム  
僧房北岸間  
ノ丈尺ヲ注  
進セシム

丈尺、所重仰也、○コノ本、十八日ノ記、闕損ノ箇所アリ、九條家新寫本ヲ以テ補填ス、

〔小記目錄〕

被寄諸社田園事 付封  
○九條家本

治安元年三月一日、延曆寺北限以莒谷可爲際論事、

〔小記目錄〕

五年中行事五 四月  
賀茂祭事 ○九條家本  
〔選子内親王〕

治安元年四月十日、定齋院出車事、

同十四日、隨身纏頭事、

同十六日、齋院長官光清依遲參恐懼事、

同日、大宮使不被立使事、依無吉日、不著御服間也、

齋院長官祭  
ニ遲參ス  
太皇太后宮  
御使ヲ停ム

出車ヲ定ム

莒谷

藏人落馬ス

女房ノ落馬

宣旨ヲ下シ  
テ備人ヲ進  
メシム

同十九日、藏人乘唐鞍馬間、落馬事、口付打馬尻事、

同廿七日、落馬女房馬事、左京大夫經親出馬也、

同廿八日、祭日落馬女房沙汰事、

同年五月六日、仰左京大夫經親可進落馬口付事、

同十七日、落馬口付可進由、被下宣旨於經親事、

○延曆寺領ノ境論ノコト、便宜合斂ス、コノ條、本月十三日、齋院御禊ノ條ト相渉ルコト多シ、太政官符ヲ下シテ、山城愛宕郡内八箇郷ヲ賀茂上下社ニ分チ宛ツルコト、寛仁二年十一月二十五日ノ第二條ニ、愛宕郡ノ地ニ就キテ、延曆寺ト賀茂社司トノ爭論アルニ依リ、使ヲ遣シテ延曆寺領ノ四至ヲ實檢セシムルコト、同四年十一月二十八日ノ條ニ、賀茂社司、大原郷ニ亂入スルコト、治安二年十月六日ノ條ニ見ユ、

十八日、癸亥、少僧都如源寂ス、

〔僧綱補任〕

○興福寺本

少僧都如源 〔四月十八日入滅、卅五、〕

〔僧綱補任〕

○彰考館本

治安元年四月十八日

三六九

年四十五



